

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
1	5	1	2	1	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅱ 監査対象の概要 2 補助金の交付手続について (2) 交付決定
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金等の交付条件について（報告書 13 頁掲載） 補助金等交付のガイドラインでは、補助金等の交付条件に市税の完納を含めるように指示しているが、豊田市補助金等交付規則では、交付条件に市税の完納が定められていない。補助金等は、市税などの市の財源を原資にしていることから、交付条件に市税の完納を含めることの徹底を図ることや、補助金等の交付に一定制限を加えることになることから、市長がその権限に属する事務について制定する法規である豊田市補助金等交付規則にも補助金等の交付条件に市税の完納を定めることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書39頁 Ⅲ1 総括（10）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】				
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	■D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定		
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		・ 交付条件に市税の完納を含めることについては、ガイドラインにその旨を記載するとともに「概要書/自己評価書」の様式を用いて補助金事業所管課及び適正化委員会で交付条件の確認を行うこととなっているため、交付条件に市税の完納を含めることの徹底は図られていると考える。 ・ また、市税の納税義務がない団体等を対象とした補助金も存在するため、全補助金を対象とする規則へは記載しないことを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
2	5	1	2	2	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅱ 監査対象の概要
	2 補助金の交付手続について
	(6) 交付決定の取消し又は補助金等の返還
(4) 監査結果 ■ 意見	・加算金や延滞金の定めについて（報告書 14 頁掲載） 豊田市補助金等交付規則第14条に、補助金等の取消しに伴う返還についての定めがあるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条や他の地方公共団体の補助金等交付規則にあるような加算金及び延滞金に関する定めがない。 加算金や延滞金は、補助金の不正受給等の牽制効果も期待できることから、補助金の交付がより適正かつ効率的に運用されるために、豊田市補助金等交付規則において加算金及び延滞金に関する定めを設けることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書39頁 Ⅲ1総括（10）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ D 不措置 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用範囲である国の補助金規模と比較すると、市の補助金規模は小さく、不正受給の牽制効果は薄いと考えるため、加算金及び延滞金に関する記載はしないことを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
3	5	1	2	3	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅱ 監査対象の概要
	3 補助金等適正化委員会について
	(2) 豊田市補助金等適正化委員会の組織
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 豊田市補助金等適正化委員会の体制について（報告書 17 頁掲載） 市は、多数の補助金等を効率的に調査及び審査する必要があることから、行政改革推進課職員及び各補助金等を所管する部局ごとに委員の職を担う職員（財政課及び企画課の職員）を定め、委員長及び副委員長に当該職員を加えたメンバーで豊田市補助金等適正化委員会を構成している。各部局の補助金等を調査及び審査する豊田市補助金等適正化委員会の員数は最大8名であり、豊田市補助金等適正化委員会規程の定める10名以内であることから、市は豊田市補助金等適正化委員会規程に適合する運用と解釈しているが、各部局を担当する職員は財政課8名及び企画課10名の職員から選出されており、その合計は10名を超えている。 各部局に豊田市補助金等適正化委員会を組織することが禁止されているか豊田市補助金等適正化委員会規程上明らかではないものの、市の補助金等について全般的・統一的な判断を行うための組織であれば、委員長、副委員長及び行政改革推進課の担当職員が全部局の案件に関与している運用面の状況から、その運用を担保する体制として、調査及び審査に関与する委員全員によって1つの委員会が組織されることが望ましい。市の現在の運用を前提とし、豊田市補助金等適正化委員会に関与する職員をもって1つの委員会を組織しようとした場合、その職員数が豊田市補助金等適正化委員会規程で定める10名を超えるのであれば、規程上の委員定数を増員することも検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年7月1日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	・ 豊田市補助金等適正化委員会規程上の委員定数に関する記載を修正することは適正な行政事務に資するため、規程を改正することを決定した。		

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	・今後、令和7年度に向けて次のとおり順次進めていくこととする。 令和6年9月～ 財政課、企画課と協議し改正内容の決定 令和7年4月 規程の改正
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
4	5	1	2	4	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅱ 監査対象の概要
	3 補助金等適正化委員会について
	(2) 豊田市補助金等適正化委員会の組織
(4) 監査結果 ■ 意見	・外部委員の選任について（報告書 17 頁掲載） 市は、平成21年度の包括外部監査において、豊田市補助金等適正化委員会の前身である豊田市委託・給付事務効率化委員会の委員に一定数の外部委員（市職員ないし市OB職員以外の者）を選任すべきであるとの意見があったものの、「市民意識、国・県制度の動向を十分踏まえた上で審議が行われるよう、委員には現場（市民の声）に近い担当職員を選任しております。同時に審議においては「公平性」「中立性」が確保されるよう委員バランスの配慮を行っております。」との理由から、外部委員の選任は行われていない。 豊田市補助金等適正化委員会においては、担当課だけでなく第三者的視点から、補助金等について検討することに意義があり、その第三者的視点には、市職員の内部的な視点だけでなく、市民や学識経験者、職業的専門家等の外部的な視点を取り入れることで、より有意義な調査・検討が期待される。 したがって、豊田市補助金等適正化委員会の委員のうちの一定数については外部委員（市職員ないし市OB職員以外の者）を選任することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	・平成21年度の包括外部監査で述べた上記理由に加え、補助金の性質に即した外部委員の選定が煩雑となり、また適正化委員会では、補助金の分野にかかる専門的な意見を求める場ではなく、ある程度規格化された基準をもってその公平性等を審査しているため、外部委員は選定しないことを決定した。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
--------------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
5	5	1	2	5	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（1）
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金等の見直しについて（報告書 35 頁掲載） 豊田市補助金等交付規則第3条において「補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用」することとされており、補助金等の金額は真に必要な金額以内に限定する必要がある。 補助金等が長期にわたって同額を交付している場合は、継続的に見直しを実施していくことが求められる。なお、補助金及び交付金については、補助金等交付のガイドラインにおいて、法令等に基づく補助及び会計間補助を除き、3年ないし9年で見直しをすることとしている。新型コロナウイルス感染症や物価高など、近年は短期間に状況が大きく変動していることから、補助金等の見直しの検討は3年や9年にかかわらず、継続的に実施することが望まれる。特に9年は長いことから、期間の短縮化を検討するべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書56頁 IV3（1）、報告書62頁 IV3（4）、報告書66頁 IV4（1）、報告書69頁 IV4（3）、報告書80頁 IV4（7）、報告書87頁 IV4（10）、報告書126頁 IV6（2）、報告書147頁 IV7（8）、報告書157頁 IV8（2）、報告書173頁 IV9（8）、報告書174頁 IV9（8）、報告書181頁 IV9（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する	・補助金は、奨励的、活動支援的補助のような時勢や進捗を踏まえ短期で見直すべきものがある一方で、施設建設運営費のような短期間で変化しづらい性質のものが、現在の9年間の期間は妥当だと考える。

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	・また、毎年の財政課の予算査定を通じて事業継続の是非については協議がされていると考えるため、適正化委員会での見直しは現在の運用のとおりとすることを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
6	5	1	2	6	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（2）
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金協定書の作成について（報告書 35 頁掲載） 負担金の支払先の多くは外部の団体となっていることから、多くの場合、市は、実施主体との間で協定書を取り交わしている。しかし、協定書の内容については、詳細に定めている場合もあれば、2 ページ程度以下で内容も詳細には定められていない場合や購入した資産の所有権が明確に定まっていない場合など、内容にばらつきが見られる。 負担金も補助金と同様に市税などの財源が原資になっていることから、その使途もあらかじめ、協定書により厳格に定めておくことが求められる。そのため、必要な事項を具備した協定書になるように、例えば、協定書のひな形や必要項目をまとめたチェックリストのようなものを利用することが考えられる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		・負担金については、節別ハンドブックに記載されているポイントの遵守を基本とし、負担金事業所管課と財政課が予算査定を通じて適正に執行されるよう運用している。 ・負担金の種類や性質は様々で協定書において一律にひな形やチェックリストを作成できないため、現在の運用のとおりとすることを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
7	5	1	2	7	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（3）
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金等で購入した資産について（報告書 36 頁掲載） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条における財産の処分の制限は、購入資産を売却すると補助金の効果が無くなるだけでなく、補助金の受領者が売却により不当に利益を得るおそれがあることから、それを防止するためである。違反をした場合は、交付決定の取消しや補助金の返還が求められる。 一方、市の豊田市補助金等交付規則には、補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律第22条に相当するような財産の処分の制限の規定はない。さらに、補助金等交付のガイドラインにおいても同様の記載はなく、各補助金の交付要綱においても、同様の記載が無いものも多い。 市税を始め市の貴重な財源を原資としている補助金は、公正かつ効率的な使用が求められることから不正な利益を得る可能性がある場合には、より厳格に対処することが求められる。そのため、豊田市補助金等交付規則にも財産処分の制限と違反した場合の対応を定めるとともに、各補助金の交付要綱にも財産処分制限の詳細を定め、さらに実際に不当に処分されていないか検査する基準を定め、実施することが求められる。
(5) 同趣旨の結果	報告書132頁 IV7（2）、報告書152頁 IV7（10）、報告書163頁 IV9（3）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置 方針決定 令和6年7月1日 部長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する	・財産処分の制限を明記するにあたっては、対象とする財産の種類や制限期間等について、個別具体的な状況に応じて規定する必要があるため、規則で一律に定めるのではなく、各々の補助金に応じて、個別の補助要綱等に対応するべきである。

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
8	5	1	2	8		藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（4）
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金で購入した資産について（報告書 36 頁掲載） 協定書等において、負担金で購入した資産における所有権の帰属や処分方法について明記されていない場合がある。負担金も市の貴重な財源で賄われたものであり、市も負担金事業の関係者であることから、毎年度の精算時や実行委員会の解散時など、負担金で購入した資産の処分等について、市は安易に権利を手放すのではなく、市の行政目的達成のために活用ができるように努めるべきである。そのため、協定書において、負担金により購入した資産の処分については、明確に定めることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書53頁 IV2（2）、報告書104頁 IV5（7）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年2月1日	部長決定
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	負担金により購入した資産の処分については、協定書で明確に定めるよう方針を示す。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	事業の都合上、備品をやむを得ず購入する場合は、協定書に当該資産の処分方法（原則として市に帰属すること）を規定することを事務要領である節別ハンドブックに明記した。			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
9	5	1	2	9	藤田 憲彦	
					前田 有紀	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（5）
(4) 監査結果 ■ 意見	・実績報告の確認方法について（報告書 36 頁掲載） 実績報告は、交付する補助金が有効に使われるかどうかを確認するための重要な書類であり、補助金は公金を財源としているところから厳格に検査を行う必要がある。多くの補助金の審査は、書面確認が中心となっているが、真に適正か否かを判断するためには、根拠資料や現物などの照合など、現地確認が必要になる場合も多い。しかし、人的にも時間的にも現地確認を全ての補助金について行うことは困難なため、一定の基準を設け実施することも検討する必要があると考える。さらに書面確認においても、マニュアルや手続書はなく、俗人的な確認が実施されていることが多いことから、一定水準の確認を維持するためにも、マニュアルや手続書の作成が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書48頁 IV1（1）、報告書93頁 IV5（3）、報告書95頁 IV5（4）、報告書108頁 IV5（9）、報告書123頁 IV6（1）、報告書125頁 IV6（2）、報告書136頁 IV7（3）、報告書154頁 IV8（1）、報告書198頁 IV11（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・ ☒ ・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	・補助金の適正利用の挙証となる領収書の原本確認など、実績の確認方法に関することについては、ガイドラインに記載されていなかったため、ガイドラインへ記載することを決定した。 ・今後、令和7年度に向けて次のとおり順次進めていくこととする。 令和6年9月～財政課、企画課と協議しガイドラインの見直し内容を決定 令和7年3月 ガイドラインの改定

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
						藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272
10	5	1	2	10			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（6）
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 書面の訂正方法について（報告書 37 頁掲載） 補助金の申請書類は、審査の際、市側で訂正されることがあるが、交付金額やその前提になる数値が修正されることもある。ただ、その修正の際には、修正者や修正理由などの記録が残されていないことが多い。 交付金額の修正は、申請者に影響を与えるとともに、補助金は市の貴重な財源が原資になることから、あるべき適正な金額に修正するための重要な手続である。そのため、交付金額の修正の際には、より慎重な判断が要求される。修正の確認の際は、上席者の修正の確認の実効性を高めるとともに事後的な確認も可能とするため、修正者や修正理由を明記することが求められる。また、交付金額等の補助金に重要な変更を伴う修正の場合は、申請者にも大きな影響が及ぶことから、可能な限り申請者に連絡をするとともに、その記録を残すことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書37頁 Ⅲ1総括（6）、報告書90頁 IV5（1）、報告書92頁 IV5（2）、報告書112頁 IV5（11）、報告書172頁 IV9（7）、報告書195頁 IV10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 （措置区分 A・B・ ☒ ・D） □方針の検討状況 （措置区分 E）	・ 補助金額を修正する際は修正者や理由を明記するとともに、修正した内容を可能な限り申請者に連絡し、その記録を残すことは適正な行政事務に資するため、その旨を周知することを決定した。 ・ 令和6年9月頃 庁内へ通知を発信 ・ 令和7年3月 ガイドラインの改定

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
						藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272
11	5	1	2	11			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（7）
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 成果指標の設定と活用について（報告書 37 頁掲載） 補助金等交付のガイドラインにおいて、補助金の創設時及び見直し時には、所管課による自己評価を求めている。自己評価の中には、成果指標も求められているが、事前に行ったアンケートにおいて、成果指標の回答がない補助金が多かった。また、記載している指標も、成果指標（アウトカム）ではなく実績（アウトプット）を示すものも多かった。 補助金等は、豊田市補助金等交付規則において「補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用」することが求められていることから、設定した目的・目標の達成を目指して実施していく必要があり、その補助金の必要性や成果・効果の評価するために、成果指標による補助金等の評価は有効である。補助金等交付のガイドラインが示すように、より適正な成果指標を設定するとともに、見直し時だけでなく、毎年度、成果指標により評価を行い、補助事業の見直しを含め、評価結果を次年度以降の補助事業に反映されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書65頁 IV4（1）、報告書68頁 IV4（2）、報告書71頁 IV4（4）、報告書78頁 IV4（6）、報告書84頁 IV4（9）、報告書98頁 IV5（5）、報告書159頁 IV9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	・ 成果指標については、アウトカム指標とすることをガイドラインに明記しており、引き続き、ガイドラインに従い指標設定をしていく。 ・ 見直し時だけでなく、毎年度成果指標による評価を行うことについては、補助金が奨励的、活動支援的補助のような時勢や進捗を踏まえ短期で見直すべきものもあれば、施設建設運営費のような短期間で変化しづらいものがあり、毎年度評価を行うことは困難である。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	・また、毎年の財政課の予算査定を通じて事業継続の是非や進捗については協議がされていると考えるため、現在の運用のとおりとすることを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
						藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272
12	5	1	2	12			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（8）
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金等対象経費における消費税の取扱いについて（報告書 38 頁掲載） 補助金は、補助対象経費に消費税分が含まれた金額で交付される場合が多いが、多くの補助金交付要綱においては、補助対象経費に係る消費税分の取扱いに関する項目がなく、補助金の交付時又は精算時にも消費税分を考慮していない事例があった。 補助対象経費に消費税が含まれる場合、消費税計算上、補助対象経費に係る消費税は仕入税額控除となり、その分の納付消費税額が減額されることになる。そのため、補助金の交付を受けるものは、補助金の交付額のほかに仕入税額控除分が利益となる。 補助金の交付金額は真に必要な額に限定されるべきものであることから、補助対象経費に含まれる消費税分が仕入税額控除の対象になる場合は、交付先に対して補助金額の減額又は返還を求める必要がある。また、このような消費税に伴う補助金交付額の計算や返還の対応を明確にするため、補助金等対象経費における仕入税額控除の発生の可能性のある補助金については、補助金交付要綱に明記することが望まれる。なお、交付金や負担金の場合も同様の場合があり得ることから、交付金額等の決定時や精算時にも同様に考慮する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書88頁 IV4（10）、報告書133頁 IV7（2）、報告書140頁 IV7（5）、報告書150頁 IV7（9）、報告書152頁 IV7（10）、報告書191頁 IV10（1）、報告書193頁 IV10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和6年 2月 1日 部長決定 措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する	補助対象経費に係る消費税分の取扱いについて方針を示す

■方針 (措置区分 ☒ A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	下記(1)、(2)について全庁に通知した。 (1) 取扱い方針 課税事業者を対象とする補助金の補助対象経費は、原則「税抜き」とする。 (2) 取扱い内容 補助金等対象経費における仕入税額控除の発生のある補助金については、消費税の取扱いについて補助金等交付要綱に明記し、補助金交付額の計算や返還の対応を明らかにする。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部		行政改革推進課	
13	5	1	2	13		藤田 憲彦			
						前田 有紀			
						■内線 □外線		3-1272	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（9）
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 概算払の必要性の検討について（報告書 39 頁掲載） 補助金の交付は、豊田市補助金等交付規則第11条第1項の定めに従い、交付される。 原則的には、補助金は確定払としているが、同条第2項にて、交付目的を達成するために特に必要と認められる場合に、概算払又は前金払が認められている。 補助金のうち概算払の割合は約17%あったが、その中には、概算払をしているもののその大半が返還されているものや、交付額が少額で確定払でも対応できると見込まれる補助金もあった。 概算払で精算時に多額の返還があった場合、返還まで多額の資金が交付先に滞留していることになり、本来であれば別の予算への充当や資金運用の機会を喪失するだけでなく、返還・回収されないリスクも発生することになる。したがって、資金運用や回収リスクの観点からも、概算払又は前金払とする場合は真に必要な場合に限定し、必要性が高くない場合は、極力、確定払にすることが望まれる。また、概算払又は前金払の必要性を明確にする観点から、その理由を支出時の決裁文書等で明確にされたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書175頁 IV9（9）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・ ☒ ・D)	・ 必要な場合に限り概算払又は前金払とし、原則、確定払とすることは適正な行政事務に資するため、その旨を周知し、ガイドラインへ記載することを決定した。 ・ 令和6年9月頃 庁内へ通知を発信 令和7年3月 ガイドラインの改定

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
						藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272
14-1	5	1	2	14-1			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅲ 監査の指摘及び意見（総論）
	1 監査の指摘及び意見の総括
	総括（10）
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 豊田市補助金等交付規則の見直しについて（報告書 39 頁掲載） 豊田市補助金等交付規則は、その第1条で定められているように「市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図ること」を目的としている。同規則は、市が補助金等を交付する上で遵守するものであることから、各補助金等の交付要綱は、同規則に従い定められるものである。 「カーボンニュートラル創エネ促進補助金」の交付要綱では、実績報告の期限を同規則が定める30日を経過した日を超え、2か月を経過した日としていた。実績報告書の添付書類を整える相応の準備期間を確保すべきとの配慮から設定したものであった。しかし、交付要綱は補助金等の事務処理を進めていく上での基準や指針であるところ、同規則は、地方自治法第15条第1項に規定する「長の定める規則」であることから、交付要綱は、豊田市補助金等交付規則の規定を前提に定める必要がある。昨今様々な補助制度が設けられ、交付申請や実績報告において、多くの資料の提出を必要とする場合がある。そのような状況を踏まえ、同規則においても補助金等の交付手続の実態に即し、見直すことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書161頁 IV9（2）、報告書165頁 IV9（4）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年 2月 1日	部長決定
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	豊田市補助金等交付規則に、実績報告期限に係る例外規定を定める。			

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	同規則の第10条2項に、市長が特に認めたときは、補助事業等実績報告書の提出期限を別に定めることができる旨を規定した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市長公室	経営戦略課
					浦野 大一郎（上水運用センター）	
					伊藤 卓晃、春日部 直樹	
					□内線 ■外線	34-6657

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	1 市長公室
	(1) 大学・高専発研究提案
(4) 監査結果 ■ 意見	・支出に関する証憑確認について（報告書 48 頁掲載） 水道水中の消毒副生成物低減対策調査に関する協定書において、工業高等専門学校は、会計期間の満了後、速やかに事業結果及び決算の報告を市及び事業管理者に対して行う旨が定められている。 市及び事業管理者は、当該協定書の定めに基づき、工業高等専門学校から令和5年3月31日付けにて事業報告書の提出を受け、令和4年度に実施された事業の報告を受けた。決算に関する報告は、当該事業報告書に添付された収支決算書に基づいて収入及び支出の報告を受けるとともに、一部について支出の裏付けとなる証憑の確認を行っていたものの、領収書の写し等の提出は受けていない。 協定書においては、市及び工業高等専門学校が負担すべき費用の項目が定められていることから、支出の事実や金額の正確性を確かめるとともに、支出の内容や費用区分の正確性を検討するため、領収書の写し等支出に関する証憑の提出を受けて、支出項目の確認を行うべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括(5)、報告書93頁 IV5(3)、報告書95頁 IV5(4)、報告書108頁 IV5(9)、報告書123頁 IV6(1)、報告書125頁 IV6(2)、報告書136頁 IV7(3)、報告書154頁 IV8(1)、報告書198頁 IV11(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置 方針決定 令和6年 7月 1日 課長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する	当該意見事項は既に契約が完了したものであり、書類提出等の措置を講じることとはできないため不措置とする。外部監査で意見された事項については、意見後に契約者に帳簿（「予算差引簿」）の提出を依頼し、負担金が適正に使用されたことを確認した。

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	今後同様の事務があった場合は、契約期間内に領収書等の提出を受け、使用用途の確認を行うこととする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市長公室	経営戦略課
					ラリーまちづくり推進課 塚田 知宏	
					高島 圭太	
					■内線 □外線	2-7171
16	5	1	2	16		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	1 市長公室
	(1) 大学・高専発研究提案
(4) 監査結果 ■ 意見	・成果の測定について（報告書 48 頁掲載） F I A世界ラリー選手権による市の山村地域の活性化に関する協定書において、大学は、会計期間の満了後、速やかに事業結果及び決算の報告を市に対して行う旨が定められている。 市は、当該協定書の定めに基づいて、大学から令和5年3月31日付けにて、令和4年度に実施された事業の報告を受けたものの、本事業の成果測定に資する資料の収集が十分であったとは言えない。 すなわち、大学からの事業報告書に「世界ラリーのPR及び山村地域振興結果のアンケート結果集計」との項目が含まれていたにもかかわらず、当該アンケート結果を入手していなかったほか、大学がSNSを用いた世界ラリーのPRを実施した際のインプレッションに関する情報、二次元バーコードを用いたクーポン券の利用実績やクーポン券発行に協力した店舗へのアンケート等、比較的手可能性が高いと思われる情報の収集を検討していなかった。 PR活動の成果を客観的に測定することは容易ではないところ、入手可能性が高いと思われるアンケート結果や数値等の情報を入手することは、本事業の成果測定に資するだけでなく、他のイベント等で同様のPR活動を検討する場合の参考にもなり得るものであるから、積極的に情報の入手を検討すべきであった。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 2月 1日 課長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	プロモーション活動を検討していく際の参考資料とするため、「世界ラリーのPR及び山村地域振興結果のアンケート結果集計」等を大学から入手する。資料収集については令和5年度中に対応する。		

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	資料収集については令和5年度中に対応済。また、収集した資料は、令和6年度以降のプロモーション活動を進める際の参考資料とする。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	市民活躍支援課
					小澤 真里	
					近藤 裕	
					■内線 □外線	3-2033
17	5	1	2	17		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	1 市長公室
	(2) 第6回「WE LOVE とよたフェスタ」の開催
(4) 監査結果 ■ 意見	・実行委員会からの支出の適切性の検討について（報告書 49 頁掲載） 市は、実行役員として担当者がWE LOVE とよたフェスタ実行委員会に参加しており、同実行委員会との間で、第6回「WE LOVE とよたフェスタ」開催に関する協定を締結し、事業に係る費用の一部を負担金として支出している。 市からの負担金（精算後3,491,934円）等で賄われた総支出3,823,955円のうち906,500円が、他の任意団体（とよたプロモ部）に対して、WEBサイト管理運営費、通信費、インカムレンタル費、事務局人件費及び諸経費との名目にて支払われているところ、当該支出の相手方を任意団体とすることの必要性及び相当性について検討すべきである。 支出の相手方が他の任意団体の場合、当該他の任意団体を構成する個人又は法人を直接支出の相手方とする余地を検討するとともに、特に、当該他の任意団体を構成する個人又は法人が、負担金の交付相手を構成する個人又は法人と重複する場合や密接な関連を有する場合には、当該支出の金額や内容の適正性や負担金で賄うべきでない費用等が諸経費の費目に含まれていないかを慎重に検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 課長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	支払った経費のうち、諸経費以外は、任意団体（とよたプロモ部）の所有しているものや仕組みに対する経費のため、支出の相手として相当である。しかし、諸経費は、資材倉庫及び会議室の使用料であり、任意団体に所属する会員が運営する民間事業施設の使用料であるため、直接、当該事業者へ支払う方法に変更する。また、これまで支払った諸経費（施設使用料）に仲介手		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	数料等の負担金で賄うべきでない費用が含まれていないことは確認できている。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度から資材倉庫及び会議室の使用料を当該民間事業者へ支払うことに決定した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	未来都市推進課
18	5	1	2	18	清水 智哉	
					長橋 秀紀	
					■内線 □外線	3 - 0852

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	2 企画政策部
	(1) 「映画を活かしたまちづくり事業」ハローカーボンニュートラル事業費用
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 協定書への事業内容の記載について（報告書 51 頁掲載） 「映画を活かしたまちづくり事業」の開催に関する協定には、事業の内容として「乙（映画を活かしたまちづくり実行委員会）は、実行委員会規約第1条の目的を達成するために、必要な事業を行う。」（協定第1条）と定められている。 そして、実行委員会規約には、要旨、映画文化の醸成及び映画・シネマコンプレックスを活かした中心市街地の賑わいづくりを目的とする旨が定められているとともに（第1条）、実行委員会の事業・活動が列記されている（第3条）。 協定を締結するに当たっては、実行委員会から市に対し、当該年度に実施する具体的な事業内容を記した事業計画と収支予算が提出されているものの、協定書の記載としては、上記の記載に止まり、具体的な事業内容や事業計画の記載又は引用がされていない。 事業内容の定めは、負担金支出の対象となる事業を特定するとともに、負担金の使途を制限する機能を有するのであるから、協定書の記載からそれに足りる事業内容の記載又は引用をすべきである。 また、事業内容の追加や変更による負担金の変更に際して、変更協議に関する申入書面には、変更に係る具体的な事業内容を記した事業計画書が添付されているものの、変更協定書自体には、原契約の負担金額を変更する旨の条項があるのみで、事業内容や事業計画の変更に関する具体的内容の記載又は引用がされていない。 変更協定書においても、合意された変更内容を明らかにするとともに、負担金支出の対象となる変更後の事業を特定するとともに、変更後の負担金の使途を制限する機能を有するのであるから、変更協定書にも協定書と同様に、事業内容の記載又は引用をすべきである。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和5年12月27日 課長決定	措置完了 令和5年12月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、負担金支出の対象となる事業を特定し、負担金の使途を制限することは適正な行政事務に資することから、負担金支出の対象となる事業が特定できるよう、当初に締結する協定書に具体的な事業内容を記載又は引用をする。また、変更後の協定書においても、事業内容の記載又は引用をするなどの対応を行うこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度に締結した「映画を活かしたまちづくり事業」の変更協定書において、変更後の事業を特定する資料を引用し、負担金支出対象を明確化した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	未来都市推進課
19	5	1	2	19	清水 智哉	
					水谷 大樹	
					■内線 □外線	3-0852

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	2 企画政策部
	(2) 里モビLIFEプロジェクト推進負担金
(4) 監査結果 ■ 意 見	・負担金による物品購入について（報告書 53 頁掲載） 里モビLIFEプロジェクトの推進に関する協定書には、車両の導入等に関する費用が市の負担金によって賄う費用の対象となる旨が定められている（協定書第6条第2項）。 市の節別ハンドブックでは、所有権の帰属が不明確になるため、事業負担金では、原則として備品を購入しないこととされているところ、（一社）里モビニティから提出された負担金の決算に関する資料によれば、負担金が次のような物品の購入に充てられた可能性がある。 しかしながら、協定書には、物品を購入した場合の所有権の帰属を定める条項がない。市は、（一社）里モビニティが物品を購入するに際し、事前に負担金で当該物品を購入することの可否や所有権の帰属について協議を行っていたものの、当該協議に関する記録は残されていない。 そのため、負担金により物品を購入する可能性があるのであれば、あらかじめ協定書において、取得が予定されている物品、その所有権の帰属等について定めておくことが望まれる。また、協定書に定めのない事項について協議を行った場合、その経過、内容、結果等を記録として残しておくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括（4）、報告書104頁 IV5（7）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和5年12月 6日 課長決定	措置完了 令和6年3月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	監査結果に基づいて所有権の帰属を明確にすることは適正な行政事務に資するため、次回協定締結時に所有権の帰属を明確にする条文を追加することを決定した。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	協定締結時に所有権の帰属を明確にする条文を追加した。 その他、協定書に定めのない事由について、適切な記録を残しておくよう 議事録作成の徹底を行った。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	未来都市推進課
					清水 智哉	
					水谷 大樹	
					■内線 □外線	3-0852
20	5	1	2	20		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	2 企画政策部
	(2) 里モビLIFEプロジェクト推進負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金の対象範囲の明確化について（報告書 54 頁掲載） （一社）里モビニティから提出された負担金の決算に関する報告書によれば、負担金の執行状況として、「支出の部」に消耗品費が計上されている一方、支出の原資として、「収入の部」には市の負担金200万円が収入と記載されているものの、その余の原資については「超過支出は一般社団法人里モビニティの自主財源で対応。」と記載されたのみである。 （一社）里モビニティは、里モビの利用者から利用料を徴収するとともに、利用者以外の者に対してFRP製ドアの販売をする等して一定の収入がある。消耗品費を始めとする支出は、利用者から徴収した利用料と市の負担金で賄われるべき支出であることから、（一社）里モビニティの自主事業（市の負担金が対象としない事業）に関する支出が混在しないようにすることが求められる。特に個別的な対応関係が截然と区分しにくい人件費や間接費に当たる支出について、その範囲や算定方法に関する基準を定めるとともに、少なくとも負担金の対象となる事業に関する収入が明らかにされた上で、市の負担金により賄われるべき費用の範囲を検討し、精算の必要性等を検討することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了
	方針決定 令和5年12月 6日 課長決定
	措置完了 令和6年3月完了
	□B 措置中
	方針決定 令和 年 月 日 長決定
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定
	方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置
	方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記負担金の対象となる事業に関する収入の記載を受けた上で報告書を受理した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	人事課
21	5	1	2	21		竹内 未帆	
						林 ともみ	
						■内線 □外線	3－1056

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	3 総務部
	(1) 豊田市職員互助会負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金（負担割合）の見直しについて（報告書 56 頁掲載） 豊田市職員互助会（以下「互助会」という。）が行う給付事業については、会員から徴収する会員掛金のみによって事業費が賄われており、それ以外の事業については、市の負担金を含む公費によって事業費が賄われている。 市が支出する負担金の額は、市が雇用主として実施すべき福利厚生等に関する費用で、当該年度において支出が見込まれるものを算定した上で、市と「互助会」との協議によって決定されており、単年度の支出見込みを基礎とした負担額の決定には相応の合理性が認められる。 その一方で、「互助会」においては、長年の活動により蓄積された内部留保的性格を有する相当額の積立金（一般会計193,462,396円、給付金会計189,427,180円、記念事業会計27,517,589円 令和5年3月31日時点）が形成されていることから、現に「互助会」がそれを活用した事業の実施に取り組んでいるところ、より一層、積立金の活用が図られ、「互助会」の健全な運営と発展に支障のない範囲において、市の負担金額の見直しを検討し、「互助会」と協議することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1 総括（1）、報告書62頁 IV3（4）、報告書66頁 IV4（1）、報告書69頁 IV4（3）、報告書80頁 IV4（7）、報告書87頁 IV4（10）、報告書126頁 IV6（2）、報告書147頁 IV7（8）、報告書157頁 IV8（2）、報告書173頁 IV9（8）、報告書174頁 IV9（8）、報告書181頁 IV9（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定 方針決定 令和6年7月26日互助会長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づいて負担金の見直しを行うことは適正な行政事務に資するため、積立金の活用を基本とした令和7年度以降の互助会事業の見直し

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	と、市からの負担金適正化に向けて、次のとおり順次進めていくこととする。 令和6年 8月 互助会運営審議会 今後の互助会事業について検討 令和6年 9月 積立金活用の長期的計画案作成 令和6年10月 互助会理事会・審議会にて積立金及び負担金について協議 令和7年度予算要求
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
						藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272
22	5	1	2	22			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	3 総務部
	(2) 中核市サミット2022 in 豊田開催事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金支給対象の適格性について（報告書 58 頁掲載） 市は、中核市市長会豊田市サミット開催事務局（以下「開催事務局」という。）との間で「中核市サミット2022 in 豊田開催事業に関する協定」を締結し、開催事務局に対し中核市サミットの開催に係る費用の負担分を支出している。 中核市サミットは、中核市市長会から中核市サミットに係る会計事務その他の事務に関する権限の委託を受けた開催市又は開催市が設置する実行委員会等サミットを運営する団体がその事務を取り扱うものとされているところ、市は、規約を定めて開催事務局を設置し、同開催事務局をもってその事務に当たらせることとした。 開催事務局は、規約を定めて権利能力なき社団としての外形を一応整えようとしているものの、その構成員たる地位は、市職員としての地位や役職と密接に関連しており、市から独立した団体としての実態が備わっていない。 中核市市長会事務局との間で開催準備のための協議が重ねられてきた経緯等があるとしても、あくまで委任者と受任者という関係に基づく協議であり、中核市市長会の職員等、他団体の職員を含めた別組織が形成されていたとは認めがたいことから、本事業に関する支出は負担金の形式によらず、市の事業（いわゆる直営）として支出すべきであった。
(5) 同趣旨の結果	一

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	・当該事業は既に完了しており、支出の形式について変更はできないが、今後、同様の事業を実施する場合は監査結果に基づいてその適格性を慎重に判断することとする。		

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部		用地審査課	
23	5	1	2	23		近藤 智晴			
						岩本 浩一			
						■内線 □外線		2－1 3 1 2	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	3 総務部
	(3) 土地開発公社運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・土地開発公社のあり方について（報告書 60 頁掲載） 豊田市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）については、その職員全員が市からの派遣職員であり、当該職員に対する給与は、「豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づいて市が負担するとともに、派遣職員の社会保険等事業主負担金は、本件補助金によって賄われている。「土地開発公社」の業務は、市からの依頼に基づく公有用地や代行用地の取得が主であり、公社独自の収益がほとんど無いところ、人件費以外の経費負担についても、後述の土地取得事務費負担金に関する協定書に基づき市が負担しており、財政的な面でも市からの無利息の借入金に支えられている。 「土地開発公社」の一般的、制度的な役割として、土地高騰に備えた土地の先行取得であったり、民間の金融機関からの借入れによる機動的な土地取得などもあったりするものの、「土地開発公社」の現状では、「公有地の拡大の推進に関する法律」によって特に認められた土地の先行取得は実施しておらず、民間の金融機関からの資金調達も実施していないことから、主に機動的で柔軟な土地取得や土地開発が可能となる点や、「土地開発公社」から市への不動産譲渡時に一括して国に対する補助金や交付金等の申請手続きができる点等にメリットがあると市は考えている。 先行取得こそ実施していないものの、公有地や公共用地の取得に関して専門的な知識や経験を有する存在として「土地開発公社」を維持することのメリットもある一方、人材については市からの派遣職員に、経費については市からの補助金又は負担金に、財政的な面については市からの無利息の借入金にそれぞれ依拠しており、「土地開発公社」でなければ実施不可能な業務（法令等の制限により他で代替不能な業務）が行われていない現状で、「土地開発公社」に多額の現金預金をプールしておくことの必要性や妥当性について検討すべきである。長期的な視点から、「土地開発公社」で培われた用地取得に関するノウハウが市に還元されて市の業務に生かされること、別組織として独自に設備や備品を維持すること、そのための事務負担が生じることや補助金又は負担金を維持することの効率性、「土地開発公社」でなくとも機動的な用地取得や造成工事が実施できるような手続上の改善や工夫の可能性なども考慮した上で、「土地開発公社」のあり方を検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として土地開発公社のあり方を検討すべきとの意見を受けたが、以下の理由で、当面現状の体制を維持することとする。 ① 土地開発公社が、現金預金を準備しておくことは、依頼課の事業計画及び進捗に合わせて機動的に用地取得を行う必要性があるためである。 ② 当面、土地開発公社へ依頼される公共事業の見込みがあるため、引き続き土地開発公社の必要性は高い。また、年度をまたいでの不確定な用地取得や造成工事の施工など、単年度予算を原則とする一般会計予算での土地開発公社と同様な機動的な予算の執行は、困難性が高いと考える。 ※ 今後、依頼事業が減少し土地開発公社の存続について検討する段階で、外部監査人の意見を踏まえた検討をする必要があると考える。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部		用地審査課
24	5	1	2	24	近藤 智晴		
					岩本 浩一		
					■内線 □外線	2-1313	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	3 総務部
	(4) 豊田市土地開発公社土地取得事務費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金の見直しについて（報告書 62 頁掲載） 土地取得事務費負担金に関する協定書では、豊田市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）が公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の業務を執行するに当たり、必要な事務費の一部を市が負担すると定められており、その事務費の内容については、土地取得事務費負担金内容一覧に定められている。 また、負担金の支払については、協定書において、概算払とする旨と、余剰が生じた場合には精算を行い、市に返還する旨が定められている。 令和4年度の「土地開発公社」の決算書によれば、人件費を除く経費の総額が約239万円であったところ、このうち負担金の対象となった経費が約153万円であり、「土地開発公社」の実質的な経費負担額は約86万円であった。 「土地開発公社」は、市からの無利息の借入金として約72億円の債務を負担する一方、借入金やこれまでの繰越利益を原資とする預金を約37億円（普通預金及び定期預金）有しており、受取利息として約109万円の営業外収益を計上している。当該受取利息の全部が市からの借入金を原資とする預金に対するものではないとしても、「土地開発公社」は、市に対する借入金の利息を負担していないところで、当該借入金も原資とする預金から一定の利益を受けているのであるから、受取利息も含めた「土地開発公社」の収益状況も踏まえて、市が負担金により負担すべき経費の割合を検討すべきである。 また、「土地開発公社」においては、十分な資金を有していることから、概算払によって負担金を支払うことの必要性を検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括（1）、報告書56頁 IV3（1）、報告書66頁 IV4（1）、報告書69頁 IV4（3）、報告書80頁 IV4（7）、報告書87頁 IV4（10）、報告書126頁 IV6（2）、報告書147頁 IV7（8）、報告書157頁 IV8（2）、報告書173頁 IV9（8）、報告書174頁 IV9（8）、報告書181頁 IV9（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果として土地開発公社への事務費負担金について、負担すべき経費の割合と概算払いによって支払うことの必要性を検討すべきとの意見を受けたが、以下の理由で、現状の支払方法を維持することとする。 ① 事務費負担金については、公共用地取得の業務執行における事務経費のうち、市が負担すべきと判断する費用を選別して負担するものであり、土地開発公社の収益状況を踏まえて調整するものではない。 ② 土地開発公社が機動的に業務執行を進めるうえで、年度当初に必要な事務経費として概算払いし、不要な余剰金を生まないために、年度末に精算を行う方法は適正であると考えている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	交通安全防犯課
						菊池 雄	
						田中 絵里子	
						■内線 □外線	3－2056
25	5	1	2	25			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (1) 防犯設備整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・防犯カメラに関する設置方針について（報告書 64 頁掲載） 市民等の権利利益の保護を図ることを主眼とする「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」では、第1条において防犯カメラの設置及び運用に関する目的が明記されており、設置に係る補助金については「豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱」第3条にて交付目的が明記され、要件を充足する必要がある。 防犯カメラの設置について、市は年度ごとに推進強化地区を指定し、設置を推進するなどの取組を行っているが、申請の多数は自治区において選定された場所への設置となっている。この点、市として補助金の有効活用の視点からの設置の必要性や設置場所の妥当性に関する具体的な規定が交付要綱にはなく、審査は補助金交付に関する書類が提出され、手続を具備しているかの確認に重点が置かれているとも感じられるものである。 実際に令和4年度においては、却下された申請は無いとのことであり、また、平成25年度から継続して当補助金制度は設けられているにもかかわらず、従来から存在する自治区の集会施設等に令和4年度に設置された案件もあった。この点についても、地域住民の意識の高まりから設置が可能となった場合も考えられるが、本来の目的は、自主防犯活動をサポートすべく、例えば高架下のような犯罪の発生が危惧される人目の届きにくい場所など、地元住民ならではの目線で設置場所の選定が行われることが期待されるところである。 そのため、補助金交付の公益性や効率性の観点から、市としての設置方針を整理し、浸透させるとともに、自治区の意向を考慮した設置が可能となるように実施することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	本市では、これまで自治区がそれぞれに防犯上必要と判断した箇所への防犯カメラの設置を支援してきた。これについては引き続き継続する一方で、これまで設置してこなかった自治区への後押しとして、「犯罪の起きやすい場所」の要件を整理し、周知を図っていくことを検討しているところである。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	交通安全防犯課
					菊池 雄	
					田中 絵里子	
					■内線 □外線	3-2056
26	5	1	2	26		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (1) 防犯設備整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・適切な成果指標の設定と評価について（報告書 65 頁掲載） 現状の成果指標による評価は刑法犯認知件数により実施されており、その発生件数は減少傾向にあることが確認された。しかし、豊田市のように面積が広く、都市部と山間部といった環境が大きく異なる地域を有している場合、市全体としての防犯カメラの設置台数の増加が刑法犯認知件数の減少に繋がっているかの関連付けは難しいところである。特に、令和4年度において設置した自治区は比較的過疎地域が多いため、当該件数と重点発生地域とは関連しない部分が多いと思われる。 防犯カメラは「地域の目」を補完するものであり、その活用は過疎地域においても有効であると考えるが、当該成果指標のみでは継続的な評価は困難である。そのため、市全体での評価に合わせて地区別の状況も評価対象とすることで、各地域の特色を踏まえた補助金の見直しに繋げていくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 III 1 総括（7）、報告書68頁 IV 4（2）、報告書71頁 IV 4（4）、報告書78頁 IV 4（6）、報告書84頁 IV 4（9）、報告書98頁 IV 5（5）、報告書159頁 IV 9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		令和6年6月から7月にかけて、「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」の規定に基づき自治区等に対し防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求め、最新の状況を把握したところである。今後、地区別の設置状況と犯罪の発生状況とを分析し、評価指標のあり方について検討していく。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			

(3)
実施した措置の内容
(措置区分 A・B)

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	交通安全防犯課
						菊池 雄	
						田中 絵里子	
						■内線 □外線	3－2056
27	5	1	2	27			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(1) 防犯設備整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・適切な終期の設定について（報告書 66 頁掲載） 当補助金は平成25年度から運用されているが、終期は設けられていない。そのため、今後も防犯カメラの台数は増え続けるのが現状である。設置台数が増えれば、より安全性の向上には繋がるが、その設置による効果は逡減することが見込まれる。 安全の確保は重要であるが、その原資は市の貴重な財源によるものであることから、費用対効果の視点も考慮が必要である。また、社会情勢の変化等により補助金の有効性も変化するため、状況に合わせた制度の見直しの継続的な実施や補助金制度の終期の設定は重要と考えられている。 適切な事業評価の下、その達成度合いに応じて補助金の継続の是非を検討するとともに、継続する場合においても、より効率性が高まるような補助金制度に見直すことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D)	報告管理番号26「適切な成果指標の設定と評価について」の検討と合わせて検討していく。

■方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	交通安全防犯課
					菊池 雄	
					塚本 雄哉	
					■内線 □外線	3-2056
28	5	1	2	28		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(2) 校区交通安全推進事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・協議会ごとに異なる活用方針について（報告書 67 頁掲載） 当補助金は各校区の交通安全推進協議会を対象としており、市内には67の団体が設置されているが、令和元年度以降の交付件数は57件からほぼ横ばいで推移していることから交付先は概ね固定化され、例年10件前後の団体が当補助金を活用していないこととなる。 団体の活動はある程度定型化されているにもかかわらず、このように申請していない団体もあれば、毎年継続的に補助金限度額の20万円を得ている団体も多いというのも事実であることから、補助金の活用に差が生じていた。 必ずしも補助金の交付額だけで団体の活動の状況を判断できる訳ではないが、補助金の公益性の観点から、その活用を確認する必要性は生じるものである。このことについて所管課では、未活用団体への状況把握、制度内容や申請の流れ、活用例、Q & Aなどを網羅した活用の手引の作成、市ホームページへの資料一式の掲載など、制度活用への取組を実施しているとのことであった。また、市が重点的に取り組む施策を具体的に紹介し、活用例を提案して協力を求めるなど、継続的に活用している団体の活動の幅も広ような取組も実施していると回答を得た。 今後もより地域の交通安全意識の向上及び交通事故の削減が図られるよう、未活用団体などに当補助金制度の活用を促していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する	当補助金の運用においては、市の予算編成時期に合わせて、対象となる全団体に対し、文書により次年度の補助金活用の意向確認及び活用促進を実施

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	している。その際に、市の施策や具体的な活用例を示すことで、今後も未活用団体の利用促進を図っていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	交通安全防犯課
					菊池 雄	
					塚本 雄哉	
					■内線 □外線	3-2056
29	5	1	2	29		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (2) 校区交通安全推進事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・適切な成果指標の設定と評価について（報告書 68 頁掲載） 現状、成果指標として申請団体数を設定しているが、当該数値はあくまで交付実績数でありアウトカムである成果ではないため、補助金の有効性を評価するための指標としては適切とは言えないものである。 補助金等交付のガイドラインでも示されているように、補助金の交付により解決しようとしている政策的課題がどのように改善されているか、事業の進捗・効果を測ることのできる指標を成果指標として設定する必要がある。そのため、地域に根付いた交通安全活動を通じての意識の高揚や交通事故防止活動の成果指標としては、例えば交通事故件数等が想定される。なお、交通事故件数は一定の数になると減少することは困難になるが、交通事故件数の発生を極力抑える上でも、一定水準以下を維持することが目標となる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1 総括（7）、報告書65頁 IV4（1）、報告書71頁 IV4（4）、報告書78頁 IV4（6）、報告書84頁 IV4（9）、報告書98頁 IV5（5）、報告書159頁 IV9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果を踏まえ、交通事故発生件数や交通事故死傷者数を指標とすることについて、令和6年度中に補助金等適正化委員会にて協議を行う予定である。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	交通安全防犯課
					菊池 雄	
					塚本 雄哉	
					■内線 □外線	3-2056
30	5	1	2	30		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(3) 後付け安全運転支援装置設置費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金制度の有効性と適正化について（報告書 69 頁掲載） 令和元年度より設けられた当補助金における令和4年度の実績について、交付件数は45件であり令和元年度の659件から614件減少（対令和元年比△93%）、交付額は2,441千円であり令和元年度の35,867千円から33,426千円減少（同△93%）と、いずれも大きく減少している。 原因としては、市内に居住する高齢者への需要が一巡したこと、また、当補助金が対象としている安全装置はペダル踏み間違い急発進等抑制装置であるのに対し、現状では当該装置が標準装備となっている車両が多くなってきたこと等が挙げられる。 このような状況の中、補助金制度が存続していることについて所管課に対しヒアリングをしたところ、交付件数の減少による需要の変化や社会情勢を捉えつつ、終了の検討は年度単位で実施してきたとのことである。また、高齢者による重大事故が依然として発生することや国県施策との連携や周辺市の実施状況等に鑑み、継続の判断を行ってきたとのことである。しかしながら、交付件数がさらに減少傾向であることから現要綱の終了年度である令和7年度末において、当補助金の継続について改めて検討予定であるとの回答を得ている。 補助金は市の貴重な財源を原資にしており、より有効で効果的に使用する必要がある。そのため、現在の政策、経済状況や市民のニーズから補助金を必要としている分野に手当することが重要である。必要性の乏しい補助金制度の存続は、予算の有効活用を阻害するだけでなく、所管課における申請手続や調査、管理といった事務負担も生じる。そのため、予算策定時においては、制度目的の達成度等を踏まえ、その有効性を検討するとともに、適正化の機会を逃さないよう留意すべきであり、当補助金については速やかに廃止や見直しを含めた検討の実施が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		当補助金は交付件数が著しく減少しているため、監査結果を踏まえ、現要綱の終了年度である令和7年度末を待たず、令和7年度当初予算編成において廃止や見直しを含めた検討を行う予定である。一方で、未だに高齢者の踏み間違いによる重大事故が報道されているように、標準仕様ではない車両に対して後付けの安全措置を設置することは、悲惨な交通事故を防ぐために有効な手段であるため、交付件数だけで判断せずに、国県施策との連携や周辺市の実施状況等を見極める必要があると考えている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					中野 雅之	
					久野 雄二	
					□内線 ■外線	65-2001
31	5	1	2	31		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(4) 豊田小原和紙後継者育成事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意 見	・適切な成果指標による評価と終期の設定について（報告書 71 頁掲載） 当負担金は、平成17年度の制度当初から終期は設けられておらず、成果指標として工芸会員20名の維持が設定されているが、中期的な目標が設定されないまま、現在に至るまで支援が継続されている。 そもそも交付の目的は、豊田小原和紙に関する担い手の育成であり、主たる活用内容は育成者に係る賃金及び手当である。税金等の市の貴重な財源を原資としている以上、単に育成支援を継続するのではなく、より具体的な目標を設定し、成果指標等で事業評価を行った上で、目的達成に繋がるような方法の見直しを検討することが重要である。 そのため、効果的な負担金の活用のためにも、独立した職人の地元への定着率といった具体的な成果指標を設けることが必要と考える。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1 総括（7）、報告書65頁 IV4（1）、報告書68頁 IV4（2）、報告書78頁 IV4（6）、報告書84頁 IV4（9）、報告書98頁 IV5（5）、報告書159頁 IV9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 （措置区分 A・B・C・D） ■方針の検討状況 （措置区分 E）	監査結果の意見を基に、成果指標となる職人（作家）の地元への定着率についてより具体的に設定するため、職人（作家）とはどのような活動状況の者を指すのか、地元とはどの範囲を指すのかなどの定義から検討中である。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	地域支援課
32	5	1	2	32		杉浦 智文	
						田嶋 優俊	
						■内線 □外線	3－2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (5) わくわく事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・地域会議における事業評価基準について（報告書 72 頁掲載） 補助事業の評価は中学校区単位で設置された地域会議にて行われるが、採択の可否及び補助率・継続回数の特例適用の可否に関する判断基準が、地域会議により一部相違があることが発見された。具体的には、出席者数に対する承認者数の人数割合を基準に決定する地域会議もあれば、出席者による評価を点数化した上で平均点が一定以上とする地域会議があった。 資料の閲覧により、各地域会議では地域の特性を勘案し、公共性・公益性、実現性・妥当性及び発展性・将来性の観点から、事業評価のほか、補助率や継続についても評価していることを確認した。しかし、その判断基準が地域会議ごとで異なる場合には、同一の補助事業であっても地域により採択の可否が変わる可能性も否定できないことから、市としては事業内容に関して地域の特色を加味しつつも、採択の判断においては統一的な評価基準により公平に運用されることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和4年11月28日 自治推進室長決定	措置完了	令和5年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	全市的に審査に使用するわくわく事業審査会の審査基準及び評価シートを統一することとした。			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年度から地域会議による審査から、地域審査員（申請団体及び地域住民代表）と支所審査員（支所職員）による審査に変更した。全市的に審査基準及び審査に使用するわくわく事業審査会評価シートを統一するとともに、公共性・公益性、実現性・妥当性及び発展性・将来性の各指標にその定義や補足説明をシートに加えて、誰が審査を行っても一定の基準で判断できるようにした。
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
33	5	1	2	33	杉浦 智文	
					田嶋 優俊	
					■内線 □外線	3-2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(5) わくわく事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 特例承認に対する取り組みの相違について（報告書 73 頁掲載）
	当補助金は、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会の構築を目的としていることから、「わくわく事業補助金交付要綱」では交付対象とする事業範囲が広く設定されており、規定されている基準のほかに、地域会議が必要と認めた場合には一部特例を認めている。例えば、一部の補助対象経費の補助率は、原則10分の9とされているが、これは補助率の適正化の観点から、支出の抑制を図るとともに補助金間の公平性を確保するためである。 それを踏まえ、地域会議における資料を閲覧すると、多くの交付対象者が10割補助を申請し、概ね承認している地域会議もあれば、そもそも10割補助の申請がほとんど行われていない地域会議もあるなど、地域における運用の差が把握された。また、継続性についても、多くの地域会議では3回を超える交付に対して特例承認が行われていた。 現状の交付要綱では、補助期間の適正化を踏まえ、団体の経常的な活動に要する経費等を認めないこと（第5条2項）等が明記され、3回との交付制限を設けるなど、主に設立団体の立ち上げを支援する性格があると考えられる。その趣旨を汲み取り厳格に運用している地域もあれば、交付対象者による活動の拡充の目線から判断している地域もあることで、運用が異なっていると考えられる。実際に、地域会議の評価員のコメントとして、「一部経常的な活動と考えられる事業もある」との指摘も見受けられた。 各地区で判断することが地域に根付いた補助金の活用に繋がることは十分理解できるが、補助金の交付においては、補助率及び補助期間の適正化の観点から、補助金等交付のガイドラインに基づき、市として統一した判断基準を共有化し、運用することが望まれる。
	(5) 同趣旨の結果

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区	■A 措置完了	方針決定 令和4年11月28日 自治推進室長決定	措置完了 令和5年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	

分	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	申請回数について事業目標や計画に合わせて必要な回数を申請できるよう3回の制限を撤廃した。補助率10割特例についてはわくわく事業運用マニュアルに具体的な例示を記載した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年度から地域会議による審査から、地域審査員（申請団体及び地域住民代表）と支所審査員（支所職員）による審査に変更した。また申請回数についても事業目標や計画に合わせて必要な回数を申請できるよう3回の制限を撤廃した。 補助率については原則9割を再度徹底するとともに、わくわく事業運用マニュアルにも10割特例とする際の指標や具体的な例示を記載した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
34	5	1	1	1	杉浦 智文	
					田嶋 優俊	
					■内線 □外線	3-2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(5) わくわく事業補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 交付要綱に規定された備品台帳の整備について（報告書 74 頁掲載） 補助事業で取得した備品については、様式第13号に規定された様式に基づき、備品台帳の作成が求められている（同要綱第21条）。しかしながら、提出された備品台帳を閲覧したところ、一部の補助事業において耐用年数欄がないといったように必要項目の記載がない事例や、同類の資産でも事業によって異なる耐用年数が記載されている事例が発見された。 市は、補助対象者に対して、備品台帳が適正に作成されるように作成方法などを指導することが求められる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年3月12日 地域自治システム推進会議決定	措置完了 令和6年3月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	耐用年数欄がない古い様式を使用している例が一部みられるため、耐用年数欄のある最新の様式を使用するよう徹底する。また耐用年数についてはわくわく事業運用マニュアルに記載のとおり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める期間を目安とするよう周知した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年3月12日開催の地域自治システム推進会議にて各支所に注意喚起し、補助対象者に対して備品台帳が適正に作成されるよう徹底する。また耐用年数についてはわくわく事業運用マニュアルに記載のとおり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める期間を目安とするよう各支所に周知した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	地域支援課
						杉浦 智文	
						塚田 征弘	
						■内線 □外線	3－2012
35	5	1	2	34			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (6) 防犯灯設置費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 設置費用の合理的な検討について（報告書 76 頁掲載） 自治区が設置する防犯灯に対する補助金であり、自治区自らその必要性に応じて購入業者を選定し契約を締結しているが、相見積が行われていないため、契約金額の妥当性に関する検討が行われていない。 「豊田市防犯灯設置費補助金交付要綱」において相見積を必要とする定めは無く、単に防犯灯の設置に係る業者の見積書のみが要件となっているため、同要綱に反している訳ではないが、申請資料を閲覧すると、工事一式の総額で50万円を超える高額契約も一定数存在した。 参考として他の補助金交付要綱等について取り上げると、「豊田市防犯設備整備費補助金交付要綱」では、補助金上限額は80万円として2者以上の見積書の入手を原則としている（同要綱第8条第1項（1））。また、「委託契約事務の手引（工事関係委託を除く）」においては、随意契約の場合、委託については50万円を上限として2人以上からの見積書の提出を規定している（同手引1、2（3））。 そのため、1灯当たりの補助金は2万5千円～3万5千円と少額ではあるが、複数購入の場合には多額になるため、相見積を実施する等、契約金額の妥当性を確保できるような補助金制度の見直しが必要である。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づいて複数社からの見積りを添付させることは適正な行政事務に資するため、事業費総額が50万円を超えるものについては2者以上の見積りを必要とする旨を、令和7年度の「自治区運営の手引」に記載し、自治区への補助制度説明時に説明することを検討中。

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年6月 自治区支援検討会にて協議 令和6年9月 自治推進室にて決定 令和7年1月 自治区運営の手引原稿作成 令和7年4月 自治区への補助制度説明
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	地域支援課
36	5	1	2	35		杉浦 智文	
						塚田 征弘	
						■内線 □外線	3－2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (6) 防犯灯設置費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・合理的な設置基準による検討について（報告書 77 頁掲載） 防犯灯の設置については、「豊田市防犯灯設置費補助金交付要綱」に規定されており、補助金の交付はその内容が充足されていることが条件となっている。所管課では同要綱に準拠して審査を実施していることは確認できるが、基本的には補助事業者からの提出書類の形式的な審査にとどまっており、設置の必要性に関する十分なチェック体制は確立されているものではない。 例えば、市として防犯上の観点から、設置区域自体の必要性等について指導を網羅的に実施しているものではなく、申請に基づく交付であるため、自治区によりその取組に差が生じていることも推定される。また、防犯灯設置後に係る電気料等については、基本的に交付金により市が負担するものであるため、設置費用のみならず維持管理費も含めた継続的な負担が生じることから、計画性の観点からの検討も必要である。 そのため、防犯灯の設置に関する判断基準を明確にし、効果的な設置になるように指導することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】											
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	■E 検討中										
(2) 監査結果に対する		防犯灯の電気代の9割相当額を市が負担することになるため、効果的に設置されることが望まれる。しかしながら、市街地、山村部など広範にわたる市域において、一律に基準を設けるのは難しく、地域組織である自治区が必要と判断して設置する防犯灯に対し補助をすることが効果的且つ効率的であると考えるため、不措置とする方向で検討中。									
□方針 (措置区分 A・B・C・D)											
■方針の検討状況 (措置区分 E)		令和6年6月 自治区支援検討会にて協議 令和6年9月 自治推進室にて決定									

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
37	5	1	1	2	杉浦 智文	
					塚田 征弘	
					■内線 □外線	3-2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (6) 防犯灯設置費補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・入手した見積書の記載内容について（報告書 78 頁掲載） 補助金の交付補助金の交付を受けようとする自治区は、防犯灯設置費補助金交付申請書とともに、契約内容や現地状況等を把握するため見積書等の添付が求められている。しかしながらその見積書に関して、一般的に想定される防犯灯器具代や工事費、電力会社手数料といった内訳が明記されておらず、補助金限度額の単価にて防犯灯新設工事や取替工事等のように詳細な記載が省略されている事例が発見された。 このような場合には、支出の内容を把握することができないことで金額の妥当性を確認することができず、あたかも補助金限度額ありきで契約が締結されているのではないかと疑念を抱くものである。 そのため、交付申請時には、単に同要綱で求められている書類の有無を確認するのみでなく、有効な補助金の利用及び促進のためにも、その契約内容について検討し、必要に応じた指導の実施が求められる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】											
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	■E 検討中										
(2) 監査結果に対する		監査結果のとおり、申請書に添付させる見積書に内訳を記載させることは、適正な行政事務に資するため、令和7年度の「自治区運営の手引」記載し、自治区への補助制度説明時に説明することを検討中。									
□方針		令和6年6月 自治区支援検討会にて協議									
(措置区分 A・B・C・D)		令和6年9月 自治推進室にて決定									
■方針の検討状況		令和7年1月 自治区運営の手引原稿作成									
(措置区分 E)		令和7年4月 自治区への補助制度説明									

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
38	5	1	2	36	杉浦 智文	
					塚田 征弘	
					■内線 □外線	3-2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(6) 防犯灯設置費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・適切な成果指標の評価及び終期の設定について（報告書 78 頁掲載） 当補助金は平成13年度から制度が開始されているが、現状、成果指標による評価がなされておらず、また、補助金制度としての終期が設定されていない。 そもそも同要綱における交付目的は、「自治区に対し、防犯灯の整備に係る経費の一部を補助することにより、公衆用道路等における夜間の犯罪の防止を図ること」（同要綱第3条）であるが、制度当初と現状を比較すると取り巻く環境は大きく変化している。そのため、補助金を活用した取組によって得られる効果を客観的に示すアウトカム数値にて成果指標を設定し、評価を行うことで、補助金に関する有効性や継続性といった観点からの適正化を適時に行うことが可能となる。また、現状においては、従来型防犯灯の設置という整備の段階から、省エネ型防犯灯器具等への更新に目的は移ってきているとも考えられる。 今後は、防犯灯LED化に関する更新割合を目標とするアウトプット指標の設定や、具体的に警察や地域住民等との連携を図り、市としての防犯灯未設置地区の洗い出し及び設置率の向上に重点を置いた対応が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(7)、報告書65頁 IV4(1)、報告書68頁 IV4(2)、報告書71頁 IV4(4)、報告書84頁 IV4(9)、報告書98頁 IV5(5)、報告書159頁 IV9(1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中
(2) 監査結果に対する	近年、環境への配慮から、省エネ型防犯灯への更新が多く申請されているが、あくまで当該補助金の目的は公衆用道路等における夜間の犯罪防止にあ

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	る。また、省エネ型防犯灯への更新率は90%を超えているため、LED化率を目標とはしない方向で検討中。 防犯灯未設置地区においても、夜間の往来などは地域によって違うため、効率的な設置を行うために設置率の目標は設定しない方向で検討中。 令和6年6月 自治区支援検討会にて協議 令和6年9月 自治推進室にて決定
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部		地域支援課	
39	5	1	2	37		杉浦 智文			
						塚田 征弘			
						■内線 □外線			
						3－2012			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(7) 地域集会施設整備事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 交付目的と申請内容の相違について（報告書 79 頁掲載） 「豊田市自治区施設の整備に関する補助金交付要綱」には、補助金の交付対象となる事業が規定されている。これは、該当施設の整備等といったように、自治区において比較的高額で経済的負担を要する事業を想定していると考えられるが、実際に申請書等の関連資料を閲覧した結果、申請内容の多くはエアコン交換や照明器具の取替え、畳張替えといった比較的少額の修繕が多いことを認識した。 このような制度と実務との乖離は契約額の検討においても影響を及ぼしており、例えば同要綱において100万円未満の改修工事の場合、見積は1者で良いとされているのに対し、多くの補助事業では金額的にその対象に含まれないことから相見積を要しない取扱いとなり、結果として、金額が合理的かの判断がなされていない事例が多くなっている。 このように、同要綱において前提としている補助事業の規模と、実際の運用にギャップがあることから、同要綱上で対象事業の範囲を明確に規定することにより、補助金の必要性や公益性に配慮する必要がある。また、施設の整備と維持管理については対象事業を区分し運用することで、補助額の適正化が図られるものとする。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する	監査結果のとおり、補助事業費が合理的かどうかの判断は必要であるが、申請者である自治区の負担とのバランスも重要と考える。現在も施設の整備（新築増築等）と維持管理（改修等）を区分し、施設の整備に関しては補助金額1,000万円以上、維持管理に関しては同一業者からの見積100万

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	円以上の場合に複数者からの見積を求めている。また、対象事業が備品の購入などに比べ事業費が高額になるため、現状の基準が適切であると考え、不措置とする方向で検討中。 令和6年6月 自治区支援検討会にて協議 令和6年9月 自治推進室にて決定
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
40	5	1	2	38	杉浦 智文	
					塚田 征弘	
					■内線 □外線	3-2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(7) 地域集会施設整備事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・将来計画を踏まえた改修工事等の必要性について（報告書 80 頁掲載） 当補助金の補助対象事業には、該当施設の新築等のほか、現状の施設を前提とした改修工事や耐震補強工事等も含まれるが、基本的には自治区が管理する施設のため、市として施設の関連情報を網羅的に把握できている訳ではなく、主に自治区において補助事業の実施の必要性について検討がなされている。 当該検討においては、人口の減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化等に関連して、将来に向けた集会施設等の継続的な所有の必要性についても議論されるべきであり、その方針に基づいた計画的な対応が求められる。また、改修工事等の財源を市からの補助金等に依存するケースが多いことから、市も補助金の効果がより高められるように努めることが必要である。 そのため、市として自治区に対してさらなる議論や情報共有を求めるとともに、現状の施設の維持を前提としたものではなく、施設集約を前提とした取壊し費用の補助対象化など、幅広い議論がなされた上で、補助金交付の必要性が検討されるべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1 総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する	自治区の合併等を見据え、自治区施設の集約等を想定した解体費用を補助対象経費とするよう検討を進める。 令和6年6月 自治区支援検討会にて協議

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	地域支援課
41	5	1	1	3	杉浦 智文	
					塚田 征弘	
					■内線 □外線	3-2012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (8) 地域振興事務交付金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・実績報告書の作成方法について（報告書 82 頁掲載） 交付対象者は、実績報告書として自治区の決算報告書を市に提出し、市はその内容を審査し、適切性を判断している。関連資料を閲覧した結果、一部の決算報告書において当交付金に関する収入計上額が交付金総額ではなく、区長会及び共済会の会費が控除された純額で表示されていることを発見した。 自治区における会計処理方法については、収入の部に関する表示方法の具体的な指示はされていないが、一般的に現状の会計処理では、控除されている会費が支出として計上されない点、収支規模を把握することができない点及び受領している各種補助金等の比較の点からも総額での表示が望ましいと考える。また、ほとんどの自治区では総額主義により表示されていることから、他団体との比較可能性の観点からも、表示方法の統一が必要である。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	自治区は任意団体であるため、自治区における会計処理方法については本来団体の考えに基づいて行われるものである。しかしながら、監査結果のとおり自治区の決算報告書収入額に交付金の総額が計上されることで、交付金の適正な執行について確認しやすくなるため、令和7年度の「自治区運営の手引」に「収入額には交付金の総額が計上されることが望ましい」旨を記載し、自治区への補助制度説明時に説明することを検討中。 令和6年6月 自治区支援検討会にて協議 令和6年9月 自治推進室にて決定 令和7年1月 自治区運営の手引原稿作成 令和7年4月 自治区への補助制度説明

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
42	5	1	2	39	酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4036

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (9) 地域観光協会補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・個別補助事業単位での予算化について（報告書 84 頁掲載） 当補助金の交付申請時において補助対象事業予算内訳書を添付しているが、一部の観光協会では記載の仕方が異なっていることを認識した。具体的には、通常、同内訳書における事業名の欄には、目的別分類による個別補助事業単位での予算が記載されるのに対して、一部の観光協会では個別補助事業での区分はされておらず、補助対象事業全体における印刷製本費のような形態別分類での記載となっていた。 そのため、個別補助事業単位での予算実績比較もできず、例えば、補助対象事業に計画変更が生じた場合に作成が必要となる計画変更承認申請書についても、補助対象事業単位での判断ができないため、対応の必要性が不明瞭となってしまうおそれがある。 「豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱」においては、基本的に補助対象事業単位での判断が必要となるとともに、市全体としての運用の統一化の観点から、補助金関連資料の作成について観光協会に対して適切な指導を実施するとともに、市全体として運用面での共通化を図り、対応に相違が生じないように取り組むことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】						
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	2月29日	室長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月 日	長決定	
	□E 検討中					
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、「補助金関連資料の作成について観光協会に対して適切な指導を実施するとともに、市全体としての運用面での共通化を図り、対応に相違が生じないように取り組むこと」は適正な行政事務に資することから、交付要綱の様式第6号（補助対象事業変更予算内訳書）を追加し運用を統一化するとともに、各支所及び各地区観光協会への共有を行った。				
■方針 (措置区分 A・B・C・D)						

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年3月 各支所及び各地区観光協会への説明 4月 豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱改正

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	商業観光課
43	5	1	2	40		酒井 一裕	
						藤堂 泰典	
						■内線 □外線	2-4036

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(9) 地域観光協会補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 成果指標として豊田市観光実践計画の活用について（報告書 84 頁掲載） 監査の実施に当たり事前に実施したアンケートでは、いずれの所管課においても補助金の成果指標は無いとの回答を得た。この点については、同要綱に基づき行われる実績報告の際に観光協会から提出される事業実績等をもってその活動を審査していることで補助金の有効活用の確認を代替しているとも想定されるが、一部では単なる活動の報告となっている場合もあり、補助金の有効性の観点からは判断しづらいところである。 また、補助金としては、終期が設定されずに平成17年度から現在に至るまで継続的に交付されており、一部では補助額に大きな増減がみられないことから、定額補助金の長期化に類するものと疑念を抱く可能性もある。 当補助金は、観光まちづくりを推進し、振興を図る観点から、観光協会に対して継続的な支援を行うものであり、数値化して評価することが困難であることは理解できるが、補助金等交付のガイドラインに基づき、市として補助金の有効活用を議論し、翌年度の予算に反映することも重要である。 そのための一案として、「豊田市観光実践計画」の活用が考えられる。同計画は、総合計画における観光分野の実践計画としての位置づけであり、持続可能な観光活動の展開を目的としているものである。観光協会に対する補助金に係る成果指標として、当該計画における評価指標や観光振興に向けた課題等との連携を図ることで、効果的な補助金の活用について評価できる手段の一つと考える。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1 総括（7）、報告書65頁 IV4（1）、報告書68頁 IV4（2）、報告書71頁 IV4（4）、報告書78頁 IV4（6）、報告書98頁 IV5（5）、報告書159頁 IV9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 7月 1日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて、「豊田市観光実践計画における評価指標や観光振興に向けた課題等との連携」は、適正な行政事務に資することと考えられるため、次期豊田市観光実践計画の策定にあたり、各支所及び各地区観光協会等と協議し、計画の実効性を高めていく方策を検討する予定。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
44-1	5	1	2	41-1	梅村 靖之	
					青木 昌宏	
					□内線 ■外線	82-2511

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果	・運行実績集計表の記載内容について（報告書 87 頁掲載） 地域バスの運行に関する年度協定書に基づき提出される実績報告には、日にちごとの利用人数や運賃収入が記載されている。しかし、利用人数には現金での支払のほか、回数券や定期券利用人数も含まれるが、その内訳がないことから、当該様式では現金支払による運賃収入と利用人数との整合性を確認することができないものである。 そもそも事業者を支払われる運行負担金は、運行経費から運行収入を差し引いて算出されることから、運行事業者において運行収入を過小に計上する誘因を否定できない。現状、所管課では、運行実績報告書の内容に疑念が生じた場合には運行事業者保管の帳票等を確認しているとのことであるが、定型的な確認方法ではない以上、市担当者によりその対応に差が生じるものであり、提出資料上の確認手続のみではその正確性を検証できない。 なお、下山支所では基本協定書に基づき、月次で乗客区分別乗車人数と金額別回数券の使用額などが記載されている「しもやまバス乗車人数・収入記録」の提出を受けており、運行収入との整合性を確認している事例もある。 運行実績集計表は年度協定書に様式が規定されたものであるが、支所ごとに実績報告の内容が異なっている。市として様式を見直すことで、運行実績報告書上での数値の妥当性を確認できるようになるとともに、運行事業者に対する牽制機能も働くことから、様式の改善を検討されることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 7月 1日支所長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する	現在、運行実績集計表では現金及び一部の電子決済による運賃収入を集計しているが、支払方法ごとの乗車人数が確認できない。そのため、「しもや

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	まバス乗車人数・収入記録」を参考に運行実績集計様式を見直し、支払方法別による乗車人数を集計する。実施時期は、令和7年度からとする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
44-2	5	1	2	41-2	中野 雅之	
					古山 武嗣	
					☐ 内線 ☒ 外線	65-2001

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行実績集計表の記載内容について（報告書 87 頁掲載） 地域バスの運行に関する年度協定書に基づき提出される実績報告には、日にちごとの利用人数や運賃収入が記載されている。しかし、利用人数には現金での支払のほか、回数券や定期券利用人数も含まれるが、その内訳がないことから、当該様式では現金支払による運賃収入と利用人数との整合性を確認することができないものである。 そもそも事業者を支払われる運行負担金は、運行経費から運行収入を差し引いて算出されることから、運行事業者において運行収入を過小に計上する誘因を否定できない。現状、所管課では、運行実績報告書の内容に疑念が生じた場合には運行事業者保管の帳票等を確認しているとのことであるが、定型的な確認方法ではない以上、市担当者によりその対応に差が生じるものであり、提出資料上の確認手続のみではその正確性を検証できない。 なお、下山支所では基本協定書に基づき、月次で乗客区分別乗車人数と金額別回数券の使用額などが記載されている「しもやまバス乗車人数・収入記録」の提出を受けており、運行収入との整合性を確認している事例もある。 運行実績集計表は年度協定書に様式が規定されたものであるが、支所ごとに実績報告の内容が異なっている。市として様式を見直すことで、運行実績報告書上での数値の妥当性を確認できるようになるとともに、運行事業者に対する牽制機能も働くことから、様式の改善を検討されることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 6月28日所属長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	意見に基づき、「しもやまバス乗車人数・収入記録」に準じて様式を見直し、令和6年度第3四半期の報告より、乗車人数と収入額の整合性がわかるよう、変更を行う予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	猿投支所
44-3	5	1	2	41-3	広瀬 智	
					築山 慎介	
					□内線 ■外線	45-1214

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 運行実績集計表の記載内容について（報告書 87 頁掲載） 地域バスの運行に関する年度協定書に基づき提出される実績報告には、日にちごとの利用人数や運賃収入が記載されている。しかし、利用人数には現金での支払のほか、回数券や定期券利用人数も含まれるが、その内訳がないことから、当該様式では現金支払による運賃収入と利用人数との整合性を確認することができないものである。 そもそも事業者を支払われる運行負担金は、運行経費から運行収入を差し引いて算出されることから、運行事業者において運行収入を過小に計上する誘因を否定できない。現状、所管課では、運行実績報告書の内容に疑念が生じた場合には運行事業者保管の帳票等を確認しているとのことであるが、定型的な確認方法ではない以上、市担当者によりその対応に差が生じるものであり、提出資料上の確認手順のみではその正確性を検証できない。 なお、下山支所では基本協定書に基づき、月次で乗客区分別乗車人数と金額別回数券の使用額などが記載されている「しもやまバス乗車人数・収入記録」の提出を受けており、運行収入との整合性を確認している事例もある。 運行実績集計表は年度協定書に様式が規定されたものであるが、支所ごとに実績報告の内容が異なっている。市として様式を見直すことで、運行実績報告書上での数値の妥当性を確認できるようになるとともに、運行事業者に対する牽制機能も働くことから、様式の改善を検討されることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中	方針決定 令和6年 6月30日所属長決定	措置完了予定 令和6年7月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	意見に基づき、「しもやまバス乗車人数・収入記録」に準じて様式を見直し、令和6年度の第1四半期の報告より、乗車人数と収入額の整合性がわかるよう、変更を行った。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	猿投支所が所管する石野・保見地域バスでは、「石野及び保見地域バスの運行に関する年度協定書」において、実績報告書(様式1)に回数券利用相当額を記載できるよう、軽微な様式の変更を行った。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	高岡支所
					吉澤 英俊	
					天野 幸宏	
					□内線 ■外線	53-2694
44-4	5	1	2	41-4		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 運行実績集計表の記載内容について（報告書 87 頁掲載） 地域バスの運行に関する年度協定書に基づき提出される実績報告には、日にちごとの利用人数や運賃収入が記載されている。しかし、利用人数には現金での支払のほか、回数券や定期券利用人数も含まれるが、その内訳がないことから、当該様式では現金支払による運賃収入と利用人数との整合性を確認することができないものである。 そもそも事業者を支払われる運行負担金は、運行経費から運行収入を差し引いて算出されることから、運行事業者において運行収入を過小に計上する誘因を否定できない。現状、所管課では、運行実績報告書の内容に疑念が生じた場合には運行事業者保管の帳票等を確認しているとのことであるが、定型的な確認方法ではない以上、市担当者によりその対応に差が生じるものであり、提出資料上の確認手順のみではその正確性を検証できない。 なお、下山支所では基本協定書に基づき、月次で乗客区分別乗車人数と金額別回数券の使用額などが記載されている「しもやまバス乗車人数・収入記録」の提出を受けており、運行収入との整合性を確認している事例もある。 運行実績集計表は年度協定書に様式が規定されたものであるが、支所ごとに実績報告の内容が異なっている。市として様式を見直すことで、運行実績報告書上での数値の妥当性を確認できるようになるとともに、運行事業者に対する牽制機能も働くことから、様式の改善を検討されることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する	意見に基づき、年間約154,000人が利用する路線定期運行バスの現状を踏まえ、「高岡地域バス（ふれあいバス）の運行に関する年度協定書」

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	において、運行実績報告書の様式等を見直し、乗車人数と収入額の整合性が分かるように変更を行う予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	藤岡支所
44-5	5	1	2	41-5	山田 政則	
					福岡 正洋	
					□内線 ■外線	76-2102

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 運行実績集計表の記載内容について（報告書 87 頁掲載） 地域バスの運行に関する年度協定書に基づき提出される実績報告には、日にちごとの利用人数や運賃収入が記載されている。しかし、利用人数には現金での支払のほか、回数券や定期券利用人数も含まれるが、その内訳がないことから、当該様式では現金支払による運賃収入と利用人数との整合性を確認することができないものである。 そもそも事業者を支払われる運行負担金は、運行経費から運行収入を差し引いて算出されることから、運行事業者において運行収入を過小に計上する誘因を否定できない。現状、所管課では、運行実績報告書の内容に疑念が生じた場合には運行事業者保管の帳票等を確認しているとのことであるが、定型的な確認方法ではない以上、市担当者によりその対応に差が生じるものであり、提出資料上の確認手続のみではその正確性を検証できない。 なお、下山支所では基本協定書に基づき、月次で乗客区分別乗車人数と金額別回数券の使用額などが記載されている「しもやまバス乗車人数・収入記録」の提出を受けており、運行収入との整合性を確認している事例もある。 運行実績集計表は年度協定書に様式が規定されたものであるが、支所ごとに実績報告の内容が異なっている。市として様式を見直すことで、運行実績報告書上での数値の妥当性を確認できるようになるとともに、運行事業者に対する牽制機能も働くことから、様式の改善を検討されることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】					
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中	方針決定	令和6年6月30日	所属長決定	措置完了予定 令和6年9月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□E 検討中				

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	意見に基づき、「しもやまバス乗車人数・収入記録」に準じて様式を見直し、令和6年度(第2四半期の報告)から、乗車人数と収入額の整合性がわかるように変更を行う予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	藤岡支所が所管する藤岡地域バスでは、「藤岡地域バス(三箇線、西市野々線)の運行に関する年度協定書」及び「藤岡地域バス(川口・飯野線)の運行に関する年度協定書」において、運行実績報告書(様式1)に回数券利用相当額を記載できるよう、軽微な様式の変更を行う予定である。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
45-1	5	1	2	42-1	梅村 靖之	
					青木 昌宏	
					□内線 ■外線	82-2511

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行負担金に係る交付継続性の検討について（報告書 87 頁掲載） プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。 各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。 そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	稲武地区の周縁部に在住する住民にとって、地域バスは中心部にある商店や医療機関及び学校にアクセスするには必要不可欠な交通手段である。また、高齢のため自家用車を運転しない住民も多く、中心部近くに居住する住民であっても地域バスを利用しなければ生活が成り立たない状況にある。高齢化の進む稲武地区において地域バスを必要とする利用者層は今後も増加すると見込まれるが、同時に地区の人口減少も著しく、全体としては地域バスの利用者は減少している。 今後も運行負担金は増加することが予想されるため、稲武地域生活交通利用促進委員会において運行形態の変更、運行ダイヤの見直し、バス停の改廃・統合などスリム化・合理化を検討し、地域の実情に応じた地域バスの運行を進める。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
45-2	5	1	2	42-2	中野 雅之	
					古山 武嗣	
					□内線 ■外線	65-2001

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行負担金に係る交付継続性の検討について（報告書 87 頁掲載） プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。 各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。 そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 III 1 総括(1)、報告書56頁 IV 3 (1)、報告書62頁 IV 3 (4)、報告書66頁 IV 4 (1)、報告書69頁 IV 4 (3)、報告書80頁 IV 4 (7)、報告書126頁 IV 6 (2)、報告書147頁 IV 7 (8)、報告書157頁 IV 8 (2)、報告書173頁 IV 9 (8)、報告書174頁 IV 9 (8)、報告書181頁 IV 9 (12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年度に策定した「豊田市地域公共交通計画」に基づき、交通政策課及び支所が連携して、地域住民等で構成される運営協議会において、現状の移動手段に依らず、各地域に合った様々な移動手段の導入に向けた検討を行っているところである。 その一方で、2024年問題や運転手不足による交通事業者側の環境は想定よりも早く変化している。意見としていただいた、豊田市の持続可能な地域交通のあり方については、今後2か年かけて実施する次期地域公共交通計画の策定の中で議論を進めていく予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	猿投支所
					広瀬 智	
					築山 慎介	
					□内線 ■外線	45-1214
45-3	5	1	2	42-3		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行負担金に係る交付継続性の検討について（報告書 87 頁掲載） プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。 各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。 そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 III 1 総括（1）、報告書56頁 IV 3（1）、報告書62頁 IV 3（4）、報告書66頁 IV 4（1）、報告書69頁 IV 4（3）、報告書80頁 IV 4（7）、報告書126頁 IV 6（2）、報告書147頁 IV 7（8）、報告書157頁 IV 8（2）、報告書173頁 IV 9（8）、報告書174頁 IV 9（8）、報告書181頁 IV 9（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年度に策定した「豊田市地域公共交通計画」に基づき、交通政策課及び支所が連携して、地域住民等で構成される運営協議会において、現状の移動手段に依らず、各地域に合った様々な移動手段の導入に向けた検討を行っているところである。 その一方で、2024年問題や運転手不足による交通事業者側の環境は想定よりも早く変化している。意見としていただいた、豊田市の持続可能な地域交通のあり方については、今後2か年かけて実施する次期地域公共交通計画の策定の中で議論を進めていく予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	下山支所
					大橋 史幸	
					三上 明子	
					□内線 ■外線	90-2111
45-4	5	1	2	42-4		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行負担金に係る交付継続性の検討について（報告書 87 頁掲載） プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。 各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。 そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	地域住民等で構成される運営協議会において、現状の移動手段に依らず地域に合った様々な移動手段の検討のほか、新たに協賛金制度を実施しているところである。 その一方で、2024年問題や運転手不足による交通事業者側の環境は想定よりも早く変化している。意見としていただいた、豊田市の持続可能な地域交通のあり方については、今後2か年かけて実施する次期地域公共交通計画の策定の中で議論を進めていく予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	高岡支所
					吉澤 英俊	
					天野 幸宏	
					□内線 ■外線	53-2694
45-5	5	1	2	42-5		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行負担金に係る交付継続性の検討について（報告書 87 頁掲載） プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。 各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。 そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 III 1 総括（1）、報告書56頁 IV 3（1）、報告書62頁 IV 3（4）、報告書66頁 IV 4（1）、報告書69頁 IV 4（3）、報告書80頁 IV 4（7）、報告書126頁 IV 6（2）、報告書147頁 IV 7（8）、報告書157頁 IV 8（2）、報告書173頁 IV 9（8）、報告書174頁 IV 9（8）、報告書181頁 IV 9（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年度に策定した「豊田市地域公共交通計画」に基づき、交通政策課及び支所が連携して、地域住民等で構成される運営協議会において、現状の移動手段に依らず、各地域に合った様々な移動手段の導入に向けた検討を行っているところである。 その一方で、2024年問題や運転手不足による交通事業者側の環境は想定よりも早く変化している。意見としていただいた、豊田市の持続可能な地域交通のあり方については、今後2か年かけて実施する次期地域公共交通計画の策定の中で議論を進めていく予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	藤岡支所
45-6	5	1	2	42-6	山田 政則	
					福岡 正洋	
					□内線 ■外線	76-2102

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・運行負担金に係る交付継続性の検討について（報告書 87 頁掲載） プロポーザルによる運行事業者の選定により運行負担金が減少した事例もあるが、多くの地域では利用者数の減少や燃料費単価の上昇等の影響により、運行負担金は増加傾向にある。 各地域では、運営協議会の設置や利用者に対するアンケートの実施等により利便性の向上や利用者数の増加に関する取組が検討され、実施されているが、現状を打開する有効な手段に繋がっていない。また、運行事業者においても人材不足等の観点から収益性に乏しい業務の維持に関して、継続的な協力を得られるとは限らず、さらには、現行の地域バス全てについて、今後も引き続き増加が見込まれる負担金を市として継続的に交付することができるかも不透明な点である。 そのため、各地域での問題にとどまらず、市として利用者数の増加や収益率の改善等に取り組まれているが、地域ごとに異なる様々な要因により根本的な解決には繋がっていないのが現状である。各地域における高齢化や人口密度、自然条件等の特性を踏まえた、身の丈に合った地域公共交通網の形成が早急に求められていることから、運行形態やその存続も含め、これまでより踏み込んだ今後のあり方を示す必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 III 1 総括（1）、報告書56頁 IV 3（1）、報告書62頁 IV 3（4）、報告書66頁 IV 4（1）、報告書69頁 IV 4（3）、報告書80頁 IV 4（7）、報告書126頁 IV 6（2）、報告書147頁 IV 7（8）、報告書157頁 IV 8（2）、報告書173頁 IV 9（8）、報告書174頁 IV 9（8）、報告書181頁 IV 9（12）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	■C 措置予定 方針決定 令和5年12月13日所属長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年度に策定した「豊田市地域公共交通計画」に基づき、藤岡支所では藤岡地域バスの現状把握と持続可能な移動サービス構築に関する検証を開始した。令和4年10月から藤岡地域バス運営協議会で協議を始め、地域会議、区長会、小中学校の意見を聞きながら、令和5年12月に路線定期運行から区域運行（デマンド運行）へと運行形態を変更することの合意形成を図った。令和6年6月の豊田市公共交通会議において、運行形態の変更について協議を進め、承認を得たところであり、令和7年4月からの運行開始に向けて諸手続を進めている。 その一方で、2024年問題や運転手不足による交通事業者側の環境は想定よりも早く変化している。意見としていただいた、豊田市の持続可能な地域交通のあり方については、今後2か年かけて実施する次期地域公共交通計画の策定の中で議論を進めていく予定である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	稲武支所
46-1	5	1	1	4-1		梅村 靖之	
						青木 昌宏	
						□内線 ☒ 外線	8 2－2 5 1 1

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	4 地域振興部
	(10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果	・ 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取り扱いについて（報告書 88 頁掲載）
■ 指 摘	運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。 協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。 そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 4月 1日支所長決定	措置完了 令和6年4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	運行事業者に消費税等仕入控除税額が発生した場合には、運行負担金の請求額が過大になってしまう恐れがあるが、現在の運行に関する年度協定書には運行負担金に係る消費税等仕入控除税額の取扱いに関する項目がなく、消費税等仕入控除税額が発生しているか否かを確認していない。 そのため、年度協定書に消費税等仕入控除税額に関する条項を設け、消費税等仕入控除税額が発生した場合の取扱いを明確にする。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度稲武地域バス（どんぐりバス）の運行に関する年度協定書第10条で、運行負担金に係る消費税等仕入控除税額について報告することを運行事業者義務付けた。また、仕入税額控除が発生した場合は、運行事業者に対し当該消費税仕入控除税額の返還を命ずることとした。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部		小原支所
46-2	5	1	1	4-2	中野 雅之		
					古山 武嗣		
					□内線 ■外線	65-2001	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取り扱いについて（報告書 88 頁掲載） 運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。 協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。 そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 4月 1日所属長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	指摘に基づき、年度協定書の見直しを実施し、仕入税額控除の事実確認や控除が生じた場合の取扱いについて規定することとした。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度小原地域バス（おばら桜バス）の運行に関する年度協定書において、小原地域バス（おばら桜バス）の運行負担金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式3）の提出を義務付けた。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	猿投支所
						広瀬 智	
						築山 慎介	
						□内線 ■外線	4 5 - 1 2 1 4
46-3	5	1	1	4-3			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取り扱いについて（報告書 88 頁掲載） 運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。 協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。 そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年3月26日	所属長決定
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	指摘に基づき、年度協定書の見直しを実施し、仕入税額控除の事実確認や控除が生じた場合の取扱いについて規定することとした。			

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	猿投支所が所管する石野・保見地域バスでは、「石野及び保見地域バスの運行に関する年度協定書」において、石野及び保見地域バスの運行負担金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式2)の提出を義務付けた。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	下山支所
46-4	5	1	1	4-4		大橋 史幸	
						三上 明子	
						□内線 ■外線	90-2111

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取り扱いについて（報告書 88 頁掲載） 運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。 協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。 そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】							
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	3月29日	室長決定	措置完了 令和6年3月完了	
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月	日	長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月	日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月	日	長決定	
	□E 検討中						
(2) 監査結果に対する		指摘に基づき、「下山地域バス（しもやまバス）の運行に関する年度協定書」の見直しを実施し、仕入税額控除の事実確認や控除が生じた場合の取扱いについて規定することとした。					
■方針 (措置区分 A・B・C・D)							

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度の「下山地域バス（しもやまバス）の運行に関する年度協定書」において、「下山地域バス（しもやまバス）の運行負担金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式3）」による報告を義務付け、運行事業者と協定書を締結した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	高岡支所
46-5	5	1	1	4-5		吉澤 英俊	
						天野 幸宏	
						□内線 ■外線	53-2694

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取り扱いについて（報告書 88 頁掲載） 運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。 協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。 そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了	
	■B 措置中	方針決定 令和6年 6月30日所属長決定	措置完了予定 令和6年9月予定	
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	指摘に基づき、年度協定書の見直しを実施し、仕入税額控除の事実確認や控除が生じた場合の取扱いについて次年度協定書に規定する予定である。			

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	高岡支所が所管する高岡地域バスでは、運行事業者に対して、仕入税額控除の事実確認し、控除が生じていないことを確認した。今後、「高岡地域バス（ふれあいバス）の運行に関する年度協定書」において、「運行負担金に係る消費税等仕入控除税額報告書」の提出を義務付ける予定である。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	藤岡支所
46-6	5	1	1	4-6		山田 政則	
						福岡 正洋	
						□内線 ■外線	76-2102

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 4 地域振興部 (10) 地域バス運行負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 運行負担金に含まれる消費税等相当額の取り扱いについて（報告書 88 頁掲載） 運行負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。 協定書等にはこれらの内容を確認する旨の具体的な記載は無く、実務において運行事業者に対して確認を実施していないのが現状であるのに対して、例えば「豊田市障がい者総合支援事業費補助金交付要綱」においては、消費税等への対応を規定している。 そのため、当負担金に関しても運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、協定書等においてもその取扱いを明確にする上でも、当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定することが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年3月26日 所属長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	指摘に基づき、年度協定書の見直しを実施し、仕入税額控除の事実確認や控除が生じた場合の取扱いについて規定することとした。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	藤岡支所が所管する藤岡地域バスでは、「藤岡地域バス（三箇線、西市野々線）の運行に関する年度協定書」と「藤岡地域バス（川口・飯野線）の運行に関する年度協定書」において、運行負担金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式3）の提出を義務付けた。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部		市民活躍支援課
47	5	1	2	43	小澤 真里		
					近藤 裕		
					■内線 □外線	3-2033	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (1) 高齢者クラブ連合会補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・収支計算書の記載について（報告書 90 頁掲載） 補助対象団体の提出した収支計算書をサンプルで確認したところ、取消線で支出金額を修正して提出されているものが見受けられた。修正は、書類提出時に必要となった場合は申請者により行われ、書類審査時において訂正が必要になった場合は申請者に確認の上、職員により行われるとのことであったが、その経緯を示す書面は添付されておらず、いずれの修正によるものか客観的に判別できない。職員が修正を行う場合は、職員が修正したこととその理由と修正者がわかるように証跡を残すべきである。また、当該金額の変更は補助金支給額にも直接影響するものであり、このような重要な変更の場合は、申請者の同意を得た旨の記録を残すことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書37頁 III 1総括(6)、報告書92頁 IV5(2)、報告書112頁 IV5(11)、報告書172頁 IV9(7)、報告書195頁 IV10(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 部長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		職員が修正する場合は、「(職員名)修正、(確認日)、(確認者名)確認済み」と記入する。	

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	申請された26件、全て上記の方針にそって審査を行った。
---	------------------------------------

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部		市民活躍支援課
48	5	1	2	44	小澤 真里		
					近藤 裕		
					■内線 □外線	3-2033	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (2) 高齢者活動事務交付金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 高齢者クラブ状況報告書の記載について（報告書 92 頁掲載） 補助対象団体の提出した高齢者クラブ状況報告書をサンプルで確認したところ、取消線で人数が修正されて提出されているものが発見された。補助対象団体が誤記したものを所管課の指導等により修正したものと推測されるが、理由や経緯も記載されていなかった。人数は交付金算定の基礎となる重要な情報であるため、職員が修正を行う場合は、職員が修正したことがわかるように証跡を残すべきである。また、金額の変更など重要な変更の場合は、申請者の同意を得た旨の記録を残すことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 部長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	職員が修正する場合は、「(職員名) 修正、(確認日)、(確認者名) 確認済み」と記入する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	申請された161件、全て上記の方針に沿って審査を行った。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	市民活躍支援課
49	5	1	2	45	小澤 真里	
					近藤 裕	
					■内線 □外線	3-2033

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(2) 高齢者活動事務交付金
(4) 監査結果 ■ 意見	・各高齢者クラブの活動実態及び収支の確認について（報告書 92 頁掲載） 交付時の必要書類受領時や実績報告受領時には、所管課において、チェックリストにより提出書類の確認が行われた上で保管されており、一定の確認（検査）が行われている状況であった。ただし、所管課の確認は提出された書類の不備や不整合の有無の確認が中心である。当該交付金は、各高齢者クラブの活動規模や頻度に応じて一定額を補助する性質のものであるため、書面の確認にとどまらず、会員の実在性、反社会的勢力の関与の有無や活動実態等を確認していくことも必要と考えられる。しかし、小規模かつ多数（令和4年度において対象は185団体）の高齢者クラブの活動実態を所管課が直接確認することは現実的ではなく、市は、各高齢者クラブの上位団体である豊田市高齢者クラブ連合会、地区高齢者クラブ連合会等の理事会や支部会議を通じた概況確認を行っているとのことである。したがって、これら上位団体による現況の指導体制や実態確認体制をより具体的に把握の上、市が各高齢者クラブの活動実態を把握するために必要十分な手続となるよう、確認報告体制の強化を行っていくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 部長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	高齢者クラブの会員の実在性や活動実態については、豊田市・地区高齢者クラブ連合会を通じて確認をした事実を書面に残す。反社会的勢力の関与の有無については、交付金申請時にチェック項目を設けて確認を行う。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	実在性については豊田市高齢者クラブ連合会に、活動実態については地区高齢者クラブ連合会に確認を行った。反社会的勢力の関与の有無については申請された161件、全て確認を行った。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部		行政改革推進課		
						藤田 憲彦				
						前田 有紀				
						■内線 □外線		3-1272		
50	5	1	2	46						

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (3) 高齢者能力活用推進費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 補助申請額及び実績額の確認について（報告書 93 頁掲載） 市補助額の基礎となる、補助対象実績額の約60%を人件費が占めている（当該積算額の一定割合から、国庫補助等を除いた額が補助額として算出される。）。しかし、人件費収支計画については、紙媒体で受領した積算過程の計算チェックは行っているものの、補助金対象となる人員の在籍実態や等級表等との整合性を確認するチェック項目は設けていない。また、実績については人数の確認にとどまっており、特段、給与台帳や集計表は入手していないとのことであった。対象団体の組織内部の統制状況、例えば残業承認、勤務時間の確定、給与集計過程の把握等により、補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていることについても、確認していくことが望まれる。 なお、交付対象である（公社）豊田市シルバー人材センターについては、理事1名、監事1名が市職員の兼任であり、所管課と情報共有の下、組織内部の統制状況を把握していくことにより、有効かつ効率的なモニタリングが期待できる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括(5)、報告書48頁 IV1(1)、報告書95頁 IV5(4)、報告書108頁 IV5(9)、報告書123頁 IV6(1)、報告書125頁 IV6(2)、報告書136頁 IV7(3)、報告書154頁 IV8(1)、報告書198頁 IV11(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する	補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていることについて確認していくことは適正な行政事務に資するため、予算執行事務について年度末に全庁に通知する際に実績に関して確認すべきポイントを記載する予定である。

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部		行政改革推進課		
						藤田 憲彦				
						前田 有紀				
						■内線 □外線		3-1272		
51	5	1	2	47						

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(4) 文化振興財団運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・人件費補助額の確認について（報告書 95 頁掲載） 補助対象は人件費である。所管課では、補助金の申請時は、集計シートの積算過程の確認のほか、人数が人員計画に基づいているか、給与水準の変更について人事院勧告が反映されているか等を大局的に確認している。実績については、主に積算過程の計算チェックを行っている。一方で、勤務実態（残業時間数等）の妥当性や、在籍実態や等級表等との整合性を確認するようなチェックは特段行っていない。積算の前提としての、組織内部の統制状況、例えば残業承認、勤務時間の確認状況及び給与集計過程の把握を踏まえ、補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていること等についても、確認していくことが望まれる。併せて、計画時や実績報告時には、表計算シート上で整合性のチェック結果を表示する、チェックリスト等によりチェックポイントを明らかにするなどして、確認項目を明らかにしていくことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括（5）、報告書48頁 IV1（1）、報告書93頁 IV5（3）、報告書108頁 IV5（9）、報告書123頁 IV6（1）、報告書125頁 IV6（2）、報告書136頁 IV7（3）、報告書154頁 IV8（1）、報告書198頁 IV11（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 7月 1日 部長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・ ☒ C・D)	監査結果に基づいて補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていることについて確認していくことは適正な行政事務に資するため、予算執行事務についての年度末通知時に、確認ポイントを記載する予定。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	文化振興課
					相田 祐里	
					大西 輝明	
					■内線 □外線	3-7132
52	5	1	2	48		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(4) 文化振興財団運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助額の変更時の検討について（報告書 96 頁掲載） 令和4年度の補助金額について、令和5年3月31日に補助金等変更の決定通知が発出されていたが、変更理由に「①令和4年度人件費等の総支給額に余剰が見込まれ、精算する必要があるため②収益事業に係る職員の補助率及び支給額確定に伴い、精算の必要があるため」と記載されており、変更金額の内訳が添付されているものの、どのような理由により変更となったかが資料上のみでは把握できない状況であった。決定の判断に重要な情報である具体的な変更の理由について、証跡を残すべきであった。 特に、退職手当については、計画上令和5年度で措置する予定であったものを令和4年度に前払して措置しているため、真に必要な金額に限定して交付すべき補助金の性質を踏まえると、その理由を記録しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】									
(1) 措 置 区 分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	2月15日	課長決定	措 置 完 了	令和6年4月完了		
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月	日	長決定	措置完了予定	令和 年	月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月	日	長決定			
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月	日	長決定			
	□E 検討中								
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、豊田市文化振興財団に対し、運営費補助金における額の変更が必要となった際には、補助金額の増減とそれに至る具体的な理由について市へ提出・説明するように指示することを決定した。							
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年4月、令和5年度協会公社等運営費補助金の補助金の確定通知の決定においては、財団からの変更理由を確認・明記したうえで、確定の決定行為を行った。							

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部		文化振興課
53	5	1	2	49	相田 祐里		
					西村 大典		
					■内線 □外線	3-7132	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (5) 文化事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金の対象とする文化事業の検討について（報告書 98 頁掲載） 対象となる文化事業9事業のうち5事業は、伝統文化を中心とした既存のイベントを対象とした負担金といえる一方、残りの事業は、多数の市民がアートに触れる、表現者に活躍の場を提供するなど主にアートの裾野を広げる事業に対する負担金となっており、目的や性質が異なっている。 前者のイベントを対象とした事業については、事業実績報告書を基に事業内容の見直しに伴う負担金の額や負担事業の見直しも一部行われているとのことであった。ただし、基本的には前年度実施されたイベントを踏襲しており、対象とするイベントについて、ポリシーに基づいた選定をしているということではなかった。第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】で対象としている「文化芸術」は広範囲であり、「枠にとらわれることなく新たな分野についても注視していきます」としている。市民ニーズや文化的価値を踏まえて、支援対象とする事業のポリシーを設定し、横並びで対象事業の見直しを行っていくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果の意見にあるような事業ポリシーの設定や横並びで事業の見直しを図ることは必要だと考えるが、その基準を設定することは非常に難しく、現在見直しを進めている第3次文化芸術振興計画策定の中で、引き続き検討していくものとする。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)			
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部		文化振興課
54	5	1	2	50	相田 祐里		
					西村 大典		
					■内線 □外線	3-7132	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(5) 文化事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 成果指標の設定について（報告書 98 頁掲載） 負担金事業の一つである「とよたデカスプロジェクト」は、実績報告書に参加者数を記載しており、成果の目安としている。しかし、とよたデカスプロジェクトは地域住民や関係者との連携や人材発掘等の複数の目的を有しており、参加人数のみでは成果の指標として十分ではない。採択されたプロジェクトが成果を上げているかどうかや、ホームページの閲覧数、SNSのフォロワー数等、取組自体の認知度や浸透度を測定し得る、より目的と適合した指標も併わせて設定していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 III 1 総括（7）、報告書65頁 IV 4（1）、報告書68頁 IV 4（2）、報告書71頁 IV 4（4）、報告書78頁 IV 4（6）、報告書84頁 IV 4（9）、報告書159頁 IV 9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 7月 1日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、とよたデカスプロジェクトの成果指標については、参加者数だけでなく、成果を測ることができる複数の指標を実績報告書に記載することを決定した。 なお、報告書に記載する指標の設定については、今後、文化振興財団や関係者等と協議しながら報告書作成時に反映させる。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部		文化振興課	
55	5	1	2	51	相田 祐里			
					西村 大典			
					■内線 □外線		3-7132	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(6) クラシック音楽・能楽鑑賞会負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・市負担事業の検証分析について（報告書 100 頁掲載） 令和4年度の実績報告は、学識経験者、市民及び市役所職員で構成される、「豊田市コンサートホール・能楽堂企画運営委員会」に提出される。ただし、当該委員会は評価を目的とするものではなく、主に企画内容や運営に関する意見を出すものである。 また、現在、「第2次豊田市文化芸術振興計画」の実施期間であり、その計画の進捗が管理され、豊田市文化芸術振興委員会にて意見を聴取している。当負担金と関連する計画に対する成果指標は定量的なものとして観覧者数、定性的なものとして参加者の声とされている。このように負担金事業に関連する評価は間接的には、文化芸術振興計画の進捗という形で実施されている。 ただし、文化芸術基本法の平成29年改正では、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を活用することの重要性を明らかにしている。市は、例えば能楽鑑賞において小中学生への普及啓発事業などを取り入れるなど、複数の取組を設定して対応していると考えられる。しかし、文化芸術に対する総合的な評価の精度を高めるためには、事業に応じた多角的な指標を設定し評価していくことが望ましい。例えば、年代別の観覧者数、市外からの来館者増加による経済効果、チケットや関連商品の販売も含めた回収率、さらには認知向上を図る指標など、市の戦略に応じた複数の指標を設定して分析し、今後の活動につなげていくことが考えられる。また、各負担金との関連性を明確にし、市が負担金事業としてどのように評価し新たな事業に反映していくか、といったPDCAサイクルを明確にしていくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		

(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	第2次文化芸術振興計画の中間見直し(令和4年度更新)において、新たに定性評価の考え方を取り入れた段階で、まさに評価の最中である。 監査意見にあるとおり、事業に応じた多角的な指標の設定・評価や、事業への反映方法については、効果的な事業を実施するために重要なことと考えられるため、令和6年度～7年度で行う第3次文化芸術振興計画の策定作業の中で検討をしていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					高島 圭太	
					■内線 □外線	2-7171
56	5	1	1	5		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(7) F I A世界ラリー選手権日本大会開催準備委員会関連事業負担金
(4) 監査結果	・開催準備委員会にて購入された固定資産の所有権について（報告書 104頁掲載）
■ 指 摘	2023年度より豊田市（他2団体）がラリージャパンの主催者となることに伴い、開催準備委員会は令和4年12月1日にラリー実施に使用する固定資産（資材及び機材）を前主催者より合計71,995千円で購入している。一方、同年同月に「ラリージャパン2023実行委員会有限責任事業組合」が設立され、令和5年度においては開催準備委員会の業務が、「ラリージャパン2023実行委員会有限責任事業組合」に引き継がれている。 当該固定資産は監査時現在、主催団体の一つである（特非）M. O. S. C. O. の倉庫に納入保管されている。しかし、開催準備委員会で購入した固定資産の所有権の帰属に関する事項について、市と開催準備委員会とで交わされた協定書や開催準備委員会の会計規則・規約において明文化されておらず、監査時点では所有権の帰属が文書等で明らかになっていなかった。なお、所管課に当該固定資産の所有権の帰属を確認したところ、市に帰属することになるとのことであるが、市の財産台帳には記載されていないとのことであった。 当該固定資産はラリージャパンの開催期間にわたり使用される高額資産であることから、協定書などの文書で所有権の帰属を明確にするとともに、市の財産台帳への登録を行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括（4）、報告書53頁 Ⅳ2（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 2月 1日 課長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	固定資産の所有権が不明な状態は望ましくなく、また、備品台帳に登録したうえで適切に管理していくべきだと考える。そのため、大会準備委員会のメ		

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	ンバーに対し豊田市へ備品を帰属させることに同意を得るとともに、備品台帳登録を進める。この措置については、令和5年度中に完了させる。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年度中に、大会準備委員会の構成メンバーに対し購入した資機材について豊田市へ帰属させることに同意を得たうえで、全ての備品を豊田市の備品台帳へ登録した。また、備品シールを貼ることで適切な管理を進める。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
57	5	1	2	52	塚田 知宏	
					高島 圭太	
					■内線 □外線	2-7171

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(8) 豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会関連事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・各地域の団体に対する負担金について（報告書 106 頁掲載） 豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会（以下「ラリーまちづくり実行委員会」という。）の事務局はラリーまちづくり推進課にある。 「ラリーまちづくり実行委員会」から、連携先である各地域NPO等に負担金が複数支出されている。各連携先は、観戦エリアのある3地域（旭、稲武及び下山）の盛り上げを実行委員会と連携して行うため、「ラリーまちづくり実行委員会」からの負担金から支出しているとのことである。「ラリーまちづくり実行委員会」では、支出の際には各連携先の事業計画と収支予算書入手し、終了時に精算も行っている。しかし、各連携先への負担金については協定書等が作成されていない。各連携先は市と異なる委員会、特定非営利法人等の組織であり、他の負担金と同様に協定書を作成し、それに基づく支出、精算及びモニタリングを実施していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 2月 1日 課長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として「協定書を作成し、それに基づく支出、精算及びモニタリングを実施していくことが望まれる。」との意見を受けたが、当該事務について協定書の作成はしていないものの、一連の事務を進める中で、①申請書の提出依頼、②申請書の提出、③申請書の提出・負担金の支出決定、④実績報告書の提出、⑥実績報告書の審査、⑦負担金額の精算、といったように適切に対応している。一方で、協定書を締結することで剰余金の精算規定が明確となるメリットもあることから、令和6年度事務から協定書を交わすこととする。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
58	5	1	2	53	塚田 知宏	
					高島 圭太	
					■内線 □外線	2-7171

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (8) 豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会関連事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 貯蔵品の購入について（報告書 107 頁掲載） 「ラリーまちづくり実行委員会」は、令和4年10月にDVD「僕と彼女とラリーと」を1,000枚（3,850千円）購入し、プロモーション等経費にて計上している。当該DVDは、市の1万4千円以上のふるさと納税の返礼に使用されており、対応する返礼品代は令和4年度に雑収入（829千円）として計上している。令和5年度においても同様の対応をしている。 当該DVDは令和5年10月末日現在において、894枚の在庫を保有している。DVDの購入の原資は市からの負担金であることから、払出しの状況が良くない場合は、別の用途で使用するなど有効活用することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	ー

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 2月 1日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	DVD「僕と彼女とラリーと」は、ふるさと納税の返礼品として購入した経緯がある。しかしながら、意見のとおり払出しの状況が良くなく長期に渡って在庫管理を行うことは返礼品としての新鮮味が低下する。そのため、ラリージャパンへの協賛者（寄付者）に対して活用することを視野に対応を進めていく。なお、措置の着手時期は令和6年11月を予定している。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	行政改革推進課
						藤田 憲彦	
						前田 有紀	
						■内線 □外線	3-1272
59	5	1	2	54			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (9) スポーツ協会運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・人件費補助額の確認について（報告書 108 頁掲載） 補助対象は人件費である。所管課では、補助金の申請時は、集計シートの積算過程の確認のほか、人数が人員計画に基づいているか等を大局的に確認している。実績報告については、主に書面上で積算過程の計算チェック等を行っている。一方で、勤務実態（残業時間数等）の妥当性や、職員の在籍実態や等級表等との整合性を確認するようなチェックは通常行っていない。また、人件費の積算の前提として、給与計算等に係る組織内部の統制状況、例えば残業承認、勤務時間の確認状況及び給与集計過程の把握を踏まえ、補助金の支給対象たる給与等の人件費が適切に集計され支給されていること等についても、確認していくことが望まれる。併せて、申請時や実績報告時には、表計算シート上で整合性のチェック結果を表示したり、チェックリスト等によりチェックポイントを明らかにするなどして、確認項目を明らかにしていくことが望ましい。 なお、交付対象である「（公財）豊田市スポーツ協会」については、理事1名と監事1名が市職員の兼任であり、所管課と情報共有の下、組織内部の統制状況を把握していくことにより、有効かつ効率的なモニタリングが実現し得る。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括(5)、報告書48頁 IV1(1)、報告書93頁 IV5(3)、報告書95頁 IV5(4)、報告書123頁 IV6(1)、報告書125頁 IV6(2)、報告書136頁 IV7(3)、報告書154頁 IV8(1)、報告書198頁 IV11(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】											
(1) 措置 区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措 置 完 了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和6年7月1日	部長決定							
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・☒・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて補助金の支給対象たる給与が適切に集計され支給されていることについて確認していくことは適正な行政事務に資するため、予算執行事務についての年度末通知時に、確認ポイントを記載する予定。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						生涯活躍部	スポーツ振興課
60	5	1	2	55		中野 洋介	
						藤村 修祐	
						☒ 内線 ☐ 外線	3－7 1 5 3

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(10) 第93回都市対抗野球大会応援事業 負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・実績額の低迷について（報告書 110 頁掲載） 決算額が当初予算額を大きく下回っている。応援事業は、トヨタ自動車硬式野球部のトーナメントの進出状況にも左右されるため、人数の絶対値のみでは判断できないが、いずれも定員を下回る実績となっている。都市対抗野球の試合日程は平日が多く、野球を観戦する層が現地に足を運びにくいことや、都市対抗野球自体の認知度が低いことが要因と考えられる。令和5年度は、決勝戦のパブリックビューイングを実施するなど、市民の認知を高める内容も実施されている。今後、パブリックビューイング等の認知施策の効果を検証し、ファン層の獲得も考慮した内容を検討していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月完了
	☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 6月11日 課長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・ ☒ ・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年6月11日に第95回都市対抗野球大会応援事業 第1回実行委員会において、今年度の応援事業の方針を決定した。 市民応援の内容としては、バス応援プランを廃止するとともに、第2戦以降の現地応援のニーズが減少しているため、初戦（7/19）と決勝（7/30）のみの新幹線プランとした。 また、市民認知を高める新たな取組として、第2戦（7/25）と第4戦（7/29）のパブリックビューイングを市役所ロビーで実施予定。加えて、決勝戦（7/30）のパブリックビューイングをスカイホール豊田で開催予定。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					美術・博物部	文化財課
					児玉 文彦	
					太田 吉朗	
					□内線 ■外線	32-6561
61	5	1	2	56		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(11) 民俗文化財保存維持費補助金
(4) 監査結果 ■意見	・収支計算書の記載について（報告書 112 頁掲載）
	補助対象団体の提出した収支計算書をサンプルで確認したところ、支出金額が大幅に赤ペンで修正されて提出されているものがあつた。補助対象団体との対面方式で同意を取りながら修正したものであるとのことだが、経緯を示す書面も添付されていなかった修正については、修正の理由と修正を行った者がわかるように証跡を残すことが望まれる。また、大幅な修正を伴う場合は、再提出を求めることも必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書37頁 Ⅲ1総括(6)、報告書90頁 Ⅳ5(1)、報告書92頁 Ⅳ5(2)、報告書172頁 Ⅳ9(7)、報告書195頁 Ⅳ10(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和6年 3月 1日 課長決定 措置完了 令和6年3月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、修正の理由が分かるように証跡を残すことは適正な行政事務に資するため、令和5年度の実績報告から収支計算書の修正の経緯を明らかにすることとし、また大幅な修正を伴う場合は再提出を求めることとした。 なお、修正は起案者しか行わないため、修正を行った者については記入しない。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	収支計算書を修正する場合は、修正の経緯が分かるように「修正日・修正の経緯」を収支計算書の余白に記入することをマニュアルに記載した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					美術・博物部	文化財課
					児玉 文彦	
					太田 吉朗	
					□内線 ■外線	32-6561
62	5	1	2	57		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(11) 民俗文化財保存維持費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金の規模と申請について（報告書 112 頁掲載） 補助金の申請件数、金額ともに、令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症蔓延の影響もあり減少している。令和4年度は回復基調にあるが、所管課によると保存会は継続しているものの事業自体が縮小しているため、補助金の申請を取りやめる団体もあるとのことであった。当該補助金については、各地域の保存会ごとに申請するものであることから、上限も有形15万円、無形10万円（一部は20万円）、伝統的5万円と比較的少額であり、小規模な保存会では数千円の補助となることもある。 一方で、補助金の申請者は、申請時と実績報告の際に所管課窓口まで書類を持参する必要がある、さらに、申請対象や証憑の添付も詳細に決められていることから、申請に一定の労力を要するものと考えられる。加えて、所管課側も申請者の記入事項をチェックリスト等を使用しながら確認を行っているが、処理数も多く、前記した修正の対応なども考えると相応の労力を要している。 補助金交付のガイドライン（令和4年4月）では、「少額の補助については、事業に対する補助金等の効果が見えにくく、ばらまき補助につながる場合もあるため、補助金等がないと事業実施ができないか、補助事業者の自主財源での運営ができないかどうか精査をし、特に認められる事由がない場合は認めないこととします。」として、「団体への補助の場合、1団体当たり10万円を超えているか」をチェック項目としている。少額の補助金については、実施内容や保存会の資力等を確認しながら補助金の必要性について検討を行うことが望まれる。また、多数かつ比較的少額の補助金の申請に当たっては、電子申請等の導入により、所管課と申請者の双方にとって申請負担を軽減する方法を検討することも一案である。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 課長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	

	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	保存会の多くは少人数で構成されており、財政基盤が整っていない中でも衣装代や太鼓などの必要備品を用意する必要があるため、少額であっても補助対象としなければ伝統芸能が急速に失われる恐れがある。補助金交付のガイドラインに基づき、実施内容等については精査しているため、少額でも補助金を交付することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	少額の補助金の必要性について検討し、少額でも補助金を交付することとした。 また、申請者の負担を軽減するため、令和6年度から「あいち電子申請・届出システム」での申請を可能とした。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					美術・博物部	文化財課 足助分室
					児玉 文彦	
					井上 美知代	
					□内線 ■外線	62-0609
63	5	1	2	58		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 5 生涯活躍部 (12) 重要伝統的建造物群保存事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・利用件数の低下について（報告書 114 頁掲載） 令和4年度に交付決定された3件のうち、2件は補助事業の中止が申請され、1件のみの完了にとどまっている。国費負担もあるため、弾力的な対応が困難である一方で、材質、意匠、色彩、工法など補助対象にできる基準が設定されており、所有者の理解も進めていく必要がある。修理・修景それぞれの補助率・上限額については、他都市の補助状況も参考にしつつ、建設費の推移、保存地区全体の観光産業の計画、文化財の持続的な活用などを勘案して検討していくことが望まれる。また、他の補助金の活用や融資支援等も組み合わせた援助により、保存事業を円滑に進めていくことが考えられる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】					
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年 3月 1日	課長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		所有者の理解を進めるため、令和3年度に実施した伝統的建造物現況調査結果に基づき、傷みのひどい物件の所有者に個別で補助事業を説明することとした。 本市の補助率・上限額（修理：8／10・5,000万円、修景：6／10・500万円）については、全国的にみると平均もしくは平均以上となっている。当該補助事業は所有者の負担軽減を図るため、補助の対象外となる内装や設備に対して、他の補助金等を併用できるようにしている。そのため、補助率等の見直しではなく、併用可能な補助金等を増やすこととした。 なお、平成23年度から令和5年度までの補助申請37件のうち、中止となったのは令和4年度の2件のみである。 【併用可能な補助金及び助成金】			

	豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金、豊田市山村地域等定住応援補助金、豊田市すこやか住宅リフォーム助成金、足助地区空き家店舗活用補助金 【新たに併用可能とする補助金（令和7年4月開始予定）】 豊田市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年度に実施した伝統的建造物現況調査結果に基づき、傷みのひどい物件の所有者に個別で補助事業を説明し、事業への理解を求めた。 本市の補助率・上限額について検討し、見直しは行わないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					美術・博物部		美術館
					田境 志保		
					大原 右子		
64	5	1	2	59	□内線 ■外線	34—6748	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(13) ゲルハルト・リヒター展 開催負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金対象事業の評価について（報告書 116 頁掲載） 展覧会の開催結果は博物館法に基づき設置されている美術館運営協議会に報告され、学識経験者、市民、教員等の委員から運営に関する意見を聴取している。議事録には展覧会に関する広報、アンケート結果及び現場視察に関する質問や意見が記載されていた。また、協議会への報告書は観覧者数及び図録販売数を始め、関連事業の集客や物販、広報実績など多くの成果が記載され、アンケート結果も掲載されている。一方で、目標値との比較が行われている指標は観覧者数のみとなっている。 運営協議会から様々な角度からの意見を聴取していることが確認できたが、これを踏まえて市の負担金事業としてどのように評価し新たな事業に反映しているのか、明確には把握できない状況であった。 市は、協議会の意見を踏まえ、負担金事業を個々に評価し、個々の事業の市の計画への貢献度合いについてより明確にし、今後の企画運営に役立てることが望まれる。 また、第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】では、美術館に関する主な取組と成果指標を挙げている。 しかし、社会状況の変化に応じ、文化芸術のもたらす効果との有機的連携についても成果指標として取り込むことが望ましい。展覧会等の文化芸術事業に関する負担金の評価に当たっては、観覧者数に加え、開催される展覧会の性質に応じて、例えば、市外からの来館者数や、若年層の認知向上、関連商品の売上数など、目標に応じた指標を複数設定し、その指標に応じた分析と評価を行っていくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月30日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		当該展覧会はすでに終了しており、関係書類について修正等の措置を講じることができない。	
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		今後、同等の展覧会が開催される際には、観覧総数以外の指標を展覧会に合わせる設定し、展覧会終了後に、分析や評価を行うこととした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						美術・博物部	美術館
65	5	1	2	60		田境 志保	
						大原 右子	
						□内線 ■外線	34—6748

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(14) 機能と装飾展負担金
(4) 監査結果 ■意見	・美術館共催の場合の監査について（報告書 118 頁掲載）
	当展覧会は、東京都庭園美術館、豊田市美術館及び島根県立石見美術館の3館の共同企画で実施され、事務局は石見美術館が執り行っている。協約書第8条3項において「監事は会計を監査し、その結果を委員会に報告する」と記載されており、収支報告書作成においては、3館の関連団体から任命されたそれぞれの監事によって、収支に関する証憑を確認し、実行委員会にて事務局長より適正に処理されている旨の監査報告が行われている。しかし、監事監査における役割分担や手続書は特段設けられておらず、会計監査の目的が証憑と支出内容の合致（正確性）の確認であるのか、支出手続の合规性や経済性を含むものなのか、その水準が明確にされていない。役割分担や手続、確認証跡を明らかにするなどして、効率的かつ効果的な監査を実施することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	■D 不措置	方針決定	令和6年 7月30日	課長決定
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		3館で構成された実行委員会はすでに解散しており、当該実行委員会に係る書類について修正等の措置を講じることができない。 今回の意見については、実行委員会事務局の島根県立石見美術館へ情報提供した。 今後同等の実行委員会を組む際には、共催者と監査方法（役割、手続方法、確認痕跡に関すること等）を確認しすすめることとした。		
(3)				

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					美術・博物部		美術館
66	5	1	2	61	田境 志保		
					大原 右子		
					□内線 ■外線	34-6748	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(14) 機能と装飾展負担金
(4) 監査結果 ■意見	・負担金対象事業の評価について（報告書 119 頁掲載）
	「ゲルハルト・リヒター展 開催負担金」と同様に、美術館運営協議会に報告され、学識経験者、市民、教員等の委員から運営に関する意見を聴取している。議事録を確認した限りは、好評であったゲルハルト・リヒター展に関する議事内容が多く、機能と装飾展に関する意見が読み取りにくい状況であった。市の負担金事業として個々に評価指標を設定し、それを踏まえた分析や意見聴取により、今後の負担金事業の設計に役立てることが望まれる。ゲルハルト・リヒター展開催負担金で意見として記載した例のほか、「ゲルハルト・リヒター展」のようなマスコミとの共催方式と「機能と装飾展」のような美術館の共同企画方式、といった運営方式の違いによる事務の効率性や広報、集客への影響についても分析し、今後の活動につなげていくことも考えられる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	■D 不措置	方針決定 令和6年7月30日 課長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	当該展覧会は既に終了しており、関係書類について修正等の措置を講じることとはできない。 今後、同等の展覧会が開催される際には、観覧総数以外の指標を展覧会に合わせて設定し、展覧会終了後に、分析や評価を行うこととした。 展覧会はその都度運営方式が異なるため、実行委員会ごとにデータを記録・分析し、今後の参考にしていくこととした。		
(3)			

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	市民活動センター
					小澤 真里	
					近藤 久恵	
					□内線 ■外線	36-1730
67	5	1	2	62		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	5 生涯活躍部
	(15) 市民活動促進補助金
(4) 監査結果 ■意見	・市民活動の継続につなげる施策について（報告書 121 頁掲載） 交付件数は、新型コロナウイルス感染症蔓延による自粛時期を経て令和元年度の水準まで回復している。しかし、継続して予算額を大幅に下回る決算額となっており、特に活動ステップアップ部門及び新規事業チャレンジ部門の交付件数が少ない。市民活動のきっかけを作るという意義は認められるが、交付目的は、取組を継続して実施し増進させていくことにより、初めて達成されるものと考えられる。所管課においても、課題を認識しており、当初補助を行った団体へのフォローアップや伴走などについても検討しているとのことであった。 これに伴い、成果指標は件数のみならず、より目的と適合した指標を設定していくことが望まれる。例えば、市民活動の継続が図られていないという課題については、採択された事業が当初目標とした成果を上げているかどうかを指標としていくことや、「はじめの一步部門」から「活動ステップアップ部門」への転換率などを指標としていくことが考えられる。また、当該補助金の市民への認知度や浸透度に課題があるのであれば、パンフレット配布数やホームページ・SNSの閲覧数などをその成果指標としていくことが考えられる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】										
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和6年	1月13日	課長決定					
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日 長決定				
	☐ E 検討中									
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて補助金執行事務に関して適正な行政事務に資するため、今年度の補助金適正化委員会に補助金要綱改正案を提出し、活動ステップアップ部門及び新規事業チャレンジ部門の申請増加に繋がる実態に即した要綱の見直しを進めた。また、評価指標に関しても、交付件数に加えて、申								
☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D)										

□方針の検討状況 (措置区分 E)	請及び実績報告時における団体自身の評価に基づく成果の有無を指標にすることとする。 今後、令和7年度からの補助金交付業務に向けて次のとおり順次進めていくこととする。 令和6年9月 補助金交付要綱改正 令和7年4月 補助金交付決定
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					こども・若者部	保育課
68	5	1	2	63	畔柳 隆二	
					神谷 和宏	
					■内線 □外線	2-2552

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 6 こども・若者部 (1) 豊田市保育ママ事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・協定書の記載事項について（報告書 123 頁掲載） 「豊田市保育ママ事業に関する協定書」上、団体内や市による検査に関する取決めない。令和4年度の収支決算書の下部には「監査の結果、適正に処理されていると認めます」として、支給対象団体職員、市保育課職員の署名押印が行われており、市も含めた収支確認の上、精算が行われているものと考えられる。 負担金のより適切な使用を担保する上でも、年度末に市の担当課による検査の上、清算が行われる旨、協定書上でも明文化することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月29日副部長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年度協定書の作成時においては、上記意見を参考に作成する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度協定書において、清算を行う際に市が監査することを明記した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					こども・若者部	保育課
					畔柳 隆二	
					神谷 和宏	
					■内線 □外線	2-2552
69	5	1	2	64		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 6 こども・若者部 (1) 豊田市保育ママ事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・収支決算書の確認について（報告書 123 頁掲載） 保育課は収支の確認に当たって、賃金台帳や領収証等との照合を行い、チェック証跡も残しているが、検査に当たっての書類やマニュアルのようなものはない。保育ママの会は当該事業の遂行を目的とした任意団体であることや保育ママ事業の運営費の大半を市が負担していることから、市は収支に至るまでの手続についても整備・運用状況を確認していくことが望まれる。例えば、事業費は半分以上を人件費が占めていることから、団体が整備している就業規則の更新状況や、就業規則に従って実施された勤務が適切に賃金台帳に反映されていることを確認することも考慮し、その手続や結果について証跡を残していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 III 1 総括（5）、報告書48頁 IV 1（1）、報告書93頁 IV 5（3）、報告書95頁 IV 5（4）、報告書108頁 IV 5（9）、報告書125頁 IV 6（2）、報告書136頁 IV 7（3）、報告書154頁 IV 8（1）、報告書198頁 IV 11（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ E 検討中										
(2) 監査結果に対する		現状も収支決算書のチェックは実施しているが、上記意見を踏まえチェック内容やマニュアルを整備に向け検討中。									
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)											
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)											

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
--------------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					こども・若者部		保育課
					畔柳 隆二		
					山崎 庸子		
					■内線 □外線	2-2558	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	6 こども・若者部
	(2) 柳川瀬子どもつどいの広場負担金
(4) 監査結果 ■ 意 見	・収支決算書の確認について（報告書 125 頁掲載） 「柳川瀬子どもつどいの広場における子育て支援拠点事業の運営に関する協定書」上、収支状況の報告等について速やかな提出と、別記2にて法人格を有する場合の剰余金の精算手順書を規定している。 運営団体であるキッズプランナーは市民団体であり、別記2のような手続はなく、実際には柳川瀬子どもつどいの広場収支状況報告書に基づき、市の担当者が支出証憑を含めて収支を確認の上、精算が行われている。しかし、当収支状況報告書に対する検査が行われることについて、協定書上で明文化されていないため、市の担当課による検査の上、精算が行われる旨、明文化することが望まれる。 また、運営団体は、当該事業が実施される柳川瀬子どもつどいの広場での活動を中心としており、当事業との結びつきが強い任意団体である。加えて、事業の運営費は全額市が負担しており、資金的な依存度が高い。このような状況を踏まえると、市の検査は、収支の証憑だけではなく、収支に至るまでの手続の整備・運用状況も踏まえた確認としていくことが望まれる。 例えば、事業費のほとんどを人件費が占めていることから、団体が整備している就業規則等の更新状況や、就業規則に従って実施された勤務が適切に賃金台帳に反映されていることを確認することも検討し、このような市の検査として必要な手続について文書化していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括(5)、報告書48頁 Ⅳ1(1)、報告書93頁 Ⅳ5(3)、報告書95頁 Ⅳ5(4)、報告書108頁 Ⅳ5(9)、報告書123頁 Ⅳ6(1)、報告書136頁 Ⅳ7(3)、報告書154頁 Ⅳ8(1)、報告書198頁 Ⅳ11(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】							
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定
	□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定

	■E 検討中	
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	・令和7年度協定に向け、人件費部分の検査方法の変更について検討中。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					こども・若者部		保育課
					畔柳 隆二		
					山崎 庸子		
					☒ 内線 ☐ 外線	2-2558	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	6 こども・若者部
	(2) 柳川瀬子どもつどいの広場負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・継続的に支出している負担金の評価について（報告書 126 頁掲載） 当該事業は負担金事業であることから、毎年度個別の協定書に基づき執行される。当該負担金については、開始時（平成24年度）に運営団体を公募の上、選定が行われて、以降年度ごとに協定書が締結され、同一の市民団体が運営している。 負担金について市は「負担金事業は、市が一定の負担をすべき事業等について、団体との協定に基づき実施するものであり、団体の所管課から予算要求があった場合において、市として事業計画書や積算内容、公益性等を総合的に勘案し適当と認めたときは、予算の範囲内で予算措置をしている。」（「包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告」令和3年12月17日公表分）が、補助金のように事業の規模や継続について定期的、客観的に評価されているわけではない。 当該事業について、団体は以前より地元根付いた活動を行っており、当該事業との結びつきが強いこと、事故等はなく利用者の評判も良いこと等から、所管課としては問題なく運営されているという認識であり、特段事業規模の大幅な見直しや運営主体の見直しは実施してこなかったとのことであった。しかし、当該事業のような国や市の政策が前提となっている事業の負担金については、補助金的な性質が強いと考えられるため、補助金に準じた客観的な評価を導入すること、及びその評価過程で、事業の継続、実施規模、実施事業者等について総合的に検証することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定

区分	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)	事業の客観的な評価の導入方法について検討中である。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	障がい福祉課
72	5	1	2	67		福岡 進太	
						近藤 乃介	
						■内線 □外線	2-3575

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(1) 福祉車両運行事業費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・安全運転の確認について（報告書 128 頁掲載） 「令和4年度福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」の第11条において、事故等の緊急時に対応するためのマニュアルの整備が定められている。この点、こうした教育及び指導並びにマニュアルの整備・運用状況についてどのように確認しているのかを質問したところ、事業者側でマニュアルが整備されているものの、市では確認していないとのことであった。 福祉車両は障がい者を対象としている点において、通常の運送事業よりも慎重な対応が求められると考えられる。安全運転が適切に実施されていることを担保するためにも、マニュアルの整備・運用状況の点検が定期的に行われることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書139頁 IV7（4）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 3月31日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	教育及び指導並びにマニュアルの整備・運用状況について、事業者が整備しているマニュアルを年1回以上確認することに加え、事業者が実施する研修について、適正運用が図られるよう管理する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	障がい福祉課
73	5	1	2	68		福岡 進太	
						近藤 乃介	
						■内線 □外線	2-3575

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(1) 福祉車両運行事業費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・積算過程について（報告書 129 頁掲載） 「令和4年度福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」に基づき、補助金の交付団体が申請に当たり作成した「別添1 令和4年度福祉車両運行（移送サービス）経費見積書」を閲覧したところ、人件費、運送費のうち自動車保険料及び自動車諸税について税込との記載を確認した。 この点、人件費、保険料及び諸税は非課税又は課税対象外となる取引であり、税込みという記載は誤りである（ただし、人件費の支払先が派遣先や業務委託先である場合には、税込みでも問題ない。）。担当者によれば、保険の契約内容などについて根拠となる証憑の提出を求め確認しているとのことであるが、消費税部分について誤解を招く表現であるため、表記の見直しを行うとともに見積書の内容について精査が求められる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】										
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和6年	3月31日	課長決定					
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日 長決定				
	☐ E 検討中									
(2) 監査結果に対する		消費税部分について、誤解を招く表現、表記の見直しを来年度の更新にあわせて行うとともに見積書の内容について適切な管理・把握を行う。								
■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)										
(3)										

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部		障がい福祉課
					福岡 進太		
					近藤 乃介		
					■内線 □外線		2-3575
74	5	1	2	69			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(1) 福祉車両運行事業費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助対象経費の算定について（報告書 129 頁掲載） 「福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」の別添資料において、人件費、事務費及び一般管理費の説明が規定されている。当該見積書に基づき補助金が支給されるわけであるが、実績報告において、上記のうち事務費及び一般管理費は毎月の詳細な実績を報告しているにもかかわらず、人件費については実績報告のような資料が存在せず、見積項目のまま補助金が支給されていた。 この点について市担当者に質問したところ、実質的に人件費に係る補助金は定額で支給しているとのことであったが、協定書上で定額なのか、又は実績で支給するのか明記されておらず、また金額の妥当性について検証が行われていない。また、人件費と、事務費及び一般管理費を区別する理由は特段見当たらないため、協定書で明確にされたい。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 （措置区分 A・B・C・D） ■方針の検討状況 （措置区分 E）	当該補助金の運用について、改正・見直し時期を有効に活用しながら、適正運用に心がける。その上で、補助項目の整理を図り、御指摘いただいた人件費についても、整理後の記載状況にもよるが、協定書上で定額なのか、又は実績で支給するのか等、今後の見直しに合わせ協定書を整理していく。
(3)	

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	障がい福祉課
					福岡 進太	
					井上 直己	
					■内線 □外線	2-3572
75	5	1	2	70		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(2) 障がい者グループホーム等設置運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・領収書に添付が必要な収入印紙について（報告書 131 頁掲載） 交付要綱第3条において補助金の交付対象者となる補助事業者は、グループホームを運営する社会福祉法人等と明記されている。この補助事業では、補助事業者から利用者に対し共同生活住居が提供され、利用者は当該サービスに対し、補助事業者に対して軽減後の家賃相当分を支払う。この補助金に係る実績報告として添付されていた決定書及びサービス利用料領収書を確認したところ、収入印紙が貼付されていたもの（200円、利用料9万円）と貼付されていないもの（利用料7万円）があった。 この点について市担当者に質問したところ、家賃補助に当たり市としては領収書の確認が必要であるため、提出の要否は確認しているものの、収入印紙の貼付の有無までは確認していないとのことであった。この点、交付要綱第34条（実績報告）には「補助事業者は、毎年度、運営費補助事業完了後に実績報告書を市長に提出しなければならない。」と規定されているのみであり、収入印紙の貼付について市側に確認する義務はないと思われる。 ただし、豊田市補助金等交付規則第14条の第4項ないし第6項で不正や不適当な行為があった場合は、取消や返還を求めることができるとなっている。軽微な過失とはいえ、不正な行為をしている団体に補助金を交付するのは適当ではなく、地方公共団体は、特に法的遵守性が求められる立場であることから容易に把握し得る不備や不正については、指導や助言を行うことが望まれる。 また、印紙税上では納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の3倍）に相当する過怠税が徴収されることになる（印紙税法第20条第1項）。結果的に補助事業者の不利益が発生し、補助金の効果を減殺しかねない。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和7年3月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 7月 1日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	当該補助金（家賃軽減）の交付決定を受けたグループホームが、実績報告書を提出する際に確認する提出書類チェックリストの領収書欄に、収入印紙の添付が必要な旨（公益法人は添付不要）を明記し、事業所への周知と添付忘れを防止する。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	障がい福祉課
					福岡 進太	
					伊達 彩乃	
					■内線 □外線	2-3572

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(2) 障がい者グループホーム等設置運営費補助金
(4) 監査結果	・補助金の交付を受けて建設等を行った財産の処分について（報告書 132 頁掲載）
■ 意見	交付要綱第4条（1）から（3）までにより、補助事業の定義を行っている。 その上で、第13条（財産処分の制限）及び第14条（補助の決定の取消等）において、取得等後の財産の処分等について一定の制限（目的に反する使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供）が設けられている。 この点、上述した（1）から（3）までの補助を受けた事業者がこれらの条項に違反していないかについてどのように確認しているか質問したところ、建設等の後に譲渡等を行う場合には障がい福祉課へ届出が必要となるとのことである。また、市内のグループホームに対しては、指導監査などの方法で巡回しており、その際に確認を行っているとのことであった。 ただし、指導監査等の際のチェックリストの項目としては掲げられておらず（市担当者からの回答より）、また、上述の第13条の処分制限の項目である担保提供は実地検査だけでは判別ができない。 第13条では「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（略）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し若しくは貸付若しくは担保に供してはならない。」と定めており、少なくとも一定期間は補助金の効果を期待して交付していると考えられる。この期間よりも前に財産を処分することは、結果的に補助金を過大に受け取っているといえる。例えば指導監査の際、チェックリストに項目を掲げ、取得等後の財産処分等（担保提供含む）の有無に関する確認を行うなど適切な確認が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 III 1 総括（3）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書163頁 IV 9（3）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	■C 措置予定	方針決定 令和6年 9月30日 課長決定	

区分	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	当該補助金のうち、財産処分の対象となるのは「建設・買取・改修費の補助」及び「開設準備費補助」である。 建設・買取補助について、基準日から遡り過去10年間※補助実績はない。 改修費補助についても令和5年度以前の補助実績はない。令和6年度に1件交付決定を行っているため、当該グループホームに対しては運営指導等を行う場合について、財産処分等の有無に関する項目をチェックリストに追加する措置を予定している。 開設準備費補助については、毎年度1～2件の補助実績があるため、改修費補助同様の対応を予定している。 ただし、運営指導等はおおむね3年に1回程度の頻度であり財産処分等の確認の実効性が不足するため、障害者総合支援法第36条又は第37条の規定に基づき事業者が提出する指定障がい福祉サービス事業の指定申請又は変更申請の書類審査により補完する。 なお、「建設・買取・改修費の補助」については、令和7年4月1日で廃止予定。 ※財産処分制限期間10年（平成20年4月17日付会発第0417001号大臣官房会計課長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」）		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	障がい福祉課
					福岡 進太	
					伊達 彩乃	
					■内線 □外線	2-3572
77	5	1	1	6		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(2) 障がい者グループホーム等設置運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・消費税の仕入税額控除に係る確認について（報告書 133 頁掲載） 消費税法において、補助金是对価として支払われるものではないため不課税取引（課税対象外取引）であり、補助事業者が受け取る補助金には消費税等は発生しない。一方、例えば補助事業者が当該補助金でグループホーム等の建物を取得した場合、当該取引は課税仕入となり、補助事業者は消費税等を含めた対価の額を支払うことになる。 一般的な取引では、受け取った対価に含まれる消費税等から、支払った仕入額に含まれる消費税等を差し引いて（これを「仕入税額控除」という）差額を納税することになるが、前述したグループホームの建物取得のケースでは、受け取った補助金が消費税分を含む仕入額に対応した金額の場合、補助金は課税取引でないことから消費税計算の対象外となる一方、建物の取得は課税取引になることから、仕入税額控除され、消費税計算上、その分の消費税額が軽減されることになる。つまり、補助金の受取額とは別に消費税計算上は、いわゆる益税が発生して、その分利益となることがある。 この点、交付要綱を確認したところ、消費税の仕入税額控除に係る規定（上述したような益税が発生する場合に納付等を求めるもの）がなかった。 対象となるグループホームは50か所ほどあり、その多くは社会福祉法人や医療法人である。特に社会福祉法人や医療法人は、非課税取引や補助金や寄附金など不課税取引が多いため、免税事業者である法人や課税事業者であっても特定収入の対応を行う法人が多いことから、益税を享受する事業者は少ないと思われる。ただし、中には課税売上が多額に計上されている社会福祉法人等や一般法人である株式会社や有限会社も補助金の対象となっており、これらの会社が原則課税の場合には益税を享受する可能性があるため、補助金の交付や精算の際は、交付対象者の消費税の納付状況を確認する必要がある。また、その取扱いを明確にするためにも交付要綱に記載することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 Ⅲ1総括(8)、報告書88頁 IV4(10)、報告書140頁 IV7(5)、報告書150頁 IV7(9)、報告書152頁 IV7(10)、報告書191頁 IV10(1)、報告書193頁 IV10(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1)	■A 措置完了	方針決定 令和6年 4月 5日 課長決定	措置完了 令和6年4月完了
-----	---------	----------------------	---------------

措置区分	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年2月22日付行政改革推進課長通知に基づき、要綱改正済み。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	補助金額に消費税及び地方消費税を含まないことを要綱に明記。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	障がい福祉課
78	5	1	2	72	福岡 進太	
					近藤 乃介	
					■内線 □外線	2-3575

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(3) 福祉事業団運営費補助金
(4) 監査結果	・ 補助金交付団体が行っている事業の収支状況について（報告書 134 頁掲載）
■ 意見	豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱によれば、市が出資又は出捐する一定の法人に対し、主に人件費に相当する経費を補助するものとされており、（社福）豊田市福祉事業団のほか、（社福）豊田市社会福祉協議会や（公財）豊田市国際交流協会など計10法人に対して補助金が交付されている。 このうち（社福）豊田市福祉事業団のホームページによれば、職員体制としては、医師、歯科医師、看護師、理学療法士を始めとする各種リハビリテーション職種、支援員、管理栄養士、調理員など様々な専門職員を配置し、充実した支援の提供に努めているとうたっており、市における障がい福祉の基幹的な役割を担っている法人である。 上記を踏まえ、（社福）豊田市福祉事業団の補助金申請書や決定書等を確認したところ、補助金確定額として令和4年度において人件費相当額である1,262百万円が交付されていることを確認した。ここで当該法人の令和4年度の人件費である1,282百万円の大部分が市からの補助金により補填されていることがわかった。 この収支構造について市担当者に質問した結果、法人単位資金収支決算書上は概ね収支が釣り合っているように見えるが、実態として市が大きな負担を行って成立している事業であることがわかった。 ここで市のホームページには、指定管理者制度の趣旨・目的に関する記述があり、指定管理者制度の目的として経費の節減が掲げられているが、上記の収支構造を確認する限り、経費の節減は難しい状況であることがわかる。 この点、市担当者に質問したところ、通常の障がい者施設では受入れが難しい重度の障がい者の利用が多く、（社福）豊田市福祉事業団が最後の砦になっているのが実情であり、こうした現状を踏まえるとやむを得ないとの回答であった。 こうした市の見解は十分に理解できる一方で、障害福祉サービス等報酬や診療報酬は、あくまでも障がい福祉サービスや医療サービスのコストを反映して設定されているものであり、多額のマイナス収支は想定していないと思料される。

	市担当者の回答として、無料で提供しているサービスもあり、純粹に（社福）豊田市福祉事業団の赤字要因となる事業もあることから、一概に収支差額だけでは判断できないが、過剰な人件費等になっていないかといった視点での検証は必要と考える。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】												
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月	完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月	予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定					
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定					
	☒ E 検討中											
(2) 監査結果に対する		前提として、御指摘のとおり真に必要な事業実施と身を切る赤字要因についても、適切な事業実施を検討していくことが適当である。その上で、現状では、人口が減少する状況においても障がい者（手帳保持者）は増えており、福祉事業団が担う役割は、減るところか市民ニーズの多様性もあり、複雑かつより専門的になってきている。 民間の障がい福祉サービスの充足等も図られている中で、指定管理事業として、公費を投入して福祉事業団が行うべき事業となるよう随時見直しを行う必要があり、現に綿密な連携により、常に改善を意識している。人件費については、民間の医療機関又は障がい福祉サービスの人件費との均衡を図り、総務部との調整を踏まえ、今後も適正な金額設定を行っていく。										
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)												

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部		障がい福祉課
					福岡 進太		
					近藤 乃介		
					■内線 □外線		2-3575
79	5	1	2	73			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(3) 福祉事業団運営費補助金
(4) 監査結果	・実績報告書に添付されている根拠資料の確認について（報告書 136 頁掲載）
■ 意見	補助対象経費である人件費の根拠資料として、（社福）豊田市福祉事業団から市へ提供された人件費の実績集計資料を確認した上で、市担当者に対し当該資料の作成過程について質問したところ、当該資料は給与計算ソフトから出力したデータを表計算ソフトで加工した資料とのことであった。 こうした資料は容易に加工が可能であり、うがった見方をすれば操作が可能なものとの心証を与えかねない。 補助金額が多額であることを踏まえると、例えば当該資料の根拠となった給与計算ソフトの結果との整合性を検証するなど、より慎重な確認を行うことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1 総括（5）、報告書48頁 IV1（1）、報告書93頁 IV5（3）、報告書95頁 IV5（4）、報告書108頁 IV5（9）、報告書123頁 IV6（1）、報告書125頁 IV6（2）、報告書154頁 IV8（1）、報告書198頁 IV11（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ E 検討中										
(2) 監査結果に対する		御指摘を踏まえ今後、疑義を生じえないような体制を検討する。例えば、給与計算ソフトから出力したcsvデータの提供も受け、市においても実績集計資料の積算根拠について確認できる状態とする等、実行可能性も含め、整理していく。									
□方針											
(措置区分 A・B・C・D)											
■方針の検討状況											
(措置区分 E)											

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部		障がい福祉課	
80	5	1	2	74		福岡 進太			
						近藤 乃介			
						■内線 □外線		2-3575	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(4) ハンディキャブ運行費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・類似事業の補助金について（報告書 138 頁掲載） ハンディキャブ運行費補助金と同様の補助金等として、「福祉車両運行事業費負担金」がある。それぞれの補助金等の交付要綱（福祉車両は協定書）の内容に異同が見られる。 例えば、交付目的について、両者ともに「障がい者等の社会参加の促進、福祉の向上」を目的としており、対象者も類似している。 一方で、補助対象経費についてはやや異なる内容（例えば一般管理費の取扱いなど）となっており、補助率（負担金の場合はその性質上全額）も異なっている。 この点、市担当者に質問したところ、障がい者手帳を持っている方を対象としている否かの違いがあるのみで、いずれも同じ利用者を対象としているとのことであった。 同じ効果が期待される類似の事業が二つあれば、その負担のあり方も同じであるべきと考えられるため、時期を見計らい統合などの対応を図られたい。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 （措置区分 A・B・C・D） ☒ 方針の検討状況 （措置区分 E）	現状どちらの制度も登録利用者が存在し、当該サービスを享受する利用者がいるため、統合等の対応の影響などをみつつ、時期を見計らい統合などの対応を図りたい。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部		障がい福祉課	
						福岡 進太			
						近藤 乃介			
						■内線 □外線		2-3575	
81	5	1	2	75					

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (4) ハンディキャブ運行費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・安全運転の確認について（報告書 139 頁掲載） 「福祉車両運行事業費負担金」と同様、事故等の緊急時に対応するための教育及び指導並びにマニュアルの整備・運用状況についてどのように確認しているのかを質問したところ、事業者側でマニュアルを整備されているが、市ではそれを確認していないとのことであった。 福祉車両は障がい者を対象としている点において、通常の運送事業よりも慎重な対応が求められると考えられる。安全運転が適切に実施されていることを担保するためにも、マニュアルの整備・運用状況の点検が定期的に行われることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書128頁 IV7 (1)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ E 検討中										
(2) 監査結果に対する		マニュアルの整備・運用状況について、事業者が整備しているマニュアルを年1回以上確認することに加え、事業者が実施する研修について、適正運用が図られるよう管理する。									
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)											
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)											
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	障がい福祉課
						福岡 進太	
						伊達 彩乃	
						■内線 □外線	2－3 5 7 2
82	5	1	2	76			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (5) 障がい者総合支援事業費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・消費税の仕入税額控除に係る確認について（報告書 140 頁掲載） 交付要綱を確認したところ、第6条（交付の条件）（8）において消費税等の仕入税額控除について規定されている。 当該条項によれば、補助事業者が消費税の申告を行う場合には市長に報告すること、そして補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該税額を納付しなければならない旨が定められている。 この点、交付対象者から市が入手した提出資料を確認したところ、消費税の申告を行う者か否かわかる資料がなかった。そこで市担当者に確認したところ、口頭で確認しているとのことであった。 消費税の仕入税額控除の仕組み上、いわゆる益税が発生する可能性があり、特にICT導入に当たってはウェブ会議用のモニター機器やソフトウェアの購入など、比較的多額の課税仕入が発生する結果、益税も比例して大きくなる可能性がある。 また、消費税の仕入税額控除については様々な方法があり、強制的に課税事業者となるケースや課税事業者が自ら有利な選択を行うケースもあり、また、小規模事業者については顧問税理士に税務申告を依頼している場合、そもそも事業者自身が理解できていないこともあり得る。 以上のような観点から、口頭だけではなく申告書等による確認のほか、実績報告に課税事業者か否か、補助金に係る仕入税額控除が無い場合の理由などを記載させるなどにより事実確認をすることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書88頁 IV 4（10）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】							
(1) 措 置 区 分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	2月22日	課長決定	措 置 完 了	令和6年3月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月 日	長決定		
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月 日	長決定		
	□E 検討中						

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年2月22日付行政改革推進課長通知に基づき、補助対象事業者から消費税等仕入控除税額報告書の提出を受けた。令和6年度については、当該補助金の申請はなし。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	補助対象事業者から消費税等仕入控除税額報告書の提出を受けた。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	よりそい支援課
					岡本 裕之	
					加藤 良典	
					■内線 □外線	2-3542

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(6) 社会福祉協議会運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 交付要綱における収益事業の定義について（報告書 142 頁掲載） 補助対象は主に人件費であるが、その際、役職者の人件費については、補助割合を乗じた金額を補助対象経費としている。 また、収益事業の取扱いについて、交付要綱の第6条（補助金額）に規定されているため、第6条第2項における「収益事業」は、社会福祉法や法人税法における収益事業とは異なり、市が独自に規定しているものである。具体的には、介護保険事業のうち、居宅介護支援事業所とヘルパーステーション、市内の全介護事業者の連絡協議会の事務局業務であり、これらを収益事業としていることである。 担当者からの回答や提示を受けた資料から、「収益事業」とは在宅福祉サービスに関連する事業と思料される。この「収益事業」は補助金の対象外となることから明確な定義が求められるべきものと思われるが、何をもって「収益事業」とするのか不明瞭である（前述した各種法律では、その条文上で明確な定義付けが行われ、実務もそれに応じて執行されている）。そのため、そもそも「収益事業」に従事している職員等の対象者や人件費が検討できない状況である。 補助金の交付対象の明確化のため「収益事業」を明確に定義付けし、その上で補助金の対象者が明確になるような根拠資料の作成を法人へ指導することが望まれる。 また、補助割合の算出において用いられる「収益事業に従事している割合」について、市担当者から業務別と担当者別の従事時間を示した詳細な資料の提示を受け、当該資料と「収益事業に従事している割合」との一致を確認した。ただし、当該割合について、現場の視察や担当者へのヒアリングを実施するなど、実態が整合しているかの検証が行われていない。補助金の過大交付がされていないかといった視点での確認を行うことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 7月 1日副部長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果として「補助金の交付対象の明確化のため「収益事業」を明確に定義付けし、その上で補助金の対象者が明確になるような根拠資料の作成を法人へ指導することが望まれる」との意見を受けた。 社会福祉協議会は、社会福祉法に根拠規定のある法人であり、実施する事業は、収益事業も含めすべて地域福祉推進のための公益的な事業に該当する。 こうした社会福祉協議会が実施する事業は、地域福祉課題が複雑化・複合化する流れに合わせ柔軟に変容していくことが求められるため、要綱で収益事業の定義付けや法人への指導はせず、社会福祉協議会全体の取り組みを確認するなかで、収益事業への該当を判断し、補助金を交付していくことを決定した。 また「補助金の過大交付がされていないかといった視点での確認を行うことが望まれる」との意見については、市と社会福祉協議会とは、地域福祉計画・地域福祉活動計画をともに作成し、互いを共働のパートナーと認識しており、日々の業務のなかで情報共有や意見交換の機会が得られ、業務体制や状況確認を行っている。また、社会福祉協議会は、理事会、評議員会を設け第三者の視点を入れ、適正な運営が行われているかについての判断をしているため、補助金の過大交付の確認のためという視察やヒアリングを改めて設定することはしないことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
84	5	1	2	78			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(7) 豊田地域医療センター運営費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金の返戻について（報告書 144 頁掲載） 「豊田地域医療センター運営費負担金に関する協定書」では、第2条（負担金）、第3条（負担金の算出）及び第5条（負担金の返戻）が規定されている。令和4年度の負担金交付状況を確認したところ、豊田地域医療センターから650百万円の申請が行われ、令和4年4月21日に同額が支給されたものの、令和5年5月10日に負担金の交付がなくとも収支は黒字であることが判明した旨、センターから市に報告があり、同月23日に負担金の全額を市へ返戻している。結果的にではあるが、多額の税金が市から法人へ移転し、およそ1年間に渡り利用されることなく、市へ返戻されていた。 この点、当初の申請時における予算と実績とで差異が生じた理由は、閲覧した資料によれば新型コロナウイルス感染症関連の補助金や患者数増加、診療報酬単価上昇など、想定が難しい事象が起きたことが要因とされていた。 差異が生じた理由は、新型コロナウイルス感染症が流行した時期特有の事象によるものであったか否かを確認するため、過去の運営費負担金の推移を確認したところ、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度から令和4年度にかけて、申請した負担金の多くが結果的に返戻されていることが窺える。 一方、それ以前の負担金については、予算時の申請額と決算額との差異は年度によってばらつきがあり、これは予算の精度に起因するものと思われる。 新型コロナウイルス感染症の流行が収まり平常時に戻りつつある中、経営の健全化による収支改善を促すとともに、予算の精度向上に努め、負担金の返戻を減少させることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】							
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	4月1日	市長決定	措置完了	令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月 日	長決定		
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月 日	長決定		
	□E 検討中						

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	負担金予算額及び返戻額が増大する要因となっていた、法人の期中の一時的な運転資金不足に対応できるよう、令和6年4月に新たに2億円を出捐した。当該出捐金は、期中の一時的な運転資金不足時に取り崩して活用するものとし、取り崩した金額を同会計年度中に取り崩し元へ積み戻し、将来にわたって保有し続ける取り扱いとしている。これにより、令和7年度以降の負担金予算額は、追加出捐しない場合と比べて毎年2億円程度減額となり、予算の精度が向上する見込み。 なお、経営健全化による収支改善については、法人の経営会議にて随時収支状況を把握し、改善を促していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 出捐金に関する協定を締結し、2億円の出捐金を支出した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
85	5	1	2	79			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (7) 豊田地域医療センター運営費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・実績報告の資料について（報告書 146 頁掲載） 前述したように、協定書の第3条の規定により負担金の申請に当たっては資金計画書の作成が求められている。これは、負担金の目的が「収支不足の負担」にあることから当然と思われるが、それにもかかわらず、実績報告の際の提出資料は正味財産増減計算書となっている。収支不足の確認においては、正味財産増減計算書ではなく、収支計算書、又は平成20年基準で財務諸表の一つとされているキャッシュ・フロー計算書の方が実態に即した提出資料であると思われる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和6年 4月 1日 課長決定	措置完了予定 令和7年4月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	期中の一時的な資金不足に対応するための出捐金を令和6年4月に支出したため、令和7年度以降は協定書を改め、収支予算書及び正味財産増減計算書を提出書類とし、負担金額の根拠として年間収支不足額を確認することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 出捐金に関する協定を締結し、2億円の出捐金を支出した。 令和7年4月 運営費負担金に関する協定書を改正予定。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
86	5	1	2	80			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (8) 公的病院運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金の必要性について（報告書 147 頁掲載） 交付対象者である愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院の収支状況の推移を確認したところ、収支状況や剰余金の推移を見る限り、補助金が必要なほど資金的な切迫感がないように見受けられる。この点、市担当者へ質問したところ、「昭和54年から交付されている補助金であり、長い歴史がある。市民病院がない市において不採算医療の担い手となり得る公的病院として位置づけられた豊田厚生病院に対して補助金が交付されることになった。」との回答であった。 上記回答から、当時の市を取り巻く医療環境において、医療の最後の砦たる公的病院と位置付けられた豊田厚生病院に対して補助金が支給され、それが現在まで継続していると思料される。 なお、市では補助金の交付対象である小児救急医療や女性専門外来といった単位での収支を把握していない。これら補助対象となる事業の収支を把握するとともに、現在の豊田厚生病院の収支状況や市内の医療環境の変化などを踏まえ、補助金の必要性について検討することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する ☐方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて補助対象事業の収支状況を確認しており、医療環境の変化や公的病院に求める役割を踏まえ、補助金の必要性について検討中である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
87	5	1	2	81			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (8) 公的病院運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 補助対象の範囲について（報告書 148 頁掲載） 補助事業者からの交付申請を確認したところ、小児救急に対する補助の必要性が言及されていた。 この点、補助金交付の必要性を主張する根拠資料として補助事業者から提出されるべき資料は、例えば小児救急部門の損益の収支状況のデータなどが想定されるが、予算、実績ともに病院全体の損益データのみが提出されており、必要性を強調している小児救急のみの損益の把握まで至っていない。 補助対象の経費として適切か否か、適切なデータに基づいた確認が求められる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて補助対象事業の収支状況を確認しており、医療環境の変化や公的病院に求める役割を踏まえ、補助対象経費の妥当性について検討中である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
88	5	1	2	82			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(9) 公的病院医療機器整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・高額医療機器の実績報告について（報告書 149 頁掲載） 補助事業者である豊田厚生病院が導入した高額医療機器（ダビンチ）の購入に際し、1億円の補助金が支給されている。 一般論として、こうした設備投資は、会計上、固定資産として資産計上され、複数年に渡り収益に貢献することから、その収益に対応する費用計上のため減価償却費として每期計上されることになる。 このような性質を有する高額医療機器の評価に当たっては、市やその近隣の市町村において想定される患者数を推定し、「何年間利用するのか」や「何名の患者に手術を行う予定なのか」といった計画を示した上で実績を確認する、などの観点で設備投資の意思決定が行われているか、といった視点が必要なのではないかと考えられる。 こうした視点で実績報告書を確認したところ、医療機器の利用による安全面及び上質な医療提供といった効果があった旨の記述を確認できたものの、客観的な数値に基づく評価までは至っておらず、高額医療機器の自己評価としては不十分な印象を受けた。高額医療機器に対する補助金決定に当たっては、補助事業者において適切な事業計画が作成されているかといった観点で評価されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書151頁 IV7（10）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了
	方針決定 令和6年 3月11日 課長決定
	措置完了 令和6年7月完了
	□B 措置中
	方針決定 令和6年 月 日 長決定
(2) 監査結果に対する	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定
	方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置
	方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中

監査結果に基づき、整備の必要性（更新の場合は既存機器の使用実績・使用年数）、使用頻度（又は想定患者数）及び想定使用年数を事業計画書に記載するよう指示した。

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	また、経年劣化を理由とする補助金申請であれば、既存機器の購入時期や耐用年数がわかる固定資産台帳を添付することとした。 なお、導入後は、実地検査や次年度以降の固定資産台帳によって対象機器の利用状況を確認するとともに、利用計画に対する達成状況を確認することとした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	～令和6年3月 補助事業者へ提出書類の変更内容を説明した。 令和6年7月 令和6年度交付申請時に適切な事業計画及び固定資産台帳が提出されたことを確認済み。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
89	5	1	2	83			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (9) 公的病院医療機器整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・消費税の仕入税額控除に係る確認について（報告書 150 頁掲載） 交付要綱を確認したところ、消費税の仕入税額控除に係る規定（益税が発生する場合には納付等を求めるもの）がなかった。 この点について市担当者に確認したところ、非課税事業である保険診療に使用する医療機器等の購入費用を補助対象としていることから、仕入税額控除額の確認は不要なものと判断している、とのことであった。 愛知県厚生農業協同組合連合会は医療福祉事業を行う組織であり、非課税取引や補助金並びに寄附金等不課税取引が多く、特定収入の対応を行うことにより、益税を享受する可能性は少ないと思われる。 ただし、特定収入割合の状況によっては特定収入の対応が不要となることがあり、さらに、補助金交付対象者が原則課税の場合には益税を享受する可能性がある。高額医療機器を購入すると課税仕入が多額となるため、特に慎重な確認が求められると考える。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括(8)、報告書88頁 IV 4 (10)、報告書133頁 IV 7 (2)、報告書140頁 IV 7 (5)、報告書152頁 IV 7 (10)、報告書191頁 IV 10 (1)、報告書193頁 IV 10 (2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月31日副部長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	監査結果に基づいて、補助事業者が益税を享受することがないよう、交付要綱に消費税の仕入税額控除に係る規定を追加することを決定した。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 交付要綱改正（消費税の仕入税額控除に係る規定を追加）

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
90	5	1	2	84			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(10) へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・医療機器の実績報告について（報告書 151 頁掲載）
	補助事業者である足助病院が購入した医療機器（眼底3次元画像解析装置等当初40百万円 最終購入金額32百万円）に際し、実績額の半額の16百万円の補助金が支給されている。 実績報告書を確認したところ、地域に必要な医療の質を確保できるといった記述を確認できたものの、客観的な数値に基づく評価までは至っておらず、医療機器の自己評価としては不十分な印象を受けた。医療機器に対する補助金決定に当たっては、補助事業者において適切な事業計画が作成されているかといった観点で評価されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書149頁 Ⅳ7（9）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】					
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年 3月11日	課長決定	措置完了 令和6年7月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、整備の必要性（更新の場合は既存機器の使用実績・使用年数）、使用頻度（又は想定患者数）及び想定使用年数を事業計画書に記載するよう指示した。 また、経年劣化を理由とする補助金申請であれば、既存機器の購入時期や耐用年数がわかる固定資産台帳を添付することとした。 なお、導入後は、実地検査や次年度以降の固定資産台帳によって対象機器の利用状況を確認するとともに、利用計画に対する達成状況を確認することとした。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		～令和6年3月 補助事業者へ提出書類の変更内容を説明した。 令和6年7月 令和6年度交付申請時に適切な事業計画及び固定資産台帳が提出されたことを確認済み。			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部		地域包括ケア企画課
91	5	1	2	85	杉江 大介		
					石川 智也		
					■内線 □外線	2-3524	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(10) へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・消費税の仕入税額控除に係る確認について（報告書 152 頁掲載） 交付要綱を確認したところ、消費税の仕入税額控除に係る規定（益税が発生する場合には納付等を求めるもの）がなかった。 この点について市担当者に確認したところ、非課税事業である保険診療に使用する医療機器等の購入費用を補助対象としていることから、仕入税額控除額の確認は不要なものと判断している、とのことであった。 愛知県厚生農業協同組合連合会は医療福祉事業を行う組織であり、非課税取引や補助金、寄附金等不課税取引が多く、特定収入の対応を行うことにより、益税を享受する可能性は少ないと思われる。 ただし、特定収入割合の状況によっては特定収入の対応が不要となることがあり、さらに、補助金交付対象者が原則課税の場合には益税を享受する可能性がある。高額医療機器を購入すると課税仕入が多額となるため、特に慎重な確認が求められると考える。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 Ⅲ1総括(8)、報告書88頁 Ⅳ4(10)、報告書133頁 Ⅳ7(2)、報告書140頁 Ⅳ7(5)、報告書150頁 Ⅳ7(9)、報告書191頁 Ⅳ10(1)、報告書193頁 Ⅳ10(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月31日副部長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	監査結果に基づいて、補助事業者が益税を享受することがないよう、交付要綱に消費税の仕入税額控除に係る規定を追加することを決定した。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 交付要綱改正（消費税の仕入税額控除に係る規定を追加）

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部		地域包括ケア企画課	
					杉江 大介			
					石川 智也			
					■内線 □外線		2－3 5 2 4	
92	5	1	2	86				

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 7 福祉部 (10) へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金交付目的の確認について（報告書 152 頁掲載） 補助金の申請理由を確認したところ、主に「既存設備の老朽化、経年劣化」が挙げられていた。この点、「交付申請書」を確認したところ、「・・・今回申請の現状使用機器は、設置後6年以上が経過し、経年劣化が著しいため・・・」とあり、当初購入予定機器12品目について言及されているが、それぞれがどの程度経年しているのかが明示されておらず、老朽化の程度が不明であり、市も特段の確認を行っていない。 老朽化や経年劣化を理由とする補助金申請であれば、少なくとも固定資産台帳の提出を求め、購入時期を確認する等の確認が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	一

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月11日 課長決定	措置完了 令和6年7月完了
	□B 措置中	方針決定 令和6年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、整備の必要性（更新の場合は既存機器の使用実績・使用年数）、使用頻度（又は想定患者数）及び想定使用年数を事業計画書に記載するよう指示した。 また、経年劣化を理由とする補助金申請であれば、既存機器の購入時期や耐用年数がわかる固定資産台帳を添付することとした。 なお、導入後は、実地検査や次年度以降の固定資産台帳によって対象機器の利用状況を確認するとともに、利用計画に対する達成状況を確認することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	～令和6年3月 補助事業者へ提出書類の変更内容を説明した。 令和6年7月 令和6年度交付申請時に適切な事業計画及び固定資産台帳が提出されたことを確認済み。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						福祉部	地域包括ケア企画課
						杉江 大介	
						石川 智也	
						■内線 □外線	2－3 5 2 4
93	5	1	2	87			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	7 福祉部
	(10) へき地医療拠点病院医療機器整備費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金に係る廃棄資産の確認について（報告書 152 頁掲載） 申請理由が経年劣化等であることから、廃棄資産も今回の申請と同様、補助金により取得した設備である可能性がある。当該資産を廃棄又は売却等が発生した場合は、売却収入が発生する可能性があるが、補助金により購入した資産の廃棄等の事実確認を市は行っていない。また、交付要綱を確認したところ資産の処分制限に関する条項がなかった。補助金で購入されたものが短期に売却された場合、補助金の目的が果たせず、また、売却代金で目的外に使用されるおそれがある。 交付要綱への資産処分制限条項の追加とともに、補助金で購入された設備における処分の状況を確認することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1総括(3)、報告書132頁 Ⅳ7(2)、報告書163頁 Ⅳ9(3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和6年 3月31日副部長決定 措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、補助金の目的が果たせるよう、交付要綱に財産処分の制限に係る規定を追加することを決定した。
(3)	令和6年4月 交付要綱改正（財産の処分の制限を追加）

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					保健部	感染症予防課
					河合 貴文	
					吉澤 尚子	
					■内線 □外線	2365-3
94	5	1	2	88		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	8 保健部
	(1) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業
(4) 監査結果	・実績確認の品質確保について（報告書 154 頁掲載）
■ 意見	当該補助金は医療機関等に対する補助金であり、新型コロナウイルス陽性と診断された患者に診察等の医療行為を提供した医療機関等自らが交付要綱に従って補助金申請を行い、当該申請に対して市が補助金の交付要件に合致していることを確認後、交付するものである。 新型コロナウイルス感染症が流行した令和3年度及び令和4年度は毎月、医療機関等から膨大な数の申請が行われたことから、感染症予防課では会計年度任用職員や派遣職員が確認作業を行った。 医療機関から市への申請に当たり、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診療所見報告書（以下「診療所見報告書」という。）」を医療機関等が作成の上、申請書に添付して提出している。 その中で、「※必須項目」として「確認事項」が2点挙げられており、それぞれチェックボックスが設けられている。対応した医療従事者は、当該チェックボックスにチェックの上、市に申請を行うことになる。このチェックがない報告書に係る診療については、補助金の交付対象から外れるため、確認に当たり重要な項目となる。 上記2点にチェックがされている「診療所見報告書」を確認する過程において、医療機関等の診療内容等の記述が一つの目安になる。ただ、当該記述の内容にばらつきがあり、詳細な記述を行っている医療機関等がある一方で、診療内容が不明確なものも見受けられた。こうした「診療所見報告書」については、診療内容の記述だけでは判断できないケースがあり、直接医療機関等へ確認すべきと思われ、事実そのような視点に基づき市から医療機関等へ電話等で確認した上で、補助金交付対象ではないと判断して申請に対して補助金減額の決定を行っている事例が見受けられた一方で、同様の事例に対して特段の確認過程が見受けられない事例もあった。 この点、医療機関等からの申請に対する品質を担保する手段として、「自宅療養者等への医療提供事業者補助金申請チェック表」にてチェックがなされており、かつ、必要に応じて「要 電話確認」の資料も添付されている申請書がある一方、当該チェックリストが付されていない申請書も存在した。なお、市担当者へ質問したところ、進捗管理のためチェックリストは必ず作成されるも

	の、申請内容は別のデータで確認するため、決裁へのチェックリストの添付は任意であるとの回答であった。 人命に係る補助金で迅速性が求められる一方で、補助金の原資は公金（県補助100%）であり、判断が難しいケースでは直接医療機関への確認が求められる。担当者の判断を均質に保ち、補助金交付手続の過程を明確にするためにマニュアルを適時更新し、適切に運用することが求められる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1 総括(5)、報告書48頁 IV1 (1)、報告書93頁 IV5 (3)、報告書95頁 IV5 (4)、報告書108頁 IV5 (9)、報告書123頁 IV6 (1)、報告書125頁 IV6 (2)、報告書136頁 IV7 (3)、報告書198頁 IV11 (2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 4月15日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年9月末で「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金」が終了しており、既に事業が完了しているため措置を講じることができないもの。 ただし、今後同様の補助事業があった場合には、令和5年度包括外部監査結果での意見を参考に、申請等の品質を均質に保つことができるよう、チェック項目やフローをマニュアル等で明確に定め、着実に実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					保健部	保健衛生課
					都築 由季	
					池田 晃一	
					■内線 □外線	2-3612
95	5	1	2	89		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	8 保健部
	(2) 食品衛生費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・実績報告書等の表記について（報告書 156 頁掲載）
	実績報告として添付されていた令和4年度収支決算書において、歳入（補助金以外）として3,331,621円が計上されており、備考欄に「豊田市食品衛生協会費」とある。ただし、この金額自体は、単に歳出額計と補助金額との差額で計算されているだけであり誤解を招くため、表現の修正が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和6年 6月 24日 課長確認 措置完了 令和6年6月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて収支決算書に記載された備考欄の表現を修正することは適正な行政事務に資するため、令和6年度の補助申請において表現を改めよう申請者に指導することとした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度の補助金交付申請における収支予算書においては、補助事業を実施するための「自主財源」に表現を改めた。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					保健部		保健衛生課	
					都築 由季			
					池田 晃一			
					■内線 □外線		2-3612	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	8 保健部
	(2) 食品衛生費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金の必要性について（報告書 157 頁掲載） 豊田市食品衛生協会規約第5条（入会）を確認したところ、「協会に入会しようとする者は、会費を納入しなければならない。」と定められており、令和4年度決算額における会費収入は10,034,250円である。この会費収入は毎年、一定数の新規・継続申請があることから、年によって7百万円から10百万円ほどになるとのことであった。 先述したとおり、令和4年度収支決算書において「豊田市食品衛生協会費」とされている金額は単なる差額であるため、当該欄に上述した会費収入である10,034,250円を当てはめると、6,702,629円の黒字となった。 収支が黒字であることを踏まえると、補助金を交付せずとも会費のみで協会活動に支障がないのではないか、といった観点で市担当者に質問したところ、次の回答を得た。 ・交付要綱上は、第6条第1項において「補助金の額は（略）補助対象経費の3分の1とする。」と定められており、会費収入の多寡に影響を受けない仕組みとなっている。 ・市内に相当数の営業所がある中で、市の対応だけではとても手が足りない。豊田市食品衛生協会の活動は市にとって必須であり、補助金の交付は活動の原資として重要と認識している。 協会活動の重要性は理解できるものの、補助金の原資は市の税金等の財源によっていることから、真に必要な金額に限定するべきである。そのため、交付団体の利益や繰越金の発生などの状況を踏まえた上で、補助金の必要性や補助金額の妥当性を検討することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 Ⅳ3(1)、報告書62頁 Ⅳ3(4)、報告書66頁 Ⅳ4(1)、報告書69頁 Ⅳ4(3)、報告書80頁 Ⅳ4(7)、報告書87頁 Ⅳ4(10)、報告書126頁 Ⅳ6(2)、報告書147頁 Ⅳ7(8)、報告書173頁 Ⅳ9(8)、報告書174頁 Ⅳ9(8)、報告書181頁 Ⅳ9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和6年 6月24日 課長確認	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		食品衛生の確保においては、実地での細やかな確認や指導が不可欠であり食品衛生協会の指導員（所定の講習により一定レベルの食品衛生知識を有する者として県から委嘱された者）が毎年度3千件規模で実施する会員施設に対する巡回や啓発事業との連携は、当市の食品衛生水準の底上げ（向上）や法改正等の周知・推進においても極めて重要で必要不可欠なものであるため、当該補助金事業については今後も継続する方針とする。なお、同協会の補助事業への歳出は、全体の歳出の2割に満たず、補助金額はその3分の1であり、半分以上を同協会が負担することから市の負担は必要最小限であり、その費用対効果の高さからも妥当性があると考えている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
97	5	1	2	91	川合 晃司	
					山本 裕貴	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(1) 雇用対策協会補助金
(4) 監査結果 ■ 意 見	・ 成果指標の設定について（報告書 159 頁掲載） 豊田市雇用対策事業補助金交付要綱は、労働力の確保及び雇用の安定化を図ることを目的として行う雇用対策事業に対し、市が当該事業に要する費用の一部を補助することで、市内における労働力の確保及び雇用の安定化を図り、もって本市の発展に寄与することを目的とする旨を定めている。 雇用対策事業は、豊田市及びみよし市に事業所を有する事業者団体の豊田市雇用対策協会が実施する事業であり、豊田市雇用対策事業補助金交付要綱により3つの事業を補助事業として定めている。 豊田市雇用対策協会は、上記補助事業として合同企業説明会の開催等を行っており、市は、事業年度の終了後、同協会から補助事業に関する報告として、事業実績報告書及び収支決算書の提出を受けている。 本補助金は、平成8年度から継続的に実施されており、定期的な見直しも実施されているところであるが、合同企業説明会への参加者数、ホームページへのアクセス数、ホームページからの求職者数、求人登録企業の件数など、直近の活動成果のみならず、これまでの就職状況や定着状況に関する成果についてのような長期的な視点による成果指標を設定するなどして検証する必要がある。その上で、補助金を継続するのであれば、本補助事業が不特定多数の利益の増進に寄与するという点にとどまらず、補助金を交付することの必要性を検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1 総括（7）、報告書65頁 IV4（1）、報告書68頁 IV4（2）、報告書71頁 IV4（4）、報告書78頁 IV4（6）、報告書84頁 IV4（9）、報告書98頁 IV5（5）、報告書159頁 IV9（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する ☐方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて長期的な成果指標の設定等について、雇用対策協会と協議していく予定である(令和6年9月予定)。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
98	5	1	1	7	川合 晃司	
					山本 裕貴	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 9 産業部 (2) デジタル化支援補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 交付要綱における事業完了報告の期限（報告書 161 頁掲載） 市は、豊田市補助金等交付規則において、補助事業等の完了に関する報告期限を定めている一方、「豊田市デジタル化支援補助金交付要綱」においては要綱の趣旨及び補助対象事業の完了報告を定めている。 豊田市補助金等交付規則においては、補助事業等が完了した日から30日経過した日までに実績報告書を提出することになっているが、要綱では1月31日までに実績報告書を提出することになっており、整合していない。 要綱は、行政機関において内部の職員が事務処理を進めていく上での基準・指針であるところ、上記交付要綱第13条の定めは、長の定める規則（地方自治法第15条第1項）に抵触する内容となっていることから、要綱の見直しが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書39頁 Ⅲ1 総括（10）、報告書165頁 IV9（4）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ D 不措置 方針決定 令和6年 7月1日 課長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本補助事業は令和5年度をもって終了しており、修正等の措置を講ずることができないため。 また、現在運用しているその他補助事業について、今回の監査結果に基づいて要綱の再確認を行い、同様の問題がないことを確認した。
(3)	

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
99	5	1	2	92	川合 晃司	
					山本 裕貴	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(3) テレワーク導入支援補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金で購入した設備の処分制限等の定め（報告書 163 頁掲載） 市は、「豊田市テレワーク導入支援補助金「単独補助コース」交付要綱」において、補助対象経費を、市内の事業所に属する従業員を対象にテレワークを導入するに当たり必要となる経費と定めている。 補助事業者は、テレワークの導入が完了した場合、交付要綱に従って経費明細書や経費の支払を証明する書類、設備機器等の導入状況が確認できる写真等を添えて実績報告書を提出することとなっているものの、導入した設備機器等の譲渡や処分を制限する定めが交付要綱になく、譲渡や処分をしない旨の誓約書の提出を求める定めもない。 補助金交付申請や実績報告を見ると、補助事業としてスマートフォンやタブレット等を導入しているものが複数認められたが、これらの物品は中古品であっても相当額で譲渡される可能性があり、補助金の目的からして、導入された機器を利用してテレワークが実施されることが目標であるから、補助金で導入した設備機器等を短期間のうちに譲渡や処分をされないように一定の制約等を課すことが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 III 1 総括（3）、報告書132頁 IV 7（2）、報告書152頁 IV 7（10）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置 方針決定 令和6年 7月 1日 課長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	本補助事業は令和5年度をもって終了しており、修正等の措置を講ずることができないため。 また、現在運用しているその他補助事業について、今回の監査結果に基づいて要綱の再確認を行い、同様の問題がないことを確認した。

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					川合 晃司	
					大澤 千会	
					■内線 □外線	2401-2
100	5	1	1	8		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(4) カーボンニュートラル創エネ促進補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 交付要綱における事業完了報告の期限（報告書 165 頁掲載） 市は、豊田市補助金等交付規則において、補助事業等の完了に関する報告期限定めている。豊田市補助金等交付規則第10条では、補助事業等が完了した日から30日経過した日までに実績報告書を提出することになっているところ、交付要綱では完了の日から2か月を経過する日までに補助金交付申請書兼実績報告書を提出することになっている。 市は、本補助金の補助対象事業の中に、事業着手から事業完了までに時間を要し、単年度内で事業を完了させることが難しいものも含まれることから、事業着手前には、補助金交付対象事業者指定申請書を提出させ、それに基づいて補助金交付対象に指定する旨の決定をするものの、支出負担行為の基準となる交付決定については、事業完了後に、補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けてから決定することとしており、事業の完了後に交付申請を行う本補助金においては、交付決定を受けていない指定事業者に対して、豊田市補助金等交付規則第10条の適用はなく、補助金交付申請書兼実績報告書の提出に関し、補助事業等が完了した日から30日を経過する日までとする期限の制約を受けないと解している。 しかしながら、豊田市補助金等交付規則第1条における「市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図る」という豊田市補助金等交付規則の目的に鑑みれば、補助金等に関する一般的規律として、適用される補助金等の種類や手続の範囲を限定的に解することは相当ではない。 豊田市補助金等交付規則第10条の文言上も、補助事業等が完了したときに実績報告書の提出が求められる主体は「補助事業者等」であるところ、補助事業者等は、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者と定義されているに過ぎず（豊田市補助金等交付規則第2条第2号、第3号）、必ずしも交付決定を受けていることが要求されていない。 また、事業完了後に実績報告書の提出が求められるのは、補助金等の額を速やかに確定するため、一定の期間的制限を設けるものであり、速やかに補助金等の額を確定すべきとの要請は、実績報告が事業完了後に補助金等の交付申請と同時にされる場合であっても異ならない。

	加えて、本補助金の交付を求めようとする者は、事業の着手前に収支予算書や補助対象事業に係る見積書等の書類を添付し、市長に対し、補助金交付対象事業者指定申請書を提出しなければならない等の制約が課されることから、指定申請とそれに対する承認の決定は、市と補助対象事業者との間に一定の法律関係を成立させる一般的な補助金等の交付決定と同様の性質を有すると解すべきである（ただし、かかる指定決定をもって豊田市予算決算会計規則上の支出負担行為とすべきかは、別途検討を要すべき問題である。）。したがって、補助金等に関して一定の法律関係に入った市と補助事業者との関係については豊田市補助金等交付規則によって規律されるべきである。 以上より、要綱は、行政機関において内部の職員が事務処理を進めていく上での基準・指針であるところ、上記交付要綱第11条の定めは、長の定める規則（地方自治法第15条第1項）と抵触する内容となっていることから、現行の豊田市補助金等交付規則を前提とする限り、要綱の見直しが必要である。 現行の豊田市補助金等交付規則を前提とする限り、包括的な委任規定（豊田市補助金等交付規則第15条）に基づいて別途定める余地はあるとしても、前述のとおり、実績報告書の提出期限は、「完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日まで」の範囲内で定めるべきと解される。 しかしながら、そもそも当該豊田市補助金等交付規則の定めは、国の補助金等に関して補助金等適正化中央連絡協議会が実績報告書の提出期限等についてした決定（昭和33年11月15日蔵計第3182号）にならい、国や地方自治体の多くで採用されている提出期限の定めにしたものと推測される。それ自体一定の合理性があるものの、実績報告書の提出期限は、各種の補助事業等に係るものであるため、必ずしも一律に定まるものではなく、また、一律に定める必要もないことから、豊田市補助金等交付規則の定めとして、各補助事業等の具体的な事情に応じて例外的な期限を定めることを許容したり、あらかじめ柔軟に提出期限を設定できるように定めをおくことも考えられる。
(5) 同趣旨の結果	報告書39頁 Ⅲ1総括(3)、報告書132頁 IV7(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】							
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	3月29日	課長決定	措置完了	令和6年3月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月 日	長決定		
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月 日	長決定		
	□E 検討中						
(2) 監査結果に対する		補助対象事業の実施期間が長期に渡るなど、当該補助制度の特殊性を鑑みるに、今後も事業着手前に補助金交付対象事業者指定申請書を提出させ、それに基づいて補助金交付対象に指定する旨の決定をする手続方法を採用し、補助対象事業者へ担保を明示することで、安定的な補助事業の運用が要請される。					
■方針 (措置区分 A・B・C・D)							
□方針の検討状況 (措置区分 E)							

	しかしながら、当該補助要綱が第１条に規定するとおり、包括的な部分は豊田市補助金等交付規則の規律に従うべきであるから、要綱第１１条につき、豊田市補助金等交付規則第１０条に即した見直しを実施した。
(３) 実施した措置の内容 (措置区分 Ａ・Ｂ)	要綱第１１条を以下のとおり修正した。 【修正前】 (交付申請及び交付決定) 第１１条 指定事業者は、補助対象事業が完了したときは、第９条第３項に規定する事業完了の日から２か月を経過する日までに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、国又は県の補助金等の交付を受ける場合は、国又は県の補助金の額が確定した日から２か月を経過するまでに、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書を提出することとする。 【修正後】 (交付申請及び交付決定) 第１１条 指定事業者は、補助対象事業が完了したときは、第９条第３項に規定する事業完了の日から３０日を経過する日又は令和８年３月３１日のいずれか早い期日までに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、国又は県の補助金等の交付を受ける場合は、国又は県の補助金の額が確定した日から３０日を経過する日又は令和８年３月３１日のいずれか早い期日までに、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書を提出することとする。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	商業観光課
101	5	1	2	93		酒井 一裕	
						谷口 元	
						■内線 □外線	2－4 0 3 4

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(5) ギャザ管理組合施設部会管理費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・「会計事務細則」の未整備（報告書 168 頁掲載） 負担金の交付先であるギャザ管理組合では、「ギャザ管理規約」第24条第3項において、管理費、特別修繕費及び組合費（以下「管理費等」という。）並びに個別費の支払方法については、別に定める管理費等取扱細則によるとし、「ギャザ管理費等取扱細則」第10条において、会計事務に関する処理基準の詳細については、別に会計事務細則を定めることとしている。組合においては、事務の実施に当たっては、ギャザ管理規約に沿って行っているとして、「会計事務細則」の整備は不要として、整備していない。しかし、「会計事務細則」は、管理費等取扱細則により整備が求められており、また、事務を適正に、継続して実施するために必要なものと想定されることから、市から管理組合に作成を要請するとともに、実務上、別途の細則、手順等を利用する場合は実態に合わせて管理費等取扱細則を見直すことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和6年 7月 1日	課長決定
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	☐ E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、「会計事務細則の作成」は、適正な事務執行に資することから、運営実態を確認した上で、該当資料の作成を管理組合に打診するものとする。			
(3)				

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部		商業観光課		
						酒井 一裕				
						谷口 元				
						■内線 □外線		2－4034		
102	5	1	2	94						

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(6) 中心市街地駐車無料サービス フリーパーキング負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・負担金額の検討について（報告書 170 頁掲載） フリーパーキング負担金に係る市の負担金額は、「豊田市中心市街地駐車無料サービス フリーパーキング駐車場利用に関する覚書」第3条において、137,500千円と定めている。この137,500千円の金額について、「フリーパーキング覚書 補足説明」において、過年度からの実績を参考にして定額137,500千円としている旨の記載がある。なお、この参考とする過年度実績資料は、平成29年度から令和3年度までの各年度における負担金と認証料金（フリーパーキングシステムの利用による駐車料金の無料分相当）との比較資料であり、令和元年度から令和3年度までは負担金が認証料金を超えていることを示している。しかし、この参考資料を活用し、令和4年度の負担金の金額をどのように検討し、決定したかは不明である。今後、当年度の負担金の妥当性や将来の負担金額の見直しの際の参考情報となることから、負担金額の決定の経緯や過程を明確に記録しておくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☒ C 措置予定 方針決定 令和6年 7月 1日 課長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき「負担金額の決定の経緯や過程を明確に記録しておくこと」は、負担金の妥当性や将来の見直しの際の参考情報となり、適切な事務執行に資することから、負担金額の決定時においては、過去の実績や将来の見通し、事業者の負担状況等の検討経緯を記録することとした。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部		商業観光課		
						酒井 一裕				
						藤堂 泰典				
						■内線 □外線		2－4036		
103	5	1	2	95						

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(7) 一般社団法人ツーリズムとよた補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 決定書の訂正方法について（報告書 172 頁掲載） 市作成の補助金交付の決定書を確認したところ、予算現額と予算残額の金額が取消線で修正されていたが、修正理由や修正を実施した者の記載はなかった。決定書は、税金等の公金を財源とする補助金の交付における重要な書類であることから、修正の正当性の判断や責任の所在を明らかにする上でも、修正の理由と修正を行った者がわかるように証跡を残すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書37頁 Ⅲ1総括(6)、報告書90頁 Ⅳ5(1)、報告書92頁 Ⅳ5(2)、報告書112頁 Ⅳ5(11)、報告書195頁 Ⅳ10(2)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 課長決定	措置完了 令和6年3月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、「決定書における修正理由と修正を行った者がわかるように証跡を残すべき」は、適正な事務に資することから、該当文書への修正理由の記載及び修正を行った者の修正印を押印した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年3月 決定書への修正理由の追記及び修正印の押印		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	農業振興課
					鶴田 真太郎	
					鈴木 優美	
					■内線 □外線	2-4152
104	5	1	1	9		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(8) 転作団地化推進事業費補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・補助金交付要綱の見直しについて（報告書 173 頁掲載） 当該補助金は担い手の高齢化が進む中、農業者が自主的に連たん団地化や集団転作の定着化を進めることを推進する目的で交付しているものである。 補助金の算定方法については、水田10a当たり①作業受委託契約の麦の場合は15,000円を、②中山間地域の麦以外については2,000円を上限として交付することとしている。 しかしながら、令和4年度の実績としては、あいち豊田農業協同組合が取りまとめた142団地について①水田10a当たり10,000円の交付申請が行われているのみで、②については該当がなかった。 このようになった経緯を市の担当者に確認したところ、平成23年度に経営所得安定対策制度による補助対象者の見直しの際、補助金要綱が水田10a当たり15,000円を上限として策定されたが、補助金の執行の際に、10,000円が適当と判断され、それ以降、単価10,000円で申請され、執行されてきたとのことであった。 もちろん、単価15,000円は限度額であるため、現状が要綱に違反しているものではないが、単価設定の補助金において要綱と異なる金額で長年の間、申請及び執行が行われるのは根拠が明確ではなく、問題であると考え。 また、②の中山間地域の麦以外は交付申請がないということであるから、今後も申請がないと見込まれるのであれば、補助対象から除くことも検討すべきと考える。 したがって、市は、当該補助金に係る交付要綱を見直し、実態に合った内容とすべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書174頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1)	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了

措置区分	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)	平成23年改正時の数値根拠はおおむね分析できたが、現在に置き換えることのできない根拠であったため、実態に即した支援を検討している。 交付対象の農協と協議中。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部		農業振興課	
						鶴田 真太郎			
						鈴木 優美			
						■内線 □外線		2—4152	
105	5	1	2	96					

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(8) 転作団地化推進事業費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金交付の長期化及び少額補助金について（報告書 174 頁掲載） 補助金等交付のガイドラインによれば、補助金等の長期化により、補助金等ありきの事業実施となるおそれや、市民や団体の既得権化につながるおそれがあるため、特に認められる事由がない場合は、10年以上の事業実施は認めないこととされている。また、少額の補助については、事業に対する補助金等の効果が見えにくく、ばらまき補助につながる場合もあるため、特に認められる事由がない場合は認めないこととされている。 当該補助金の場合、平成16年の開始からすでに19年が経過し、平成23年の見直しからも10年を経過している。また、交付対象はあいち豊田農業協同組合となっているが、最終交付先は作付けをしている農業経営体27団体であり、単純平均交付金額は234千円であった。ただし、この農業経営体の中には、ガイドラインに記載している10万円基準を下回り、少額補助金とされるのではないかとと思われるところが存在する。補助金等交付のガイドラインに従い、補助金の見直しが求められる。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書181頁 IV9(12)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中
(2) 監査結果に対する	補助対象は、あいち豊田農業協同組合を通じた農業経営体への交付であるが、農業経営体の大部分は個人事業者である。

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	例えば、R5年度の実績では交付対象の25経営体のうち法人8経営体、個人17経営体であり、法人8経営体のうち、10万円未満は2経営体のみである。 そのような中で、法人で10万円を超える・超えないの別、法人・個人事業者の別で交付するしないを分けることは、当事者に不公平感を与え、ふさわしくないと考えている。 ただし当該補助事業に関しては、全体として見直す方向である。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部		農業振興課		
						鶴田 真太郎				
						安藤 真				
						■内線 □外線		2－4 1 5 3		
106	5	1	2	97						

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(9) 鳥獣害防止総合対策費負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 予算未達による返還額について（報告書 175 頁掲載） 豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会に対する負担金についての当初予算額（概算払額）、決算額、返還額及び返済率の推移を確認したところ、令和4年度においては豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会の鳥獣害防止施設の補修補強資材支援事業が行われなかったこと等の理由により、当初決定額26百万円の47.5%に当たる12百万円が返還されていた。当該負担金は、令和4年6月に概算払で交付され、令和5年3月返還であったため、結果として約9か月間、負担金の約半分の資金が眠ることとなった。 過年度においてもコロナによる事業縮小があったと推察されるものの、予算の大幅未達の状況が続いており、返還されている。予算の精度を高め、資金を眠らせることの無い様に取り組むべきと考える。また、このような状況が続くのであれば、概算払を確定払にすることや概算払を半年ごとにするなど、交付方法の変更も検討するべきと考える。
(5) 同趣旨の結果	報告書39頁 III 1 総括（9）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和6年 6月26日 課長決定 措置完了 令和6年6月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会が、豊田市との協定締結後速やかに負担金の1/2以上を支払う必要が有る場合を除き、1回目の概算払いを負担金の1/2以内とする。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度の1回目の概算払いを負担金(26,152千円)の1/2以内である10,000千円(7月31日支払)とした。
---	---

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	農業振興課
						鶴田 真太郎	
						鈴木 優美	
						■内線 □外線	2—4152
107	5	1	2	98			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 9 産業部 (10) 家畜導入奨励費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金交付対象の拡大について（報告書 178 頁掲載） 補助対象団体が限られており、2年連続で加茂和牛改良組合に対するもののみである。 もちろん、実際に補助金が交付されるのは組合に所属する畜産農家であるため、固定化しているわけではないが、畜産業自体が全国的に衰退しており、家畜更新がなければ、どんどん先細りになる現状を考えると、新しく家畜導入する畜産農家を支援する意義は大きいと思われるため、さらに補助金利用を促すような対策は必要と考える。 なお、当該補助金の規模は1,000千円と小さく、令和3年度、令和4年度とも、予算上限のため、打ち切りとなっており、補助金額が満額支給されない状況となった。市は、畜産業の維持及び発展のため、補助金額の拡大について検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	畜産業を取り巻く環境は、素畜費（子牛の購入費）だけでなく、飼料価格の高騰や燃油の高騰、獣医の不足等、厳しさが増している。それらの影響について整理し、優先順位の高いものから支援策を検討、整備していく。
(3)	

実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-------------------------	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	農業振興課
						鶴田 真太郎	
						鈴木 優美	
						■内線 □外線	2—4152
108	5	1	1	10			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(11) 粗飼料価格高騰対策事業費補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 補助金交付申請書の記載について（報告書 179 頁掲載） 補助金交付申請書及びその添付資料を閲覧したところ、畜舎の所在地の記載がないもの、市税の完納証明書がないもの、市税の完納証明書が補助金申請書記載日より遅れているもの及び頭数について修正があるものが見られた。緊急対策であった事情はわかるものの、あとから交付申請書を見ると、不備と考えられる事項があるため、交付申請時の指導を強化する必要があると考える。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和5年11月27日室長決定	措置完了 令和5年11月完了	
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	補助金の交付申請書については、到達次第、書類の審査を開始し、記入漏れや添付書類不足等について、申請者に対して速やかに補正を求める。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年度に実施した粗飼料価格高騰対策事業においては、交付申請書が届いたものから、項目の記入もれや添付書類の不足を指摘し、補正依頼を行った。			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	農業振興課
						鶴田 真太郎	
						鈴木 優美	
						■内線 □外線	2—4152
109	5	1	2	99			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 9 産業部 (11) 粗飼料価格高騰対策事業費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金交付要綱の記載について（報告書 180 頁掲載） 補助金交付要綱の記載のうち、補助対象者の要件として畜産物の販売額が年間50万円以上あることとの記載があるが、この販売額が消費税込みの金額なのかどうかは判別できない。当該補助金は、令和5年度で終了になるが、補助金交付の要件として販売額、仕入額等の要件を定める場合、消費税抜き又は税込みのいずれであるのかを明確にしておくべきだったと考える。
(5) 同趣旨の結果	－

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和5年11月27日室長決定	措置完了 令和5年11月完了	
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	当該補助金は単発の事業であり、次期の補助金交付要綱では、「畜産物の販売額が年間50万以上あること」の要件自体を削除した。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	森林課
						杉本 憲彦	
						深見 隆之助	
						□内線	■外線
						62-0602	
110	5	1	2	100			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(12) 森林環境教育活動事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金内容の見直しについて（報告書 181 頁掲載） 当該補助金は従来、森林環境教育活動として委託事業を実施していたが、市民団体等のアイデアや資源を使って多様なプログラムを自主的に運営することを意図して令和4年度に創設したものであり、当年度は、1団体と1個人の森林環境教育活動経費について補助金が交付されている。 当該補助金は、森林ボランティアの活動を活発化するための補助金であるが、現状、特定の団体にしか活用されていないことや教育効果が限定的になっているといった課題のほか、対象となる経費の内容が森林教育活動経費に該当するものか判断に迷うものがある。 森林ボランティアの活動を補助し、森林環境教育を活発にするという目的は妥当だが、現状では、教育効果や交付対象が限定的であるため、補助金自体の内容を見直す必要があると考える。 なお、市担当者に確認したところ、市も同様の認識であり、補助金についての運用管理を早急に見直す必要があるとの判断をされている。
(5) 同趣旨の結果	報告書35頁 Ⅲ1総括(1)、報告書56頁 IV3(1)、報告書62頁 IV3(4)、報告書66頁 IV4(1)、報告書69頁 IV4(3)、報告書80頁 IV4(7)、報告書87頁 IV4(10)、報告書126頁 IV6(2)、報告書147頁 IV7(8)、報告書157頁 IV8(2)、報告書173頁 IV9(8)、報告書174頁 IV9(8)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和 6年 3月 18日	室長決定
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する	森林環境教育事業全般の運営体制の見直し及び検討を行い、補助による推進を選択しないこととした。			

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和6年3月18日 森林保全・林業振興事業補助金交付要綱の改正において当該補助事業を削除
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	事業廃止

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	森林課
						杉本 憲彦	
						小山 剛	
						☐ 内線	☒ 外線
						62-0602	
111	5	1	1	11			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(13) 間伐促進事業補助金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・補助金の交付申請時期と交付決定時期について（報告書 184 頁掲載） 当該補助金の令和4年度の交付申請は令和5年3月24日に行われ、補助金等交付決定通知書は令和5年3月27日、実績報告書は令和5年3月28日、完了検査確認書は令和5年3月30日、補助金確定通知書は令和5年3月31日となっていた。 交付申請が年度末になっており、申請とほぼ同時に交付決定が行われている状況であった。市の担当者に確認したところ、間伐作業は年間を通じて行われており、時期も不定期であるほか、あらかじめ計画を立てることが困難であることから、事務の効率化の観点から、交付申請は年度の事業件数が確定した段階で行われているとのことであった。ただ、申請前から間伐が実施されていることから、申請前から補助金が交付されることを前提に作業は進められている状況である。 また、当該検査のうち、令和5年2月20日検査分については申請がない段階で事前の検査を実施している。豊田市補助金等交付規則第13条によると、検査は補助事業者等の報告に基づき実施されることから、申請の無い段階においては、実績報告も無いことになる。 間伐作業は天気にも左右され、計画が立てられないという事情は理解できるものの、豊田市補助金等交付規則に沿った対応は必要であることから、遅くとも交付申請及び実績報告を検査日より前に実施できるよう、見直しを図るべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書186頁 Ⅳ9（14）、報告書187頁 Ⅳ9（15）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日 課長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定	令和6年 2月 1日 課長決定	措置完了予定 令和7年3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中			

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	交付申請の提出について全ての事業地が確定した年度末ではなく、計画数量の見込みが立った時点で速やかに行うよう、交付対象者に指導することとした。 また、検査日については、全部または一部の実績報告が提出されてから実施することとした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年7月1日に交付申請が提出され、同日に交付決定がされた。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
112	5	1	2	101		
					☐ 内線	☒ 外線

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 9 産業部 (14) 間伐促進事業補助金（水道水源林）
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 補助金の交付申請時期と交付決定時期について（報告書 186 頁掲載） 間伐促進事業補助金と同様、交付申請が令和5年3月24日、交付決定通知が令和5年3月27日、実績報告が令和5年3月28日、確定通知が令和5年3月31日となっていた。全ての補助金の手続が年度末付近であることから、少なくとも交付申請については、補助対象事業の実施時期に鑑みて、もう少し早くできるよう検討すべきと考える。
(5) 同趣旨の結果	報告書184頁 IV9（13）、報告書187頁 IV9（15）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年 2月 1日 課長決定	措置完了 令和6年7月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	交付申請の提出について全ての事業地が確定した年度末ではなく、計画数量の見込みが立った時点で速やかに行うよう、交付対象者に指導することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年7月1日に交付申請が提出された。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						産業部	森林課
						杉本 憲彦	
						黒谷 和男	
						□内線 ■外線	62-0607
113	5	1	2	102			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 9 産業部 (15) 間伐材搬出路網開設事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 補助金の交付申請時期と交付決定時期について（報告書 187 頁掲載） この補助金についても、間伐促進事業補助金及び間伐促進事業補助金（水道水源林）と同様、交付申請は令和5年3月17、実績報告は令和5年3月20日、確定通知は令和5年3月31日と年度末近くになっていた。 過去の状況及び工事を行う場合の見積りや契約等の状況から、早い段階で当初予算が不足することが想定できるため、年度末ではない早い時期に必要な額の見込みを立てることができたのではないかと考えられる。また、当該補助金が交付されないと交付者にとっては大きな影響が出ることが見込まれることから、できるだけ早期に申請を出し、補助金交付が確実な状況にしてから事業を進めることが望ましい。交付申請時期と交付決定時期の早期化が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書184頁 IV9（13）、報告書186頁 IV9（14）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中	方針決定 令和6年 2月 1日 課長決定	措置完了予定 令和6年7月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	交付申請の提出について全ての事業地が確定した年度末ではなく、計画数量の見込みが立った時点で速やかに行うよう、交付対象者に指導することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年7月に交付申請が提出される見込み。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	森林課
					杉本 憲彦	
					小山 剛	
114	5	1	2	103	□内線 ■外線	62-0602

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 9 産業部 (16) 新規就業者育成推進事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・ 補助対象者について（報告書 188 頁掲載） 当該補助金は、国の「緑の雇用事業」を実施する事業主体が実施する林業作業士研修の研修費用を助成するものと、豊田森林組合で新卒採用された職員が 出向により、市が定める林業大学校等へ就学する経費を助成するものである。 新規就業者を育成していく対象は豊田森林組合に限られるものではなく、他の林業経営体でも同様であり、林業従事者の雇用を確保していくには相応の経費がかかることもまた同様である。当該補助金の交付対象は豊田森林組合となっているが、補助の目的を考えるならば、他の林業経営体や林業従事者にも交付対象を拡大していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】									
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	3月18日	室長決定	措置完了	令和6年4月完了		
	□B 措置中	方針決定	令和 年	月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月 予定		
	□C 措置予定	方針決定	令和 年	月 日	長決定				
	□D 不措置	方針決定	令和 年	月 日	長決定				
	□E 検討中								
(2) 監査結果に対する		新規就業者育成推進事業補助金のうち、緑の雇用事業に対する補助金については、豊田森林組合以外の林業事業体においても、新規就業者の育成を支援することが市内の事業推進体制の構築に資すると判断し、新規就業者育成推進事業補助金について定めている豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱を改正した。							
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		なお、新規採用職員育成支援事業に対する補助金については、豊田森林組合以外の林業事業体においては、その経営規模から実質的に当該事業を実施することが難しいため、現時点では要綱の改正をしないこととした。							
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年度の交付要綱から緑の雇用事業の実施主体を「豊田森林組合」から「愛知県が認定事業主としていて、市内に主たる事務所を持つ林業事業体」に拡大した。							

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部		森林課
115	5	1	2	104	杉本 憲彦		
					小山 剛		
					□内線 ■外線	62-0602	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	9 産業部
	(16) 新規就業者育成推進事業補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・補助金の偏りについて（報告書 189 頁掲載） 間伐促進事業補助金、間伐促進事業補助金（水道水源林）、間伐材搬出路網開設事業補助金及び当該補助金のいずれも、補助金受領者は豊田森林組合であり、令和4年度の森林課が管理する100万円以上の補助金14件、総額285百万円のうち、実に78.9%に当たる227百万円が豊田森林組合に対するものである。 市に確認したところ、市内の林業従事者は217名、うち豊田森林組合の従事者が126名とのことであり、その割合は58%である。一方、補助金の占有率は78.9%ということであるから、豊田森林組合の利用が多くなっている。補助金は、特に公平性が重視され、特定の団体に偏らず、同様の活動を行っている場合は、公平に補助金を受ける機会を確保する必要がある。そのため、市においても、他の林業経営体に補助金制度を周知し、同様に補助金を受ける機会を確保するよう取り組まれることが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】									
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年	2月	1日	課長決定	措置完了	令和6年7月完了	
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定		
	□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定		
	□E 検討中								
(2) 監査結果に対する		森林組合だけではなく、民間の林業経営体にも補助対象を広げていく方針を確認した。また、各補助金について周知、説明の実施や補助金の相談を受ける機会をつくることとした。							
■方針 (措置区分 A・B・C・D)									
□方針の検討状況 (措置区分 E)									

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和4年度の交付要綱から高性能林業機械関係の補助金の事業主体を「豊田森林組合」だけでなく「林業事業体」に拡大した。 また、本監査の意見を踏まえ令和6年度の交付要綱から緑の雇用事業の補助金の実施主体を「豊田森林組合」から「愛知県が認定事業主としていて、市内に主たる事務所を持つ林業事業体」に拡大した。(No.114) 合わせて、令和6年度から「中小企業経営力高度化事業補助金」(所管：産業労働課)の相談を森林課でも受けるようにし、補助申請の支援を開始した。 その他、令和6年7月に民間の林業経営体に各補助金の周知、説明を実施し、特定の団体に偏らない措置を行った。
---	--

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	交通政策課
					稲吉 康介	
					金田 修	
					■内線 □外線	2-4532
116	5	1	1	12		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 10 都市整備部 (1) 燃料電池バス運行等負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 燃料費の確認方法について（報告書 190 頁掲載） 「燃料電池バス運行等負担金に関する協定書」第3条及び第4条において、燃料電池バス（以下、「FCバス」という。）運行業者は、「FCバス」の実車キロ、水素充填量等を記録し、実績報告書として市に提出し、市は速やかに運行完了の確認を行うとともに、水素充填費は実績報告書に基づく数量で乗除し算出した金額を市に請求し、市はこれを確認後、負担金としてこの金額を支払うこととされている。 市に提出される「FCバス」の実車キロ及び水素充填量は、運行日ごとに記載されている。しかし、実際の日々の実車キロと充填量は、1日の単位で単純な比例関係にはなっておらず、この「FCバス」の実車キロ及び水素充填量の表のみをもって、水素充填費の基礎となる水素充填量の正確性や妥当性を確認することは難しいと考えられる。このため、水素充填量について、実地検査や充填時のデータ、伝票などの客観的なデータをもって確認及び検証することを検討すべきである。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和6年7月1日 】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☒ B 措置中	方針決定	令和6年	7月	1日	課長決定		措置完了予定	令和7年3月	予定	
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する		・ 指摘事項について、名鉄バス株式会社及び豊栄交通株式会社に水素充填の実態について確認したところ、実車キロと充填量の比例関係については、毎回満タンまで充填する訳ではない（＝その日に走行で消費した分だけ水素を充填するわけではない）ことやアイドリング時間や燃費の関係で、必ずしも実車キロと充填量が一定の比例関係になるわけではないという回答を得た。									
■方針 (措置区分 A・B・C・D)											
□方針の検討状況 (措置区分 E)											

	・ 今後の水素充填量の確認方法として、水素ステーションを運営する東邦ガス株式会社が運行事業者に対して、月ごとに発行する水素充填費の請求書（明細書）の写しを実績報告書の添付資料として提出してもらうことで、客観的なデータとして確認することとする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	・ 運行事業者に対して、水素充填の実態についてヒアリングを実施。 ・ 東邦ガス株式会社から運行事業者に対して、月ごとに発行する水素充填費の請求書（明細書）の写しを実績報告書の添付資料として提出するよう指示。 ・ なお、上記の運用については令和6年度事業から適用するが、変更協定書は結ばずに、請求書（明細書）の写しの提出のみを求め、協定書への反映は令和7年度事業からとする。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					都市整備部	交通政策課
					稲吉 康介	
					金田 修	
					■内線 □外線	2-4532
117	5	1	1	13		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 10 都市整備部 (1) 燃料電池バス運行等負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・ 運行等負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて（報告書 191 頁掲載） 「燃料電池バス運行等負担金に関する協定書」第4条において、「FCバス」の運行に当たり市は、予算の範囲内で別表2に示す運行に要する費用を負担する、としている。この別表2では、負担する各種運行管理費の計に、この10%の車両管理及び諸経費（修繕等を除く。）を加えた小計について、消費税として10%（保険料は除く。）を加えた負担金合計を算出している。 このように、運行等負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。そのため、当負担金に関して運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、今後、協定書において当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定するよう、協定書の見直しを行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書88頁 IV 4（10）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書193頁 IV 10（2）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 4月 1日 課長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D)	・ 協定先である名鉄バス株式会社及び豊栄交通株式会社に対して、監査の指摘事項である「負担金に係る消費税等仕入控除税額」の確認やその取扱いについて規定する協定書（案）を提示し、4月1日付で新協定を締結した。		

□方針の検討状況 (措置区分 E)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	・実績報告書の様式、様式1「燃料電池バス運行など負担金に係る消費税当市入れ控除税額報告書」を追加。 ・市が協定書見直し案を運行事業者に提示し、2社とも合意。 ・見直し後の協定書で締結。令和6年度事業を開始。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						都市整備部	交通政策課
						稲吉 康介	
						愛川 遼	
						■内線 □外線	2—4532
118	5	1	1	14			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 10 都市整備部 (2) 上郷地域バス事業負担金
(4) 監査結果 ■ 指 摘	・事業負担金に含まれる消費税等相当額の取扱いについて（報告書 193 頁掲載） 「上郷地域バス「チョイソコにこにこバス」事業負担金に関する協定書」第5条において、事業負担金は、各期の運行経費、運営費、変動経費及び臨時経費の合計から各期の協賛金等を差し引いて算出した額を各期の事業実績に応じた実績額として市は事業者を支払うものとしている。事業負担金における消費税の取扱いについては、協定書第11条に消費税率の変更時の取扱いが規定されているものの、事業者において仕入税額控除が生じた場合の取扱い等は規定されておらず、消費税として事業経費（税抜き）の10%を加算し、事業経費合計（税込み）が算出され、消費税も含まれた額が事業負担金の対象となっている。 このように、事業負担金は消費税込みで算出されているのに対し、運行事業者が消費税等計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性がある。そのため、当負担金に関して、運行事業者に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、今後、協定書において当該事実の確認や、仕入税額控除が生じた場合の取扱いについて規定するよう、協定書の見直しを行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書38頁 III 1 総括（8）、報告書88頁 IV 4（10）、報告書133頁 IV 7（2）、報告書140頁 IV 7（5）、報告書150頁 IV 7（9）、報告書152頁 IV 7（10）、報告書191頁 IV 10（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する	・協定先である運営会社に対して、監査の指摘事項である「負担金に係る消費税等仕入控除税額」の確認やその取扱いについて規定する協定書（案）を

□方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	提示したが、現段階では、運営会社から見直し事項の必要性が不明ということで、協定の見直しが実施できていない。運営会社の見解を確認し、引き続き協議が必要である。 ・令和6年3月 市が協定書見直し案を提示するものの、合意できず。 ・令和6年4月 見直し前の協定書で締結。令和6年度事業開始。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						都市整備部	交通政策課
119	5	1	2	105		稲吉 康介	
						愛川 遼	
						■内線 □外線	2—4532

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	Ⅳ 監査の結果及び意見（各論）
	10 都市整備部
	(2) 上郷地域バス事業負担金
(4) 監査結果 ■ 意見	・支払状況明細書の訂正について（報告書 195 頁掲載） 市作成の支払状況明細書を確認したところ、支出額が取消線で修正されていた。四半期ごとに収入額等が確定すると、当初明細書に記載していた額が変更となるため、修正後の額を手書きしたものである。支払における重要な書類であり、複数人が関与し、同一書類を複数回修正される場合、対応者や責任の所在が曖昧になるおそれがあることほか、さらに支払における重要書類であることを踏まえると、修正を行う場合は、修正の理由と修正を行った者が分かるように証跡を残すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書37頁 Ⅲ1総括(6)、報告書90頁 Ⅳ5(1)、報告書92頁 Ⅳ5(2)、報告書112頁 Ⅳ5(11)、報告書172頁 Ⅳ9(7)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】				
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和6年 4月 1日	課長決定
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定
	□E 検討中			
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	・当該事業の負担金は、燃料費の変動経費や企業からの協賛金によって負担金を算出するため、必ず年度当初の支出負担見込み額から実績に応じて額が変更するものである。 ・そのため、会計課と相談し、次年度（令和5年度）分から、支払状況明細書の金額訂正が発生しないよう、様式の入力方法を変更することにした。また、今後、仮に支払状況明細書に修正が必要な場合は、「二重線で見え消し、訂正印を押印」する適切な方法で修正することと、修正した担当者とその理由が時系列でわかるよう記録することを課の職員に共有した。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	・同上			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	教育政策課
120	5	1	2	106	岩月 一裕	
					松岡 香織	
					■内線 □外線	2-7112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 11 教育部 (1) 奨学生交付金
(4) 監査結果 ■ 意見	・奨学金の利用促進について（報告書 197 頁掲載） 新型コロナウイルス感染症の影響で保護者の収入が減少し、家計状況が厳しくなっている家庭が見受けられたため、令和3年度から高校新規の定員を35人から70人に拡大した。しかし、高校生の拡大枠に対して申請件数の増加が見られないため、制度のさらなる周知が課題となっている。 高等学校における就学支援金や私立高等学校等授業料補助金があり、また大学等における日本学生支援機構からの類似する奨学金があることから、奨学金の意義も変容しつつあると考えられる。学校を通じた周知も進める一方、当該奨学金のあり方から再考することが望まれる。交付条件の見直しを通じて独自性のある内容とする等により、利用の促進を試みることも一案と考える。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	■E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、高校生等の申請件数増加のため、中学3年生時（卒業前の2月頃）に、学校と保護者間の連絡網アプリ（きずなネット）を用いて制度周知を実施した。その結果、申請件数が令和5年度：55人→令和6年度：80人に増加した。 近年の物価高や多子世帯の大学授業料無償化など、大きな社会的変化があるため、今後、交付条件等を見直し、有効性のある制度となるよう検討する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						教育部	保健給食課
121	5	1	1	15		加藤 世明	
						近藤 裕介	
						■内線 □外線	
						2－7 5 3 2	

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論）
	1 1 教育部
	(2) 学校給食協会運営費補助金
(4) 監査結果	・補助金申請額・決算額の所管課による確認について（報告書 198 頁掲載）
■ 指 摘	当該補助金は、人件費に対するものである。補助金の申請時や確定時の審査において所管課では、積算のワークシートを入手して各項目の積算上の整合性や計算式のチェックを実施しているとのことであった。しかし、例えば給与台帳との整合性の確認や、時間外勤務の時間数の根拠、等級表との整合性など、ワークシートの基礎入力項目の正確性は検証していない。また、確認者がチェックをする事項に特に定めはないとのことであった。令和4年度の補助金申請資料では、管理職手当のワークシート間の転記ミスがあるまま申請が行われており、当該差額分だけ補助金申請額が過小となっていた。 確認事項の決定については、人件費算出から支払に至るまでの団体内部の統制状況を踏まえて、人件費計算の根拠資料との確認など重要な確認事項を見定めた上で、市として確認する事項を整理することが望まれる。また、確認方法が属人化しないよう、確認事項を手順書やチェックリストなどの方法により、文書化していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書36頁 Ⅲ1 総括（5）、報告書48頁 IV1（1）、報告書93頁 IV5（3）、報告書95頁 IV5（4）、報告書108頁 IV5（9）、報告書123頁 IV6（1）、報告書125頁 IV6（2）、報告書136頁 IV7（3）、報告書154頁 IV8（1）

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和6年 4月 1日 部長決定	措置完了予定 令和7年1月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づいて、マニュアルやチェックリストを作成することは適正な行政事務に資するため、令和7年度の補助金申請時までには作成することを決定した。		

■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	今後、令和7年度からのマニュアル活用に向けて以下のとおり事務を進めていくこととする。 令和6年 4月 マニュアル（案）の作成開始 令和7年 1月 マニュアル（案）の完成 令和7年 3月 マニュアルによる申請書のチェック
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	2-7532
122	5	1	2	107		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和5年度
(2) 監査テーマ	補助金等に関する事務の執行について
(3) 監査項目	IV 監査の結果及び意見（各論） 1 1 教育部 (2) 学校給食協会運営費補助金
(4) 監査結果 ■ 意見	・人件費補助金の申請根拠となる定員数について（報告書 199 頁掲載） 補助金の交付申請時に、限定職員の欠員を見越して計画積算額から1期（4月～6月）分の8,464千円（うち、賃金は3,958千円）の減額調整を行っている。さらに、令和4年12月15日に「令和4年度事業計画変更承認申請書」を提出しており、申請額から15,361千円の減額となっている。これも、差額が生じているのは主に賃金（10,080千円の減額）である。また、確定金額も同様の理由により5,586千円減額されている。これは、年度を通して限定職員（調理を行うパートタイム職員）の実績時間数が計画時間数に達しない状況が継続しているためである。 長期間実績時間数が計画時間数に達しないまま減額となっているため、市と団体は、計画時間数を充足するための具体的対応策（賃金体系の改定等）や、作業実態に基づいた計画時間数の見直しの必要性の検討など、根本的な解決策について協議していくことが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	—

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年7月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中 方針決定 令和6年 6月19日 部長決定 措置完了予定 令和7年1月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	実績時間数が計画時間数に近づくよう、賃金体系の改定に向けて検討を進めている。 令和6年 6月 給食協会から賃金改定に関する調整依頼提出 令和6年 6月 ～12月 賃金体系の改定に関して協議 令和7年 1月 賃金体系の決定

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
---	--